



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「アイヌ学校」の設置と「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」の成立
Author(s)	小川, 正人
Citation	北海道大學教育學部紀要, 55, 257-325
Issue Date	1991-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29364
Type	departmental bulletin paper
File Information	55_P257-325.pdf



「アイヌ学校」の設置と「北海道旧土人保護法」・ 「旧土人児童教育規程」の成立

小 川 正 人

A historical study on “Ainu School”
(an elementary school in Ainu Community) in Hokkaido (1):
The Forming Process of the educational system for
Ainu children in the 1870's ~ 1900 Japan

目 次

はじめに	258
第1章 アイヌ居住地の変容と「初期アイヌ学校」の設置	266
第1節 アイヌの前に学校が現われるまで	266
(1) 強制コタン, 強制徴用, 「帰俗」政策 —— 幕藩制下のアイヌ政策	266
(2) 戸籍編成, 土地制度, 狩猟規則 —— 北海道の創出とアイヌ政策	270
(3) 居住地の「後退」, 強制移住とアイヌの生活破壊	273
① アイヌ居住地の「後退」	273
② アイヌ「救済」による生活破壊と強制移住	274
第1章第1節 註	278
第2節 「初期アイヌ学校」の設置と, その実態	282
(1) アイヌ居住地における学校設置の始まり	282
(2) 「初期アイヌ学校」の実態	283
① 就学督励とアイヌの対応	283
② 学校経営や授業の実態	286
第1章第2節 註	289
第2章 「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」の成立と	
「旧土人小学校」の設置	292
第1節 「アイヌ問題」の発生	292
(1) アイヌの窮乏化の進行と「アイヌ問題」の認識の成立	292
① アイヌの窮乏化の進行	292
② 「アイヌ問題」の認識の成立	296
(2) アイヌ教育への関心の高まり	297
① 「官製」アイヌ教育の「不振」	297
② アイヌ教育論の台頭	299
第2章第1節 註	301
第2節 「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」の制定	304
(1) 「北海道旧土人保護法」の制定	304
(2) 「旧土人児童教育規程」の制定	309

第2章第2節 註	315
第3節 「旧土人小学校」の設置	318
第2章第3節 註	321
むすび	322

*引用した資料について、原資料中の漢字の旧字体、変体仮名は原則としてそれぞれ当用漢字、平仮名に改めた。また、引用文中の中略は「…」で表した。

*アイヌ語地名については、初出のさいなるべくアイヌ語（カタカナ表記）で書き、括弧内に現在の地名（難読と思われる場合はその読み）を併記するようにした。アイヌ語地名については、山田秀三『北海道の地名』、北海道新聞社、1984年、国鉄札幌地方営業事務所編『北海道駅名の起源』、1950年、によった。

は じ め に

この論文は、次のふたつの目的を持っている。

第1は、アイヌ児童の教育を目的とした小学校（「アイヌ学校」）がアイヌ居住地に設置されるに至るアイヌ政策の過程を把握・検討することである。

アイヌ児童の就学のごく初期の事例は、1873年設立の小樽郷学校（後の量徳小学校）や1876年設立の室蘭の常盤学校などに見ることができる⁽¹⁾。だが、これらは何れも和人児童が圧倒的多数を占める市街地の学校で、在籍した児童もごく僅か（例えば小樽郷学校の開校時のアイヌ児童は4名）だった。この論文にいう「アイヌ学校」（以下括弧をとる）の嚆矢は、開拓使が樺太アイヌの強制移住地であった対雁に設置した教育所である。その後、1899年制定の「北海道旧土人保護法」（3月1日、法律第27号）第9条の定める小学校（「旧土人小学校」）の設置と、1901年制定の「旧土人児童教育規程」（3月31日、北海道庁令第42号）とによって、アイヌ児童を対象とした教育制度が成立するに至る。これらの法令は1937年までに廃止され、これ以降は和人と「同一」の制度となり、今日に至っている。いま、この間に設置されたアイヌ学校の一覧を示すと、[表1]のようになる。

第2は、上記の法令の定める教育制度の内容を把握・検討することである。これを第1の点と合わせることによって、アイヌ児童を対象とした学校教育制度の成立とその内容、方法を把握したい。

次に、上述したこの論文の課題を、先行研究の動向との関わりで位置付けておく。

アイヌ教育史に関する従来の研究は、以下のように総括できる。

- ① 道庁でアイヌ政策を担当した喜多章明による『北海道旧土人保護沿革史』（北海道庁、1934年）をはじめ、『北海道史』（北海道庁、1918年）・『新撰北海道史』（同、1938年）・『新北海道史』（同、1968年）における関係部分の記述がある。このように政策主体が自らの営為をあとづけたものが先ず編纂されたことが、その後の研究の視点に大きな影響を遺した。
- ② 戦前の社会経済史学・植民政策学の立場から書かれた高倉新一郎『アイヌ政策史』（日本評論社、1942年、同『新版』が三一書房、1970年）がある。これは松前藩から明治政府までのアイヌ政策をその施行過程にわたって詳細にあとづけたものである。また高倉は、『北海道教育史全道編3』（北海道立教育研究所、1961年）に、「旧土人教育」と題して、学校制度の変遷を中心にして対アイヌ教育を通史的に記述している。

表1 アイヌ学校設置廃止一覧

No.	学 校 名	設置年	旧土人小学校 (設置)	(廃止)	備 考	出 典
1	対雁 (ツイシカリ)	1877				対雁村史
2	広尾	1879				新広尾町史
3	大津	1880				豊頃町史
4	平取	1880	1901: 公立小学校から 移管	1919: 廃止、生徒は第 一平取尋常小へ		平取町史
5	白老	1881	1901: 白老第二尋常小 を新設	1937: 廃止、生徒は白 老第一尋常小へ		白老町史
6	室蘭 〔元室蘭〕	1881	1901: 公立小学校から 移管	1917: 公立へ移管。ア イヌ児童の減少による		赤松復命書 新室蘭市史
7	遊楽府 (ユーラップ)	1882				改訂八雲町 史
8	色丹	1884				
9	虻田*	1884	1901: 虻田第二尋常小 学校を新設	1921: 廃止、生徒は虻 田第一尋常小へ	校舎は北海道 旧土人教育会 が建設、寄付 北海道旧土人 教育会が経営	虻田町史、 虻田の旧土 人教育
	虻田学園 (実業補習学校)	1904				
10	有珠*	1884	1902: 有珠第二尋常小 学校を新設	1921: 廃止、生徒は有 珠第一尋常小へ		新稿伊達町 史
11	白糠	1885	1902: 白糠第二尋常小 学校を新設	1933: 廃止、生徒は白 糠第一尋常小へ		根室県学事 第四年報、 白糠町史
12	岡二(オカニ) 岡田	1891	1907: 新設、生徒は岡 二尋常小から	1932: 廃止、生徒は岡 二尋常小へ		岡二尋常小 学校学校沿 革史、様似 町史
13	春採	1891: 聖公会 が設置	1906: 公立特別教授場 (聖公会から移管した もの) から移管	1931: 廃止、生徒は釧 路第三尋常小などへ	私立春採尋常小 学校の軌跡、コ タンに生きる	
14	二風谷	1892	1910: 公立小学校から 移管	1937: 公立へ移管		平取町史
15	果標 (ルベシベ)	1892	1907: 公立小学校から 移管	1937: 公立へ移管		穂別町史
16	萌生 〔萌別〕	1892?				鵠川町史
17	姉去 (アネサル)	1896	1903: 新設		アイヌ・古川 足が設置、 1897年に閉校	新冠町史、 殖民状況報 文日高国 平取町史
18	上貫気別 (カミヌキベツ)		1916: アイヌの強制移 住に伴い姉去より移転	1940: 公立に移管		
19	伏古 〔日新〕	1900?	1901: 伏古第二尋常小 を新設、伏根が私立学 校の設備を寄付	1931: 廃止、生徒は伏 古尋常小へ	アイヌ・伏根 弘三が設置	山県良温の アイヌ教育 活動、伏古 の旧土人教 育

No	学 校 名	設置年	旧土人小学校 (設置)	(廃止)	備 考	出 典
20	向別 (ムコウベツ)		1902：新設、アイヌが土地の一部を寄付	1910：向別村が浦河町と合併したため公立に移管		浦河町史、北海道教育雑誌116号
21	長知内 (オサチナイ)	1902	1927：公立小学校から移管	1940：公立に移管		平取町史
22	新平賀 〔福満〕		1902：新設	1937：公立に移管		門別町史
23	茅室太	1902	1906：新設、生徒は毛根尋常小学校から	1921：廃止、生徒は毛根尋常小へ	1904年廃止、生徒を毛根尋常小に委託	茅室町八十年史
24	荷負(ニオイ)	1903	1908：新設、校舎は私立学校の寄付を受ける	1937：廃止、生徒は第一荷負尋常小へ		平取町史
25	姉茶		1904：新設	1937：廃止、生徒は野深尋常小へ		浦河町史、荻伏百年史
26	来札 (ライサツ)		1904：新設	1907：廃止	樺太アイヌが帰島したため廃止	
27	音更〔開進〕		1906：新設、中村要吉が教員住宅を寄付	1931：廃止、生徒は音更尋常小へ		音更町史
28	辺訪		1906：新設	1922：廃止、生徒は延出尋常小へ		三石町史
29	遠仏		1907：新設	1921：廃止、生徒は市父、高静の各尋常小へ		静内町史
30	井目戸 (イモッペ)	1907	1911：公立学校から移管	1919：廃止、生徒は鶴川尋常小へ		鶴川町史
31	元神部		1909：新設	1920：廃止、代わりに公立学校設置		新冠町史
32	上川第五 〔豊栄〕		1910：新設、生徒は上川第三尋常小から	1923：廃止、生徒は北門、近文両尋常小へ	旭川区土人保護規程により設置	旭川市史
33	内淵	1917				北風磯吉資料集

〈凡例〉・学校名が途中で改称されたものは改称後のものを〔 〕内に記入した。

〈出典〉・表の出典の欄に記載したものほかに、全体について、高倉「旧土人教育」、『北海道教育史』地方編1, 2, 『開拓使事業報告』第四編, 『北海道旧土人保護法改正ニ関スル書類』(北海道庁, 1937年, 北海道立図書館北方資料室所蔵)を参照した。

- ・表に記載したものうち、市町村史類以外でこの論文に書誌事項が書かれていないものの書誌事項は次のとおり。

赤松復命書：赤松則文「室蘭支庁管内旧土人学事状況復命書」、1917年、『アイヌ史資料集』第2巻所収。

〈注〉・キリスト教伝道者らによる私立学校については、直接に「旧土人小学校」の前身となった春採以外は省略し、表5に掲載した。

- ・「旧土人小学校」以外の公立アイヌ学校は主なものにとどめた。
- ・*：『北海道教育史』地方編および高倉『アイヌ政策史』によれば、1880年に虻田、有珠に教育所設置とあるが、資料の確認ができなかったため表には公立小学校設置の年で記載した。

表1 付図 アイヌ学校位置概略図

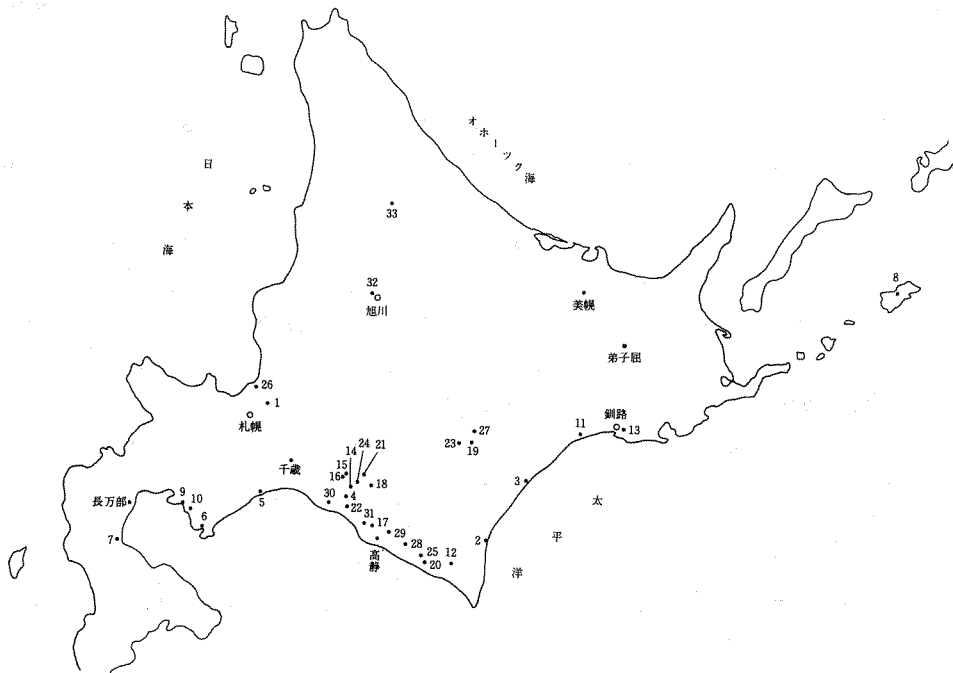


表2 アイヌ児童就学率

年度	就学(人)			不就学(人)			就学率 (a/a+b)%	出席率 %	就学率× 出席率
	現在就学	卒業	計(a)	未就学	未卒業退学	計(b)			
1886	244	7	251	2447	28	2475	9.2		
1889	316	5	321	3208	14	3222	9.1		
1892	507	13	520	2542	100	2642	16.4		
1895			451			2967	17.9		
1898	597	80	677	1458	127	1585	29.9		
1901	790	129	919			1141	44.6		
1904	1046	648	1694			736	69.7	69.7	48.6
1907	1649	429	2078			391	84.2	72.7	61.2
1910	1725	347	2072			175	92.2	78.3	72.2
1913	1691	227	1918			110	94.6	82.8	78.3
1916	1672	225	1897			67	96.6	87.4	84.4
1919	1167	323	1490			49	96.8		
1922	1355	371	1726			38	97.6		
1925			2090			29	98.6		

〈凡例〉・「現在就学」とはその年度において尋常小学校の教科を修学中の者。

・空欄の部分は該当する統計が得られないものである。

〈備考〉・学齢児童数は、上表のa+bに学齢になりながら就学の始期に達していない者の人数を加える。この人数は、特に第2次「旧土人児童教育規程」の施行期間（1916～22年）はアイヌ児童の就学始期が7歳であったため若干多くなる。

〈出典〉・『北海道旧土人保護沿革史』所載の表をもとに、各年度の『北海道庁統計』及び『旧土人に関する調査』（北海道庁、1919年）を参照して作成した。

③ 『北海道教育史』（『地方編』 1, 2, 『全道編』 1～4, 1955～64年）は、特に地方編に、従来あまり知られていなかった各地域におけるアイヌ教育の記述がある。同書は、その後の多くの道内地方教育史の記述の拠り所となっている。

以上に共通するのは、政策担当者ないしそれに類する立場から、近代日本のアイヌ教育をアイヌに対する「精神的指導」ととらえ、就学率の「上昇」等の教育の「普及」をもってその「成果」とする視点である。

これらの研究の“頂点”的位置にある高倉『アイヌ政策史』は、アイヌ教育を次のように把握している。まず、アイヌに対する教育は「アイヌの幸福のため生活向上のために必須のものとして考究されるに至った」と政策意図を説明する。にもかかわらず当初アイヌ児童の就学率が低かったことの要因は、アイヌが「教育の何たるやを解せず」、他方政府も「特別の組織」や「特別の考慮」を持たなかったことにありとしている（567～576頁）。アイヌの「無理解」と政策の「不徹底」が教育の普及を妨げた、と見ているのであって、教育政策じたいに問題が内在するとの見方はとっていない。そして、旧土人保護法以降の教育の「普及」について、「同化方針の唯一の方法としての教育は、遅々とした歩み乍らもその使命を盡しつつある」（630頁）と見るのである。

高倉の叙述は随所に予断を含んでいるが、中でも批判されるべきは次の3点だろう。まず第1に、アイヌ固有の教育は学校に類する施設を要しないのだから、アイヌ居住地に学校が設置されること自体の意味が検討されねばならない。第2に、より早くからアイヌの窮乏・離散がおこっていた地域では、アイヌ学校の設置などは見られない。アイヌ教育をアイヌ「保護」のためのものというならば、このことの説明をもつなければならない。高倉はこれらの点の把握を欠いており、彼の言う政策意図は多分に為政者の主観的なものである。第3に、近代日本のアイヌ教育は、アイヌがアイヌとして育つことを保証するものではなく、アイヌ固有の文化が持つすぐれて教育的な営みは、蔑視ないし否定された。アイヌの「窮乏」「精神的劣勢」「道徳的破綻」ゆえにその「指導」「救済」のためにアイヌ教育があったとする高倉の把握では、結果と原因が逆になっている。

これに対し、近年ようやく、日本国家によるアイヌ教育はアイヌの「保護」「同化」を唱えてアイヌの主体性と文化の破壊を目指しアイヌ差別をもたらしたものである、との認識にもとづく研究が蓄積されつつある。これらの研究には次のようなものがある。

① 北海道史研究の領域では、海保嶺夫が、「北海道の『開拓』と経営」（『岩波講座日本歴史16近代3』、岩波書店、1976年）において、アイヌ民族への国家権力の対応のあり方を分析視角として北海道「開拓」の「本質」を明らかにする、という視点を提起している。また海保洋子は、近代天皇制国家の成立過程における「民族問題」という視点からの一連の研究を「近代天皇制と『異族』の『臣民』化研究ノート」（『歴史評論』305号、1975年9月）にまとめ、敗戦までのアイヌ政策の時期区分を試みている。それぞれ意欲的な課題の提起になっているが、全体としては問題提起の段階にある。

② 榎森進『アイヌの歴史』（三省堂、1987年）は、現代のアイヌ差別が歴史的な所産であるとの問題意識にたって、古代から現代に至までのアイヌの歴史を、主として日本との関わりから記述したものである。各時代・領域の先行研究を広く摂取しており、現時点でのアイヌ「通史」の到達点を示し得ている。

③ 教育史研究では、竹ヶ原幸朗が、「アイヌ教育史」(『教育学研究』43巻4号, 1976年)においてアイヌ教育の制度の変遷を中心に記述し、「近代日本のアイヌ教育」(『北海道の研究6 近・現代編Ⅱ』, 清文堂, 1983年)では、さらにアイヌ教育における政策立案者や教員の「思想」や「実践」の検討に及んでいる。またその中で、アイヌ学校の教員が台湾「高山族」などの「学事調査」を行っていた事例を挙げつつ、アイヌ教育を「国外における日本の植民地教育政策, 国内における差別教育政策と連関させて」(『近代日本のアイヌ教育』483頁)把握する方法も提起している。この他、和人のアイヌ観とその歴史的形成過程の調査・検討(『教科書の中のアイヌと小学生のアイヌ観』, 『学校教育とアイヌ理解』, 札幌市教育委員会, 1988年, 所収, など)や、アイヌ教育(史)関係の文献目録(『アイヌ教育関係文献目録』, 『人文学報』144号, 東京都立大学人文学部, 1980年, 所収, など)の作成といった、今日のアイヌをめぐる教育問題やアイヌ教育史研究にとっての基礎的作業もおこなっており、何れも有益な仕事になっている。

④ 中村一枝「春採コタンの土地・教育問題について」(『北海道史研究』7号, 1975年9月)「私立春採尋常小学校の軌跡」(『同前』39号, 1987年5月)はキリスト教伝道の一環として設立された釧路のアイヌ学校について、久木幸男「山県良温のアイヌ教育活動」(『横浜国立大学教育紀要』20集, 1980年11月)は仏教僧侶による十勝におけるアイヌ教育について、それぞれその実態を記述している。いずれも、その実践が「アイヌの同化―絶滅を目ざしたアイヌ教育主流の滔々たる流れ」(久木, 20頁)とは質的に異なるものであったと意義づけている。それは、久木も述べるように、従来は専ら行政側のアイヌ教育政策に積極性を与える要因としてこれら「私立」のアイヌ教育が位置づけられてきたことからの前進でもある。またこれらの成果の蓄積は、「官製」アイヌ教育の性格と位置をより明確に規定する素材たり得るだろう。ただし、久木が「良心的和人教師といえども、彼らが『旧土人保護法』下の『官立旧土人小学校』を実践の場としていた限り、その実践に一定の限界があったことは免れ難い」と述べた(1頁)ことについては、「私立」アイヌ学校もその例外では無かったと考えられるのであって、「官製」「私立」の質的差異を意識しつつもまずはアイヌ学校が持つ歴史的性格を把握する作業が必要だろう。従って、「私立」アイヌ教育について「官製」のそれとの対比で意義を論じるには、前提としてなお「官製」側即ち政策の研究を要すると考える。また両者共に、対象とした地域のアイヌがどのようにしてそこに住むに至ったのかということから説き起こしていることは、アイヌ教育史研究における方法的提起として受け止めるべきだろう。

以上の研究を通じて、通史的なものは法制上における制度の改変をなぞる以上のものではなく、幾つかの課題提起も深化されぬままにあることを指摘できる。資料の検索・活用も十分ではなく⁽²⁾、それらを踏まえた基本的な政策の展開過程を知るに足る研究が必要な段階にあると言える。とりわけ、この論文の課題との関わりでは、以下のことを指摘したい。

上記の研究はいずれも、「アイヌ同化政策は、公教育制度の確立と相俟って、…『教育』を主軸に進めた点に特徴がある」「『旧土人』小学校は、アイヌのみならずアイヌ・コタン全体の同化政策の中核」⁽³⁾「アイヌ小学校は、アイヌの児童のみならずアイヌ全体に対する同化政策・皇民化政策の拠点という役割をも果たさせられていった」⁽⁴⁾「『同化・吸収』するために最も手取り早い方法として『勸農』と『教育』を導入」⁽⁵⁾と、アイヌ政策における教育とりわけアイヌ居住地に設置された学校(アイヌ学校)が果たした役割の大きさを指摘している。教育におけるアイヌへの差別・抑圧、あるいはアイヌに対する差別・抑圧における教育の責任、といった問

題もまたかかる指摘とともに議論の俎上に乗せられている。

筆者もまた、このような諸説に同意する。[表2]が示すように、アイヌ児童を対象とする学校教育制度が成立して以降の時期におけるアイヌ児童の就学率や出席率の「上昇」にはめざましいものがある。他方でこの間にアイヌからアイヌ語が急速に奪われていった⁽⁶⁾ことを併せて考えれば、この時期に学校・教育がアイヌ政策において果たした役割の大きさを窺い知ることができる。しかし筆者は同時に、先行研究について、次の点をより深化させる必要を感じている。

第1に、従来の研究は、日本国家のアイヌ政策を先ず「同化」(論者により「臣民化」「内民化」)政策と概括し、検討の途上で明らかにされる様々な事象を、すべてそこへ還元して説明してしまいがちである。このような把握は、「同化」なるものの具体的な内容を必ずしも明示しないことと関わって、アイヌに対する個々の「差別」や「抑圧」がどのように「同化」政策として機能するのかといった点の考察には進まない⁽⁷⁾。アイヌ「同化」教育なるものについても、それがどのような内容・方法をもっていたかという解明はあまりなされていない。その基礎的作業とも言える制度面の検討も、概括的な「差別」「同化」の指摘にとどまっている。

第2に、学校が「中枢」であり教育が「主軸」であったとしばしば論じられながら、それは政策の遂行上においてどんな意味を持つのか、更にその前に、どのようにして学校・教育がそうした位置・役割を占めるに至ったのか、といった点は解明されていない。この点の考察は、第1の点にもつながる意味を持つと考えられるのであって、「同化」教育に「熱心」な教員ほど「アイヌは…和人に対し、概して猜疑心を抱く…只彼等の最も信じて敬ふは、その部落の小学校教員なりとす」⁽⁸⁾という位置を占めるに至ったことは、学校・教育が政策の「主軸」となるに至る過程の解明をふまえてこそ説明し得る事態であろう。さらに、アイヌはそもそも学校に類する教育施設を有さなかったということと併せて考えれば、アイヌ学校の設置までの過程をアイヌ教育政策の問題として検討することが必要であろう。この点において、本稿の課題は「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」下のアイヌ教育政策の実態分析の「序説」としての位置を占めるものである。

なおこの論文は、筆者の立場・問題意識・力量に規定されて、和人⁽⁹⁾による「対アイヌ教育」史という傾向を強く持っている。もちろんこのことはアイヌを歴史の主体としてとらえることの放棄を許すものではないが、アイヌを主体とする「アイヌ教育史」⁽¹⁰⁾へはなお距離があるものとなろう。今後の重い課題としておきたい。

はじめに 註

- (1) 『量徳百年』, 量徳小学校創立百周年記念編集会, 1974年, 40~41頁, および高倉新一郎『アイヌ政策史』, 日本評論社, 1942年, 446頁。
- (2) 堅田精司は、今日では公文書等の資料の整備が進みつつあり、高倉『アイヌ政策史』が築いた「史料体系」を越えることが可能になったにもかかわらず、今なお多くの研究がその枠内にとどまっていることを指摘している(『読書北海道』1987年7月15日号)。
- (3) 竹ヶ原「近代日本のアイヌ教育」, 455, 483頁。
- (4) 榎森『アイヌの歴史』, 147頁。
- (5) 海保洋子「大正期におけるアイヌ系民衆と国民組織化」『北海道史研究』創刊号, 1973年12月, 15頁。
- (6) 1916年の調査では「(アイヌは——筆者注) 大体に於て同種族間の通話にはアイヌ語を用ひ和人に對しては和語を使用す」(『旧土人に関する調査』, 北海道庁内務部教育兵事課, 1919年, 95頁)とされ、

1920年代末の調査では「現在に於て殆どアイヌ語を用ふる者なく、青年等は大体之を知らぬ」（『土人概要』、北海道庁学務部社会課、1929年、4頁）とされているのを見れば、アイヌ語はとくに1900年頃より後に生まれた者において徹底して奪われていったことがわかる。

- (7) 学説上は既に厳しい批判にさらされている筈の「同化史観」がなお和人の間に根強いという現状（例えば明神勲・秋間達男「大学生のアイヌ認識と指導上のいくつかの課題」『釧路論集』20号、北海道教育大学釧路分校、1988年、を参照）も、「同化」政策の把握の脆弱さにその一因があるのではないかという問題として受け止めるべきと考える。

また何より、かかる抽象的な政策批判は、少なからぬアイヌが痛切な政策批判を持ちつつも今でも当時の教員を「恩人」としている、いわばアイヌのアイヌ教育史認識とはとうてい拮抗しえないのではなかろうか。筆者は和人（シャモ）であるが、このような認識と緊張感を欠いては、和人としての歴史認識を鍛えることはできないと考える。

なおこの点からは、アイヌ「同化」の具体的な様相の把握が研究課題として要請されてこよう。その場合とりわけ近代日本においては天皇制の果たした力は無視し得ないだろう。これについての考察は稿を改めたい。

- (8) 武隈徳三郎『アイヌ物語』、富貴堂、1918年、13頁。武隈はアイヌの教員である。

- (9) この論文では、アイヌ民族のことをアイヌ、アイヌに対応する意味での本州以南出身のいわゆる日本人を和人と呼ぶことにする。アイヌに「民族」という呼称を付けなかった理由は、それに対応する和人を何「民族」と規定できるのか今なお定かでないという筆者の側の主体性の未熟さ以外のなにもでもない。この件については佐々木利和の指摘（「アイヌ史は成立するだろうか」、北海道・東北史研究会編『北からの日本史』、三省堂、1988年、所収、310～11頁）を参照されたい。

なお、「シャモ」はアイヌ語のシサム＝隣人の転訛したもので、そこには差別する和人に対するアイヌの蔑称がこめられているというのが一般的理解であるが、佐々木はアイヌがかなり早くからこの言葉を和人の呼称としている事実を挙げ、「シャモ」を歴史的用語として、アイヌに対する場合のいわゆる日本人の呼称として使用している。筆者はこの点でも佐々木の提起を受け止めるべきと考えるが、今回は暫定的に「和人」によることにし、この件についての判断は機会を改めたい。なお「和人」という用語は、海保嶺夫によれば、歴史的には「明確な初出は寛政十一（一七九九）年…アイヌ人たちの『同化』政策的発想が政策レベルに登場する時点で使用され」たもので、「（アイヌ「同化」の——筆者注）到達目標として和人が位置付けられている」という出自をもつという（「和人地権力の形成——渡党の性格をめぐる」、加藤・北島・深谷編著『幕藩制国家と異域・異国』、校倉書房、1989年、所収、49頁以下）。

- (10) 現在、北海道ウタリ協会による『アイヌ史』の編纂が進行中である。

なお、この点について、1990年度歴史学研究会大会近世史部会（5月27日、於専修大学）における佐々木利和の報告「イオマンテ考——シャモによるアイヌ文化理解の考察——」はきわめて示唆的であった。イオマンテ（クマ送り）という儀礼の歴史的再現によるアイヌ史叙述の試みを含んだこの報告において佐々木は、冒頭で「今まで日本史という枠の中でアイヌをとらえるというのはよくあったが、アイヌそれ自体をとらえるということはなかった」「日本史がアイヌをとりあげるとき、差別の問題のみを重視するとアイヌの文化の歩みは見失われるのではないか。それをやってしまうなら、日本史がアイヌを差別していると言わざるをえない」と日本史研究におけるアイヌの歴史のとりえ方の現状を批判し、さらに、アイヌ史に「シャモの歴史と共通する言語は存在するか」として、「日本史でアイヌのことを問題にしようとするば、まず“アイヌとは”というようなところから入らねばな

らない」「アイヌにとっての対他的存在としてのいわゆる日本人の呼称すら定まっていなかった」と研究の立脚点がなお脆弱であることを指摘した。

和人による「対アイヌ史」と、(非文字社会であり、従ってその歴史の方法は既存の日本史とはおおいに異なる)「アイヌ史」との間に相互の「対話」が成立するにはなお距離があること、その主因に(よく言われる「アイヌ史の立ちおくれ」というようなことにとどまらない)「対アイヌ史」の方法・態度の問題が所在しているとの問題提起として反省的に受け止めるべきと考える。筆者なりの回答は他日を期したい。

第1章 アイヌ居住地の変容と「初期アイヌ学校」の設置

第1節 アイヌの前に学校が現われるまで

—— アイヌ居住地における学校設置の歴史的前提

(1) 強制コタン、強制徴用、「帰俗」政策 —— 幕藩制下のアイヌ政策

まず、幕府・松前藩の政策がアイヌ社会に与えた影響を概観する。

蝦夷地⁽¹⁾では、場所請負制⁽²⁾の展開とともに交易はアイヌにとって収奪同様にこなされるに至り、アイヌは交易の主体から漁場における主要で安価な労働力へと落としめられた。本来のコタン⁽³⁾は川筋などに散在していた(例として[図1-a]にトカチにおけるコタンの分布を示した)が、「場所」は河口などの海浜に設定された([図2])。「場所」の経営が大規模になるに従い、請負人は労働力となるアイヌをコタンから引き離して「場所」へと徴用した。

更に、場所の収益に比してアイヌ人口が多いと「介抱」⁽⁴⁾の費用がかさむため、請負人はアイヌを他の場所へ出稼ぎさせるようになった⁽⁵⁾。例えばアプタ(虻田・アプタ)・モルラン(室蘭)のアイヌをアツタ(厚田)へ、サル(沙流川流域)のアイヌをイシカリ(石狩)、ヲタル(小樽)、アツケシ(厚岸)へ、トカチ(十勝)のアイヌをホロイツミ(幌泉、現えりも町)へ、アパシリ(網走)とシャリ(斜里)のアイヌをクナシリ(国後)へ、モベツ(北見紋別)のアイヌをソウヤ(宗谷)やリシリ(利尻)へなど、多くの地域でアイヌの強制連行が行なわれた。従事させられる労働も、漁撈にとどまらず、場所の経営が大規模になるにつれ炊夫、小間使や道路の開削等にも使役された。徴用は2年、3年という長期に及ぶようになり、青壮年男子のみでなく女・子供まで駆り出されるに至った。例えば沙流川流域では、1858年において、11~50才のアイヌのうち男性は82.3%、女性は35.7%が徴用されている⁽⁶⁾から、その後のコタンに残るのは老人、幼児、病弱者と僅かの婦女子ばかりという有様だった。

そして、場所の近くには請負人がコタンを移転させアイヌを集めた「戸数にして数十、人口にして数百という、自然コタンを見なれた目には異様に大きな集落」⁽⁷⁾(「強制コタン」)が作られた。自然コタンの多くは、一つのエカシ・イキリ(家系)により構成されていたが、強制コタンはこのようなまとまりを変容させた。また、アイヌ固有の生業のみではこのような大人数の生活は維持できず、和人に提供した労力の報酬に依存させられるようになる。

加えて、場所の番人らによるアイヌ女性への暴行は珍しくなかった。このためアイヌの結婚が減少し、番人が妊娠したアイヌに堕胎を迫ったり、母を奪われたアイヌの子供が餓死した、といった事態も生じた。また「強制コタン」のように集住させられていたこととあいまって、和人が持ち込んだ天然痘や梅毒などがアイヌに伝染していった。

これらの結果は、端的にはアイヌ人口の減少として表れた。[表3-a]に示したのは北海道島における場所ごとのアイヌ人口の推移であるが、特に減少の激しかったのが鮭・鯡漁などの大規模漁場経営が行なわれた西蝦夷地（日本海・オホーツク海側）で、1822年から1854年のうちにほぼ半減している。

また和人地のアイヌは、蝦夷地のアイヌとの交易などを分断され、かつ15世紀末以来の和人の定住・集落の形成（これにより、例えば鮭の漁獲権を和人が独占するようになる）と藩や知行主からの掌握が及ぶに従い、より和人の少ない地域へとその居を移していった。18世紀までに和人地のアイヌ居住地・人口はともに著しく減少し「アイヌはもはや例外的な存在とな」った⁽⁸⁾。

日本国家が蝦夷地のアイヌに対し「漸々日本の風俗に帰し、厚く服従いた」⁽⁹⁾すよう、「撫育」や「風俗改め」（「帰俗」）に着手したのは、かかる状況の下であった。

それは、ロシアらの樺太、千島への「進出」を前にした幕府が蝦夷地の直轄（1799年から1821年、その後松前藩の復領をはさみ1855年から明治維新まで第2次直轄）にふみきったときに始まった。幕府は、対外的には「蝦夷アイノ住居之分ハ日本所属ト認度候、右アイノハ日本支配たる故ニ候」⁽¹⁰⁾と主張し、アイヌを労働力として保全するとともに懐柔しようとしたのである。このことは、それまで幕府・松前藩が「華夷主義」⁽¹¹⁾に基づきアイヌの日本語・文字の習得を厳禁して蝦夷地での權益を保持してきたことからの“転換”でもあったが、アイヌに対する蔑視とアイヌが主体的に日本文化に接触することを否定するという点では通底するものがあつた。

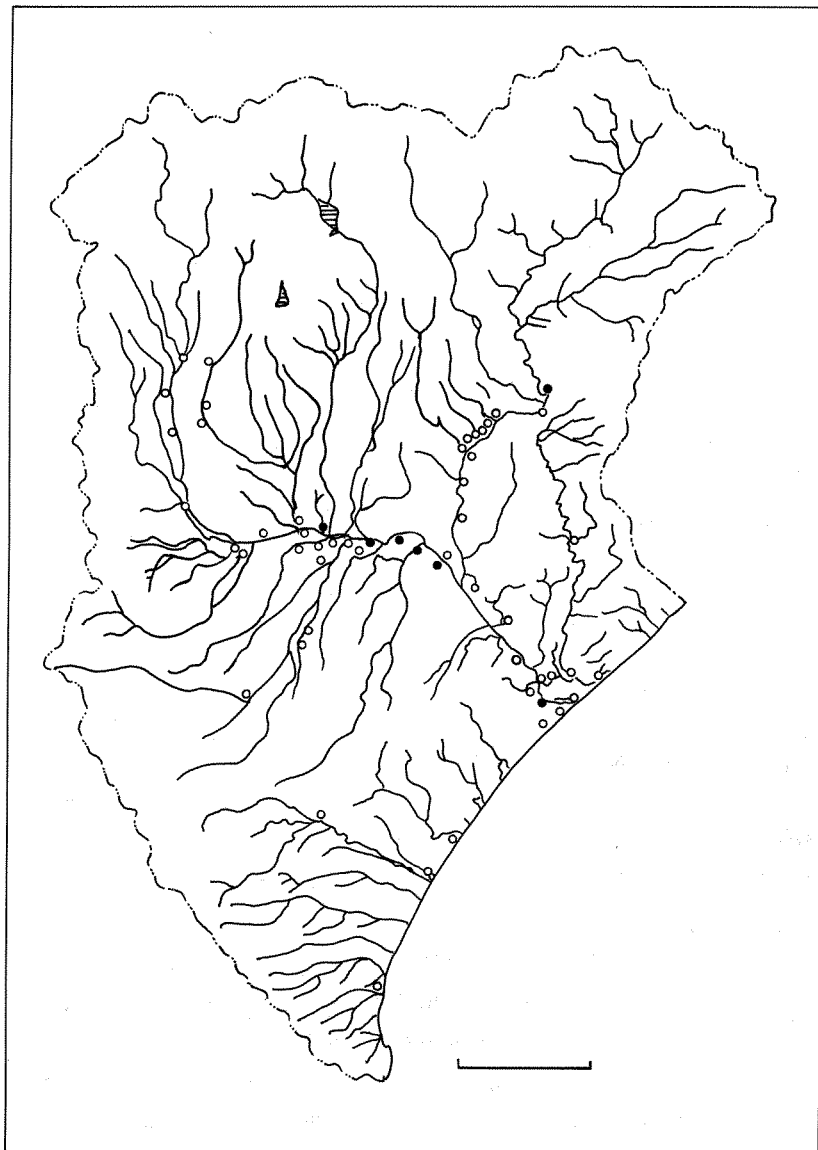
具体的な施策を見ると、アイヌに日本語や仮名文字を習得させ使用させること、アイヌの風俗とりわけ耳環や入墨などを止めさせ髪型や服装を“日本風”に変えさせること⁽¹²⁾、蝦夷三寺（厚岸の国泰寺、様似の等樹院、有珠の善光寺）を設置してアイヌの教化を図ること、等に着手している。また、「乙名」らの名称をつけた「役土人」を任命してアイヌ統治の末端に位置付け、これを総乙名―乙名―小使などと編成して幾つものコタンを掌握しようとした。日本語を習得したアイヌが「役土人」に任命されるようになると、従来のコタンコロクル（コタンの精神的首長）に代わって和人の意向を伝令する「役土人」がコタンの指導層になっていく。また、エトロフに於いては「帰俗」したアイヌにはその証明として「改俗牌」（[図3]）なるものを頸に掛けさせたごとく、ロシアに隣接した地域でより徹底して行なわれたことが特徴である⁽¹³⁾。

第2次直轄期にはやや徹底した施行、例えば宗谷や幌別等で役人がアイヌの幼・少年に日本語や仮名文字の読み書きを教えたというような事例をみることができる。また「帰俗」した役土人の呼称について、「総乙名」を「庄屋」、「乙名」を「名主」、「小使」を「年寄」と「内地」の村落支配機構に準じたものに変更した。更に幕府は、アイヌの呼称として、異民族であることを意味する「夷人」等の言葉を排し、当時は“内地”の土着住民に対しても用いていた「土人」という言葉を専ら充てるようになる。

これらを、ごく外形的な部分でのアイヌ風俗の改変や自国家構成員への編入であると概括することができる。ただしその施行の度合いは地域による差異も大きく、アイヌは特に「帰俗」政策には根強い抵抗を行なった。当時の記録を見ても、エトロフの一部を除けば「帰俗」アイヌの割合は数%から30%であり、「改俗」を嫌ったアイヌの山への逃亡や、「改俗」したものは死に絶えるとの「流言」がアイヌに広まった、というような事態が相次いだ。間もなく「帰俗」政策はその強制力を弱めるという「手直し」を余儀なくされ、「帰俗」アイヌの多くはその髪様などをとにもどしたのである⁽¹⁴⁾。

のみならず、アイヌは「…斯く無理非道わけもなく髪様まで改めさせ候国の民なり居ることは
いやよと思ひなば、彼等（ロシアをさす——筆者注）に降参し、彼等の水先もなすものもある
まじとも云はれまじ、左ありなば先いやといへる髪を改め給ふよりは、よく土人等立行候様に御
世話ありなば、其方がよろしかるべし。」⁽¹⁵⁾と、政策の矛盾を巧みに突いた批判を行っていた。
他方で幕府は当初は「帰俗」政策の遂行について楽観視していた⁽¹⁶⁾という点に、幕藩権力がア
イヌの主体性を軽視ないし蔑視していたことがうかがえるが、かかる優越意識は絶えずアイヌの
上述の如き視点に晒されていた、つまりアイヌ蔑視はアイヌへの“恐れ”に裏打ちされている、

図1-a トカチのコタンの分布：1873年頃



〈凡例〉●○印は10戸未満の、●印は10戸以上のコタンを表す。
 〈出典〉千葉小太郎、田沼謙編『十勝・帯広における集落の形成』、
 十勝郷土研究会、1986年、15頁。

図2 場所の分布

This map illustrates the Kanto Plain region, highlighting the extensive Tone River (利根川) and Arakawa River (荒川) networks. The Tone River flows from the north, passing through Maebashi (前橋) and joining the Tone River (利根川) at Maebashi. The Arakawa River flows from the west, passing through Maebashi and joining the Tone River at Maebashi. The map shows the surrounding mountainous terrain and the sea to the east. Key locations marked include Maebashi (前橋), Tokyo (東京), and various smaller towns and villages. The map also depicts the surrounding mountainous terrain and the sea to the east.

(裏面)

関	菊
谷	地
茂	惣
八	内
郎	
花	花
押	押

文化乙丑賜
大日本エトロフ住人
戸平
改俗牌
旧名
ヒンネヘツ産
トイケシ

〈出典〉 阿部正己「北海道開拓使及び三県時代のアイヌ教育」

表3－a 北海道アイヌ人口の推移(1873年まで、場所別)

東蝦夷地	山越内	虻田	有珠	絵鞆	幌別	白老	勇払	沙流	新冠	静内
1822年	504	800	417	144	131	232	1,312	1,215	358	523
1854年	374	601	460	256	257	399	1,178	1,124	386	644
1873年	282	515	527	315	253	547	1,098	1,733	506	1,360

三石	浦河	様似	幌泉	十勝	釧路	根室	国後	色丹	計
221	327	132	173	1,099	1,349	891	347	93	11,271
221	441	174	115	1,178	1,298	581	99	—	10,003
290	914	137	108	1,449	1,321	480	64	—	12,054

西蝦夷地	久遠	太櫓	瀬田内	島小牧	寿都	歌棄	磯谷	岩内	古宇	積丹
1822年	25	68	86	128	76	209	83	251	128	82
1854年	11	73	71	34	63	54	17	56	75	77
1873年	8	80	76	28	12	—	6	51	49	52

美国	古平	余市	忍路	高島	小樽内	石狩	厚田	浜増毛	増毛
54	374	564	292	189	150	1,685	72	297	437
14	241	493	125	71	102	670	41	200	136
135	109	313	51	27	8	381	19	176	30

留萌	苫前	天塩	利尻	礼文	宗谷	斜里	焼尻	計
472	211	418	116	—	719	2,462	—	9,648
216	109	213	37	27	585	1,413	43	5,318
95	112	270	35	22	362	1,074	—	3,581

〈凡例〉・一印はアイヌ人口なし。

〈注〉・和人地および捉拵，国後は含まない。

・1873年の数字は郡の人口。郡はおおむね各場所の範囲を継承して設定された。

・1822，54年は場所請負制下で場所を越えたアイヌの自由な移動は禁じられており，1873年はその廃止によりアイヌの移動は自由とされる。

〈出典〉・高倉『アイヌ政策史』309～311頁。(原資料は「文政安政野作口表」，及び『開拓使事業報告』)

(2) 戸籍編成，土地制度，狩猟規則——北海道の創出とアイヌ政策

幕府に替って政權を握った明治政府は，1869（明治2）年に開拓使を設置，同年蝦夷地を「北海道」と改称した。この改称は，既に実質的には自らの支配を及ぼしてはいたものの，名称上では「蝦夷人の地」すなわち「異」域であるとしてきたこの島を，名実共に「内国」に組み込んだことを意味する⁽¹⁸⁾。

〈開拓使初期のアイヌ教化政策〉

これより先，虻田詰の役人が，アイヌの子供に「筆学算言語礼法等」を学ばせる「筆学所」を

各場所に設置すべきとの意見を、函館裁判所（当時の北海道島管轄官庁）に提出している。この案は採用されたが、戊辰戦争などの影響を蒙り、その実施は立ち消えになったようである⁽¹⁹⁾。1870年9月には開拓使自らがその「庶務規則」の中で「土人童男女教育」のための「手習所」を設置する意向を示している⁽²⁰⁾。また、1871年当時増毛地方を管轄していた山口藩も、開拓使の求めに応じて提出した「調書」において、アイヌに「年中には文字算数共教導し惣て御国之民風俗に化し…」といった「見込み」を述べている⁽²¹⁾。「筆学所」にせよ「手習所」にせよ、その教授の内容は幕末以来の読み書き教授に等しいものを構想していただろうと推測する。しかし、こうした方策をこのとき開拓使が実施に移した形跡は見られない。

1871年10月、開拓使は、アイヌに対する日本語の習得の奨励、農耕を行なった者への居宅の下付、死者が出た家を焼いて転住する慣習の禁止、耳環や女の入墨などの禁止を定めた布達を発している⁽²²⁾。早くも同月中には、サッポロ（札幌）やハッシャム（発寒・ハッサム、現札幌市西区）などの「乙名」から、この布達を守って慣習を禁制し農耕や文字の習得に励む旨の請書を徴し⁽²³⁾、小樽ではアイヌへの下付家屋も用意した⁽²⁴⁾。しかし、例えば小樽では、大規模な鯊漁と幕末に「村並」になるほどの和人の移住によって役所によるアイヌの掌握が進んでいたと考えられるのであり、またどの「請書」も「土人取締」などの役人の介在によって提出されているのであるから、これらは何れも例外的な、かつアイヌ自身が進んでそうしたのかどうか極めて疑わしい事例である。この他にも、農耕を行なったアイヌに賞誉を与える⁽²⁵⁾等の奨励策を講じているが、それらも札幌周辺や胆振地方等に限られており、またごく個別の事例にとどまっている。

また開拓使は、1872年に札幌・小樽・余市などのアイヌ青少年男女計35名を東京の開拓使仮学校に送り込み、読み書きや農業を学ばせようとした。北海道よりも東京のほうが「自然遷善ノ功」が「速カ」、即ち生活慣習の改変や日本語の習得をより容易に強行できるとの判断に基づいてのことであった⁽²⁶⁾。同じ頃、開拓使の役人が上川（石狩川上流域）巡視の際にアイヌの子供15名を札幌に連行し、寺子屋式の教育を行なおうとしている⁽²⁷⁾。何れもアイヌを故郷のアイヌ社会から引き離すことから教育を始めようとしている点で共通するものがある。だがその結果は、開拓使仮学校の場合、当初100名のアイヌを送る計画のところがついに35名しか集められなかったものであり、上川のアイヌは東京へ子供を連れ去られるという話を聞いて「一同狼狽」し、秋漁の用意も「捨テ」て浜に下りて来ず、役人が「種々説諭」しても結局「老人中年丈ケ下リ、小兒ノ部猶上河ニ残シ置ク」有様だったといい⁽²⁸⁾、じっさい東京では行方不明者や病死者まで出して1、2年で取り止めになった。札幌への連行の場合も、親が札幌までやってきて子供を密かに連れ帰った。

このように、開拓使設置後数年間のアイヌに対する教育政策は、開拓使自らが布達や若干の奨励策を示す程度で、しかも布達の内容は幕府のそれと大差はない。地域的にも実効の及んだのはせいぜい本支庁の周辺などに限定されている。積極的な施設の設置なども見られず、開拓使仮学校への連行のような強引で観念的な施策も破綻するに終わっている。開拓使自身も、1876年になっても「未タ其慣習ヲ固守候者有之」⁽²⁹⁾という実態であることを認めている。こうしたアイヌ教育を推進し得る基盤を、開拓使はまだ有していなかったと見るべきだろう。

1875年、当時開拓使大判官だった松本十郎は、黒田開拓使長官に宛てた「旧土人教化ノ儀ニ付伺」の中で、「土人教化ノ義ハ今日ノ急務」としつつも、アイヌの「風ヲ易ハ俗ヲ移スニ至テハ甚易キニアラズ」と述べ、ひとつの言語、慣習を改変することは決して容易には行なえないと述

べる。そして、「学校ヲ立テ、之ニ教ル」などの策は「萬々易キガ如ク、其実却テ難シ」と続けるのである。ではどのように「順序ヲ踏」めば「風俗ノ遷移」を行なえるのか。松本は「移民土人ノ別ナク一切村並」にしてアイヌを「一般自立」させるようにもっていけばよい、そうすればアイヌは「従前ノ無知ヲ悔悟」するだろう、とする⁽³⁰⁾。開拓政策の推進という背景のもとで、アイヌを近世における「蝦夷地」の住人から明治政府の統治を受ける「平民」へと組み込むことが、かかる教化の基盤を形成するという見通しがそこにあったのではないだろうか。だとすればそれは、“アイヌの理解者” ゆえの慧眼であったと言うべきだろう。

〈戸籍の編成——統治の基盤の形成〉

開拓使は、アイヌも「平民一般」としてその戸籍を編成し、併せてアイヌに順次「日本式」氏名を付けていった⁽³¹⁾。更に「通辞」を「土人取締」と改称し（後にはこれも廃止）⁽³²⁾、「役土人」の呼称を廃止する⁽³³⁾等の一連の施策を行なった上で、行政上アイヌを「区別」する呼称を「旧土人」に一定した⁽³⁴⁾。また、近代町村制度の導入に伴い「戸長」や「伍長」をアイヌ居住地にも設けた⁽³⁵⁾。

もっとも、戸籍編成に際して多くのアイヌは、姓のみ日本式のそれを付けたものの、この頃は名のほうに従来のアイヌ名を残した。またピラウトゥル（平取・ピラトリ）のようにこの頃和人がほとんど入り込んでいない地域では、コタンの統治も実質的にはその首長であるペンリウクが権限を持っていた⁽³⁶⁾し、そうしたコタンではアイヌはお互いの名をアイヌ名で呼び合った。

しかし、戸籍の編成は生まれた子どもにすぐに名をつけることを要求する点で、「子どもが四～五才になって、やや性格がはっきりしたら名前をつけ」る⁽³⁷⁾というアイヌの子育ての慣習と相反するものであった。平取の例にしても、裏がえせばそのようなコタンが解体された地域では自治も名前もアイヌ固有のそれを保持できないことを示唆している。また戸長等には和人の有力者が任命されたから、次第にコタンの「自治」は解体されてゆくことになる。これらは同時に、アイヌ統治が法令等を始めとして全て日本語を介して行なわれるに至る過程であり、アイヌにとっては、日本語を知ることが日本の統治下での生存の要件になることでもあった。

〈土地と生業の剝奪〉

開拓使は、1872年9月に「地所規則」および「北海道土地売貸規則」を制定し、「深山幽谷人跡隔絶ノ地」以外はその土地の所有権を明らかにする旨を定めた（「地所規則」第7条）。土地制度史上では北海道における近代的土地所有制度の出発点として位置付けられる両「規則」は、「山林川沢従来土人等漁獵伐木仕来シ地ト雖モ」（同前）この所有権設定の対象とした。これによって、アイヌが各自のイウォロ（漁獵区）としていた土地を“無主”のものとして奪うことを「合法」化したのである。1877年12月制定の「北海道地券発行条例」では、「旧土人住居ノ地所」を「官有地第三種」として留保し「地方ノ景況ト土人ノ情態」次第ではアイヌにその土地の私有権を与える（第16条）という規定を設けたが、実際にこの条文の適用を受けたアイヌは僅かに720戸、確保された土地も一戸あたり310坪にすぎなかった⁽³⁸⁾。しかもこの規則は同時に、「山林川沢原野等ハ当分総テ官有地トシ其差支ナキ場所ハ人民ノ望ニ因リ貸渡或ハ売渡ス事アルヘシ」（第15条）と定めたのであり、これによってアイヌの土地は、政府がこれを取り上げることになった。政府は、その広大な土地の中から「御料地」等の皇室財産・官有財産を確保した上で、順次資本家等へ土地を払下げた。

奪われたのは土地にとどまらなかった。和人の狩猟者が獣や魚を乱獲する⁽³⁹⁾一方で、開拓使はアイヌの狩猟法である仕掛け弓（アマッポ、クワリ）や毒矢は人畜への危害があるとして禁止した⁽⁴⁰⁾。せめて猟銃に慣れるまで猶予してほしいとのアイヌの要求も開拓使は却下して強制している⁽⁴¹⁾。それは、アイヌの生活手段の剝奪であったばかりでなく、「仕掛け弓は、実によく考えられた狩猟用具で、クマのよく通る道筋に仕掛けておき、張ってある糸にクマが触れると、矢は自動的に発射されます。…人間が歩いてもし糸に触れ矢が発射されたとしても、足の後ろ側を矢が飛び去るように、糸に伸びを加えてありました。…だから、めったに人間がこの仕掛け弓の矢に当ることはありません。万一の場合の手当ての方法も教えられていました。」⁽⁴²⁾というような民族の知恵の伝承という営みの機会を奪うことにもなった。

もちろん、「日本政府の目はどこまでも光っているわけではありませんからね！」⁽⁴³⁾というごとく、この時から実際にアイヌがこれらの狩猟方法を全く行なわなくなったわけではない。だがしかし、この時からそれは違法や「密漁」となったのであり、アイヌ固有の生活空間は確実に狭められたのである。

海では、場所請負制廃止（1869年）の後も、「漁場持」と名を変えた旧請負人をはじめとする和人の業者が、依然としてアイヌを雇役し続けた。確かに、長年にわたってアイヌを縛ってきた請負制の廃止は、少なくとも一部では「自由営業」となったアイヌが例年のようには浜の商人のところへ下りてこないという実態をもたらした⁽⁴⁴⁾、またこの機会に官吏がアイヌに「共同組合」を作らせ漁場や海産干場を付与した例もある⁽⁴⁵⁾。だが組合は幹部に和人が入っており、漁場や干場も和人の手に移っていった。また生産物の取引に貨幣経済が持ち込まれ、或いは猟銃を使用するにも火薬を購入せねばならないなど、アイヌは、生活のためにはたとえ最低限の賃金によってでも金銭を得ねばならなくなった。アイヌにとって、他の地域への出稼ぎは「自分（コタン）ノミ営業ノ者ヨリ見レバ、…自分ノ住居ニテ暮ラシ兼ネテ他郡ニ出ルト、侮リ笑ワルヽ」⁽⁴⁶⁾ものだったにもかかわらず、青壮年男子は春から秋は漁場で雇われ冬は山で漁猟に従事する、残った家族は和人の圧迫を受けながら僅かの耕作や野草・魚等を獲って食をつなぐ、という生活を強いられたのである⁽⁴⁷⁾。

(3) 居住地の「後退」、強制移住とアイヌの生活破壊

① アイヌ居住地の「後退」

「蝦夷地」が北海道となって、移民が旧「和人地」以北へも入り込むようになり、各地に、順次、集落や市街が形成されていった。

初期の移民には、アイヌの道案内によって入植し得た者が少なくない⁽⁴⁸⁾。そして、「最初に住みついた和人…が入地したのは明治20年ころのことで、アイヌ人ははじめて見るシャモに好奇の目を見張って小屋まで見物に来る者が多かった」⁽⁴⁹⁾ようなことに始まって、アイヌが移民と食料の交換をしたり、「ヒエの作り方、食べ方はコタンから教わったものです」⁽⁵⁰⁾というように生活の援助をしたりしたことも、かなりあったようである。だが、移民の増加による集落や市街地の形成によって、アイヌは自分たちの漁猟の場ひいては生活自体を脅かされることになる。

「この付近にはかなりのアイヌ人が住んでいたのは確かなようです。又、新十津川地方に住んでいたアイヌの人たちがこの地方にきて熊をとったり丸木船であきあじ取りなどして明治二十四、五年頃まで開拓者と入植していた空知太の人々との交際もあったようですが、いつのまにか

これらアイヌの人たちの姿は見えなくなったということです。」(ソラチプツ=空知太, 現砂川市)⁽⁵¹⁾

「…明治十年ニハ戸数凡五十戸トナル是頃迄『アイヌ』十六戸アリシガ和人ノ移住年ヲ追テ増加スルニ從ヒ或ハ十勝国広尾ニ転ジ或ハ本道西海岸ニ出稼ギシテ帰ラズ或ハ死亡シテ現在(1899年末—筆者注)二戸十人アルノミ」(幌泉村, 現えりも町)⁽⁵²⁾

といった記述は、道内の市町村史、郷土史類の多くに見ることが出来る。

このようなアイヌ居住地の「後退」は、前述した旧「和人地」を始めとして、早くから和人の移住があった後志・石狩地方、さらに寄留漁民の多かった宗谷・北見地方等から、のち開拓の進行に伴って各地に及んでゆくことになる。

これらの「後退」は、「いつのまにか」おこったことではなかった。

小樽のアイヌは、海岸沿いに市街地が形成されたため、1872年頃には勝納川沿いに移っていたが、更に1880年から翌年にかけて、開拓使の「御内命」により当時は市街地外だった高島町に移転させられている。移転の理由について小樽郡長は「小樽郡旧土人の義ハ市街各所ニ散居シ依然笹草等ヲ以テ家屋ヲ構ヒ火災ノ憂ハ勿論甚ダ不潔ヲ極メ虎利刺蔓延ノ候ニハ瞬間ニ発病シ往々支障ヲ生ジ候ニ付人家隔絶ノ箇所ヘ移転ノ義…」⁽⁵³⁾と述べた。市街地に「散居」するアイヌを「人家隔絶」の地に排除する為にアイヌの生活慣習に対する蔑視を喧伝したのである。こうして高島へ移されたアイヌは、後にそこへも市街地化の波が押し寄せてくると、更に浜益などへ移転していく。余市でも、1872年に市街地の形成に際してそこに住んでいたアイヌを「市街地外ニ転居」させている⁽⁵⁴⁾。同じく網走でも、1886年に市街地のアイヌを市街東部に転居させ、移転先を字アイヌ地と称した⁽⁵⁵⁾。これらの例は、開拓政策による市街地の形成がそこに先住していたアイヌの排除を伴って行なわれたことを示している。各地におけるアイヌの「後退」も、かかる排除と同根であるとするべきである。

② アイヌ「救済」による生活破壊と強制移住

鹿や鮭は、アイヌの主要な食料であると同時に、その皮を衣服や履物に使う等、幅広く生活を支えてくれる生き物であり、アイヌは自分たちの必要以上には獲らないという慣習を持っていた⁽⁵⁶⁾。だが、地域により差はあるものの、各地で和人による乱獲、激減そして捕獲制限ないし禁猟という経過を辿り、アイヌはこれらを自由に獲ることが出来なくなった。この状態は、1878～79年の大雪による魚獣の激減に見舞われるや、たちまちアイヌの飢餓をもたらした。その状況は、例えば以下の如くである。

「昨冬官吏ヨリ捕鮭禁止ノ令アリシカバ、土人ハ漸次食絶エ飢餓旦夕ニ迫リ、只座シテ死ヲ待ツガ如シ…」⁽⁵⁷⁾

「…海浜に住するものは魚肉、海草を得るに容易なるも、山間に住するものは積雪の為め被害一層甚しく、農作物の種子、干魚等悉く食ひ尽し、秘蔵する処の宝物を持ち出し、山を越えて静内郡、千歳郡又は石狩郡に至り、同地の旧土人と雑穀、干魚等と交換して食を求めしが、静内、千歳等の旧土人も食料の欠乏を告げしかば、十七年四月頃には草根ムケカシ、ムー、アハ等を食せしが、漸次採掘し尽きたれば、ニハル(和名ホヤと唱ふるものにして、多く櫛の古枝に生ゆる宿年草なり。旧土人と雖も、平常之を食するを好まず、飢餓に迫りし時に食ふと云ふ)を採り、海草等を交へて辛ふじて露命を保ちたり。四月十日の本郡荷負、長知内、幌去、貫気別村の旧土

人数十名は、救助を嘆願せん為め佐瑠太に來れり。当日は日既に没したれば翌日之等の旧土人を戸長役場に呼集め、願意を問ひ且つ調査の上救済すべきを諭して歸らしむ。」⁽⁵⁸⁾

このような事態の「救済」として、行政側（1882年に開拓使廃止、函館、札幌、根室の3県を設置）は、一部で応急的に食料を給付したほか、アイヌに農地を貸与し農耕に従事させるという政策を採った。

ところで、アイヌがほんらい農耕を行なわなかったわけではない。魚獣のように中心的な食物では無かったものの、コタンの周辺でヒエ・アワなどを作り、地力が減退すれば耕作地を他へ移していた。だがこのとき県がアイヌに行なわせようとした農耕は、いわゆる集約的な、言い換えれば、所定の農地にアイヌを定住させるものであった。

アイヌに対する農耕の奨励は、前述したごとく開拓使も行なっていたが、このアイヌの飢餓の「救済」を契機として組織的かつ大規模に推進されることになった。その骨格となったのが、札幌・根室両県が政府に稟議のうえ行なった「旧土人救済方法」（以下、たんに「救済方法」とする）である⁽⁵⁹⁾。その内容は両県ともほぼ同じで、アイヌに土地を貸与し、種子や農具を給与（但し初年度限り）して開墾させ、「竣功」すればその土地を無償で下付するとしていた。農耕の「指導」のため「勸業課員」（根室県）や「農業教育者」（札幌県）を現地に派遣し、アイヌを五戸一組にして「協力」させたり（根室県）、各戸から少なくとも二名以上が農耕に従事することを定めたり（札幌県）、農耕に従事しないアイヌへは「戒諭督責」（根室県）や「食料補給（農耕に従事する者に初年度限り与えるとしていた——筆者注）ヲ停止シ尚適宜譴責」（札幌県）すると定めるなど、強制的に農耕に従事させようとする傾向がうかがえる。

しかしその実施経過を見ると⁽⁶⁰⁾、例えばアショロ（足寄）では農耕に不適な土地を選定しアイヌを強制的に移転させ、酷暑の中で耕作させたため熱病が流行し、土地を放棄してしまうアイヌも出た。担当の役人は手を焼いた挙げ句に責を「土人ノ氣質」に着せて、まず「海辺ノ旧土人ヲシテ…山間地方ノモノノ龜鑑トナ」すべきと述べる有様で⁽⁶¹⁾、最も窮乏している山のアイヌから着手するという当初の方針を放棄している。クスリ（釧路）ではアイヌをセツリ川上流へと移転させたが、移転理由に「旧土人ヲ其促（釧路に——筆者注）土着為致置キ候ハ、土地ノタメ最モ宜シカラズ」⁽⁶²⁾と述べたように、これは前述した小樽などの例と同様の市街地形成に際してのアイヌの排除でもあった。しかも漁業組合の出願によりセツリ川を鮭の天然孵化場にすべく鮭の漁獲を禁じたため、アイヌは「大ニ食料ヲ得ルニ苦シミ、往々他へ転住シ或ハ全ク死絶セシモノアリ」⁽⁶³⁾という事態に陥り、セツリを捨て釧路近郊のハルトル（春採・ハルトリ）へと再移住するものもあった。また沙流川流域では、高台に住んでいたアイヌを農耕のため河岸の低地に移転させた。そのために1898年の同川の洪水でそれらの土地はことごとく浸水し、アイヌは大きな痛手を蒙った。各地とも農耕の成績は挙がらず、また貸付地の多くが和人の手に渡っている。「商人等ニ雇ハレ諸方ニ離散」していたアイヌを呼び戻して農耕に従事させたり⁽⁶⁴⁾、「農業ノ余暇ハ漁獵ニ従事スルコトヲ得ルト雖モ担当官吏ノ承認ヲ受ケシムヘシ」（札幌県「救済方法」第13条）と定めたりしたもの、漁獵等の代替となる生計を「救済方法」は示せなかったのだから、アイヌの被雇用化の傾向は変えることはなかった。「生活ノ困難、実ニ憫然ノ模様ニ御座候」（ビポロ＝美幌、1891年）⁽⁶⁵⁾といったアイヌの状態が各地でもたらされているのである。しかも、アイヌの窮乏・離散がより早くから進行していた旧西蝦夷地や函館県内では、このような「救済」は行なわれなかった。

アイヌにとって重大だったのは、「救済方法」の施行にあたって、両県が、アイヌをそれまでのコタンから農耕地として選定した土地へ強制的に移転させたことである。これらの移転は、アイヌが本来のコタンに散在していたは「督促及教法上、手廻兼候」⁽⁶⁶⁾とされたことに端的に見られるように、アイヌを「寄せ集め」ることでのその掌握・管理の強化を進めた点が重要である。「救済方法」による強制移住の実施が、上述した足寄・釧路のほか日高の各地や美幌など、アイヌが山あいには散在していた地域に多いことが、その目的をよく示している。

しかも「救済方法」では、「之（アイヌを指す——筆者注）ニ産業ヲ授ケ漸次教育ヲ施シテ其習俗ヲ改良セシメ」⁽⁶⁷⁾「其習俗や漸次教育ニヨリ変化セシメザルヲ得ズ」⁽⁶⁸⁾といった考えに基づき、強制移住も「救済取締又学校設置ノ都合上」⁽⁶⁹⁾であり、「救済事務」の「扱所」も「戸長ノ事務ヲ授ケ兼テハ教育、衛生及勸業ノ事ヲモ扱ハシメ」⁽⁷⁰⁾るもの、というように学校・教育を位置付けていた。これらがこの時すぐには実現したわけではなかったが、かつて松本十郎が「其実却テ難シ」とした学校の設置は、一方で開拓の推進のためアイヌを排除し、他方で同時にその掌握・管理を強めるという施策のうえに構想されるに至ったのである。

コタンにおけるアイヌ固有の生活や文化は、この頃にはなお各地に、とりわけまだ和人の移住が及ばなかった地域には、根強く残っていた。1878年に平取を訪れたイギリス人イサベラ・パードは、「ギターに似たもので、三本か四本あるいは六本の弦がついていて、それは海辺に打ち上げられた鯨の臍で作った楽器の演奏を聴いている」⁽⁷¹⁾。この楽器は恐らくトンクル（五弦琴）で、少なくともこの時期まではこの地のアイヌの間にこの楽器が伝承されていたことになる。また、和人の優越意識を相対化する精神も健在であって、戸籍編成に際して姓を「日の本」と付けようとしたアイヌがいたり⁽⁷²⁾、開拓使仮学校へ連行したアイヌに東京の「開化」を見せようと連れ歩いたが、そのアイヌを見物する野次馬で道がごった返す様子を見たアイヌは「こんな和人が自分たち以上に開化しているとは思えない」と答えたり⁽⁷³⁾、といった事例を見ることができる。

また困窮の度合いから言えば、むしろ一般移民（士族団体や屯田兵などと異なり、零細な、国家による庇護を殆ど受けない移民を仮にこう概括する）のほうがコタンの暮らしよりも切迫していただろう。そのような一般移民にとって、アイヌから生活の知恵を教わることは何よりの恩恵であって、そこにアイヌ蔑視が根付くことはなかっただろう⁽⁷⁴⁾。しかし、そこに開拓政策によるアイヌの生活基盤の否定・剝奪と居住地からの排除が加わるとき、アイヌ差別が浸透する基盤が形成されてゆくのである⁽⁷⁵⁾。

アイヌにとっても、こうした生活破壊は、文化の破壊とりわけその伝承・教育の機会を奪うに及んだのであって、例えば上述したトンクルは現在道内には演奏できるアイヌはいないし、コタンが和人の集落にとって代わられることは、アイヌ語地名に漢字が当てはめられることとあいまって、アイヌの“生きた辞書”⁽⁷⁶⁾であった地名が喪われることでもあった。

そしてこのような過程は、近世いろいろの収奪に加えて、文字や金銭の勘定によって時には財産すら奪われるような体験を強いられたアイヌにとって、「和人の農家のすることは何でも試みてみる」⁽⁷⁷⁾とか、「大人になるまでに浜ばかり行っていたから、シャモ的な金をためるとかそういう意識」に「のめり込」んでゆく⁽⁷⁸⁾過程でもあった。

アイヌ学校の設置はここから始まる。

表4 アイヌに対する主な強制移住(1870～90年代)概観

年	移 住 地 等	規 模	移 住 理 由	出 典
1872 ～3	余市：市街地のアイヌを市街地外へ			『殖民状況報 文 後志国』
1875 ～76	樺太⇒対雁(江別)：樺太から一旦宗谷へ (1875年), 翌年対雁へ	841名	日露国境確定による	『アイヌ政策 史』ほか
1880 ～81	小樽：市街地のアイヌを高島町へ	21戸67名		貝沢正「歴史 を訪ねて」
1883	足寄郡：郡内4ヶ村⇒足寄村	18戸	アイヌ「救済」	阿部『根室県 旧土人資料』
1884	北千島⇒色丹島	94名	日露国境確定による	『アイヌ政策 史』ほか
1885	釧路⇒セツリ川上流	27戸	アイヌ「救済」	阿部『根室県 旧土人資料』
1885	河東・上川両郡(十勝)：両郡のアイヌを音 更・芽室太・ケネの3箇所へ	53戸	アイヌ「救済」	『殖民状況報 文 十勝国』
1886	門別川上流⇒沙流郡ニナツミ(沙流川西岸)	12戸* ¹	アイヌ「救済」	『殖民状況報 文 日高国』
1886	沙流郡ピラカ・シウンコツ・サラパ：それ ぞれ, 沙流川西岸のアイヌを東岸へ	計89戸* ¹	アイヌ「救済」	
1886	沙流郡カバリ村賀張川畔⇒厚別村字カバリ	31戸* ¹	アイヌ「救済」	
1886	沙流郡ナヌニ村⇒厚別村字アカム	数戸	アイヌ「救済」	
1886	網走：市街地のアイヌを市街東方へ	30戸* ¹		『殖民状況報 文 北見国』
1889 ～90	網走郡美幌外6ヶ村：各村のアイヌを美幌 村アシリベツクシへ	16戸93名	アイヌ「救済」	
1890	樺戸郡トック原野：各地のアイヌをウスシ ベツへ	11戸* ¹	「保護地」設定	『新十津川町 史』ほか
1894	上川盆地：各地のアイヌを近文(旭川)へ	36戸	「保護地」設定	『旭川市史稿』 ほか
1894	天塩川沿岸：名寄盆地のアイヌを内淵(名 寄)ほかへ	29戸102 名* ²	「保護地」設定	『美深町史』 ほか
1895	新冠郡滑若(ナメワッカ)村⇒同郡姉去・ 万揃2ヶ村	十数戸	新冠御料牧場による	『殖民状況報 文 日高国』
1896	紋別郡湧別村ヌブボコマナイ：同地のアイ ヌを湧別川西岸へ	十数戸	屯田兵屋建築による	『殖民状況報 文 北見国』
1894 頃～	十勝平野：平野内のアイヌを数ヶ所の「保 護地」へ		「保護地」設定	『殖民状況報 文 十勝国』
1897 ～19 02	弟子屈⇒屈斜路：弟子屈コタンのアイヌを 屈斜路コタンに移す	8戸	弟子屈が御料農地と なったため	『弟子屈町史』

〈凡例〉・「出典」には、主要なもののみを掲載した。なお、『殖民状況報文』は『北海道殖民状況報文』の略。

〈注〉・規模が不明な場合は原則として空欄とし、*印の部分のみ下記の資料で代用した。

*1 『北海道殖民状況報文』の調査当時(1896～97年)における現地の戸数である。

*2 『天塩川沿岸状況復命書』(1894年)における現地の戸数である。

・以上は現在迄に筆者が把握し得た限りのうち主なものに過ぎず、今後なお調査が必要である。

第一章第一節 註

- (1) 松前藩は、北海道島を、和人村落の所在地であり「内国」に等しい地域として設定した「和人地」と、アイヌの居住地であり交易地である「蝦夷地」とに区分した。この地域区分体制は幕府の直轄期においても継続された。「和人地」は当初渡島半島の南端のみであったが、幕末にかけて徐々に拡大した。
- (2) 松前藩は、蝦夷地におけるアイヌとの交易場所(「場所」)を家臣への知行として与え(「商場地行制」)、知行主はこれを商人に請負させた。これが場所請負制であり、「場所」は交易の場から商人による漁場経営の場へと変容した。
- (3) たとえ一戸でもそれを単位として人が生活していればアイヌコタンである。普通は数戸の規模であり、十数戸になるとかなり大きいコタンだった。
- (4) はじめはアイヌと知行主とが互いの贈り物を取りかわすという行為を知行主側で「介抱」と呼んだのだが、のち請負制の確立によりアイヌからの収奪が激しくなるに従い、その代償として弱者救済、生活の保護などが「介抱」として請負人に課せられるようになった。ただし、実際の手当てとしては十分ではなかった。
- (5) 場所請負制下のアイヌの強制徴用については、高倉『アイヌ政策史』289～291頁、榎森『アイヌの歴史』101～104頁によった。また、花崎皐平『静かな大地——松浦武四郎とアイヌ民族』(岩波書店、1988年)を参照とのこと。
- (6) 海保嶺夫『日本北方史の論理』、雄山閣、1974年、267頁。原資料は松浦武四郎『戊午沙流日誌』。
- (7) 佐々木利和「強制コタンの変遷と構造について——とくにアブタ・コタンを中心に——」、『法政史学』30号、1978年3月、所収、80頁。「強制コタン」については同論文によった。なお、高倉新一郎「アイヌ部落の変遷」(高倉『アイヌ研究』、北海道大学生協同組合、1966年、所収)も参照のこと。
- (8) 榎森 進「和人地におけるアイヌの存在形態と支配のあり方について」(榎森『北海道近世史の研究』、北海道出版企画センター、1982年、所収)、131頁。他に鈴江英一『北海道町村制度史の研究』(北海道大学図書刊行会、1985年)52～59頁、も参照した。
- (9) 「蝦夷地御用趣意支配向え被申渡候書取」。1799年、幕府より蝦夷地御用係への命令を記したもの。高倉『アイヌ政策史』135頁より重引。
- (10) 日露和親条約調印交渉における幕府側露西亞使接掛の発言。『大日本古文書 幕末外国関係文書八』、東京帝国大学史料編纂掛、1916年、339頁以下。
- (11) ここでいう華夷主義とは、幕藩制国家による、松前・長崎・薩摩・対馬の4つの口を介しての異国・異域(異民族)との対外関係(「日本型華夷秩序」)の編成のもとで形成された、「夷人」蔑視意識のイデオロギイ的形態である、と概括しておく。荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、1988年)の「序」(「『鎖国』論から『海禁・華夷秩序』論へ」)と、菊地勇夫「外圧と同化主義」(『北海道の研究』4近世編Ⅱ、清文堂、1982年、所収)3～6頁、および榎森『アイヌの歴史』75頁、を参照。
- (12) 菊地勇夫は、このとき幕府がアイヌに強制した「日本風俗」としての月代、髪結などは「内国」においてもまた幕藩領主による風俗の規制と固定化によって「国風」として定着させたものであること、を指摘している(「外圧と同化主義」、同注11、20～23頁)。
- (13) 榎森『アイヌの歴史』、97頁。
- (14) 高倉『アイヌ政策史』、379～383頁。なお榎森進「13～19世紀の日本における北方地域の境界認識」

(1990年度歴史学研究会大会全体会報告, 1990年5月26日, 専修大学にて) も参照した。

また佐々木利和は, レブング(礼文華)のコタンにおいて, 1858年に比べて1871年には「アイヌ語による命名の復活」が見られること, かつそれは子どもの名前において顕著であること, を指摘している(「レブング・コタン誌考——とくにコタン構造から——」, 地方史研究協議会編『蝦夷地・北海道——歴史と生活——』雄山閣, 1981年, 所収)。

- (15) 松浦武四郎『近世蝦夷人物誌』(『日本庶民生活資料集成』第4巻, 三一書房, 1969年, 所収による) 810頁。同著はアイヌの「帰俗」政策への抵抗の事例を他にも多く紹介しており, かかる抵抗が広範に存在したことをうかがわせる。註14の高倉の記述も多くをこの文献に依拠している。
- (16) 佐々木利和「アイヌイタク エラム アナ」(『歴史評論』481号, 1990年5月, 所収) 32頁。また「帰俗」政策が当初きわめて「杓子定規的な観念主義」であった(菊地勇夫「近世後期の幕藩権力とアイヌ」, 加藤・北島・深谷編著『幕藩制国家と異域・異国』, 校倉書房, 1990年, 所収, 96頁)ということも, 幕藩権力がアイヌの慣習ならびにそれを維持するアイヌの主体性に関して「無頓着」であったことの傍証だろう。
- (17) 荒野『近世日本と東アジア』, 61~62頁を参照。
- (18) 海保嶺夫「北海道の『開拓』と経営」, 189頁以下。
- (19) さとうきょうこ「維新ごろのアイヌ教育」(『赤れんが』17, 北海道総務部行政資料室, 1972年1月)。
- (20) 『明治二年三年四年 開拓使布令録』, 108頁。
- (21) 『増毛町史』, 1974年, 325頁。
- (22) 10月8日開拓使布達。『開拓使事業報告 付録布令類聚上編』, 448頁。
- (23) 阿部正己編『アイヌ叢説』二(河野本道編『アイヌ史資料集』第2期第5巻, 北海道出版企画センター, 1984年, 所収) 199~201頁。また1876年には十勝, 日高の各郡の「役土人」らも同様の請書を提出している(阿部編『アイヌ叢説』四, 『アイヌ史資料集』第2期第6巻, 49~57頁)。
- (24) 『小樽市史』第1巻, 1958年, 603~607頁。
- (25) 『開拓使事業報告 第5編』69, 115頁。
- (26) 「開拓使北海道土人ヲ東京ニ徴シ学校及農業牧畜等ニ従事セシム」, 『太政類典』第2編第122巻。
- (27) 「高畑利宣伝 抄」(『旭川市史資料』第1集, 1957年, 所収による), 80頁。また, 上川に育った砂沢クラは, 「コタンコロクル(村おさ)だったモノクテエカシの家に和人の殿様(役人)が来て, 男の子が七人もいてみなかしこそうなので, 『三人ぐらい国へ連れて帰りたい。教育を受けさせて立派な日本人にする』と言ったそうです。これを聞いた祖母のテルシフチは, 『子供たちをどこへ連れていくの。アトゥイヤコタン(大陸)へ連れていくのね』と泣きながら言って, 子供たちを全部連れ出し, 姿を隠してしまいました。」と回想している。砂沢はこれを「父の弟のマカンザッシアザボが, まだ, テルシフチにおぼわれていたころというので, たぶん, 明治一五年くらいのこと」としている(砂沢クラ『ク スクップ オルシベ 私の一代の話』, 福武文庫版, 1990年, 37~39頁)。
- (28) 松本十郎「石狩十勝両河紀行」(『日本庶民生活資料集成』第4巻, 所収) 350頁。
- (29) 9月30日本支庁達, 『開拓使事業報告 付録布令類聚上編』, 449頁。
- (30) 松本十郎「石狩十勝両河紀行」, 341頁, および『日本近代思想大系22 差別の諸相』, 岩波書店, 1990年, 10~11頁。松本については, 実際にアイヌと多く接した開拓使の高官として, 北海道史上では「アイヌの理解者」との評価が定着している。
- (31) アイヌに対する戸籍編成については海保洋子「近代北海道の形成と民族問題」(『北海道の研究』5 近・現代編Ⅰ, 清文堂, 1983年, 所収) 321~332頁が詳しい。編成の時期には地域により差があり,

また日本式の姓の付け方も、地名を日本語にしてそれをつける（日高）、アイヌ名の音を漢字で簡略に表記してつける（胆振）、「仁」「儀」等の文字を付す（北千島）など、地域によって様々のやり方があった。

- (32) 1872年7月8日。「開拓使通辞ノ名ヲ廢シ土人取締ト唱フ」、『太政類典』第2編第121巻。
- (33) 『開拓使事業報告 第一編』中「戸籍」の項に主なものが記録されている。
- (34) 1878年11月4日、前掲『開拓使事業報告 付録布令類聚上編』、450頁。
- (35) 鈴江『北海道町村制度史の研究』、250～251頁を参照。
- (36) イザベラ・バード『日本奥地紀行』、高梨健吉訳、平凡社、1973年、320～21頁。
- (37) 萱野 茂『アイヌの里 二風谷に生きて』、北海道新聞社、1987年、172頁。名をつけるまでは、悪い神が近付かないよう「おしめの中のもの」というような呼び名をした。
- (38) 高倉『アイヌ政策史』428～34頁、および榎森『アイヌの歴史』110～11頁。
- (39) 例えば鹿皮生産は、天保年間に日高で三千枚だったのが、乱獲のピークを迎えた1875年には札幌本庁管内で七万枚に達している（俵浩三『北海道の自然保護』増補版、北海道大学図書刊行会、1987年、85～144頁）。しかも開拓使自ら1878年にペッペツ（美々・ビビ、苫小牧近郊）に鹿肉の缶詰工場を建設しているから、この乱獲は“心ない狩猟者”のみの仕業とはいいがたい。
- (40) 「胆振日高両州方面鹿猟仮規則」（1875年9月30日本庁達）、1876年9月24日本庁甲第26号布達、など。
- (41) 高倉『アイヌ政策史』506頁。なお海保嶺夫は、強引な毒矢の禁止について、このころ見られたアイヌの抵抗（勇払のアイヌが戸長の「圧制使役」を開拓使に訴えるなど）をふまえつつ、「毒矢はアイヌ民族が独自に生産しうる武器であることに注意する必要がある。史料的に証明は不可能であるが、開拓使への闘いが高揚したこの段階で、開拓使は、抵抗の手段となりうる用具の生産と使用を禁止してしまおうとしたのではないか。」と提起している（『北海道の『開拓』と経営』、191頁）。
- (42) 萱野『アイヌの里 二風谷に生きて』、150頁。
- (43) イザベラ・バード『日本奥地紀行』、306頁。平取のアイヌがバードに語った言葉である。
- (44) 松本十郎「石狩十勝両河紀行」、373頁。
- (45) 高倉『アイヌ政策史』479～80頁。
- (46) 松本十郎「石狩十勝両河紀行」、366頁。
- (47) 高倉『アイヌ政策史』480、504～5頁。
- (48) 道内の市町村史類に、「梅村庄次郎は、当地に入殖する意志で抜海に来て…（アイヌの——筆者注）音吉と親交、連れ立って兜沼に入り、音吉の案内により付近一帯を調査…」（『豊富町史』、1986年、189頁）などの記述を多く見いだすことができる。
- (49) 『門別町史』、1961年、208頁。
- (50) 『百年記念写真誌』、門別町、1973年、152頁。のみならず、食うに困った移民がコタンに子どもをそっと置き去り、これをアイヌが育てた例も数多く、総計すれば「全道で五、六千人はいる」という（「開拓団の子育てたアイヌの養父母にも暖かい拍手を」、『北海道新聞』、1987年3月4日付夕刊）。
- (51) 『空知太のあゆみ』、砂川市立空知太小学校、1986年。
- (52) 『北海道植民状況報文 日高国』、北海道庁殖民部拓殖課、1899年、212頁。
- (53) 『北海道植民状況報文 後志国』、北海道出版企画センター、1987年、260～61頁。
- (54) 『北海道植民状況報文 北見国』、北海道庁殖民部拓殖課、1898年、89頁、『殖民公報』39号、1907年11月、53頁、『新北海道史』第四巻、1119～20頁。

- (55) 「旧土人移転ノ儀ニ付上申」小樽外六郡長北川誠一、開拓使大書記官調所広文宛、1880年12月15日、貝沢正「歴史をたずねて」(『先駆者の集い』20号、北海道ウタリ協会、1979年、所収)より重引、および『小樽市史』第1巻、同注24、606頁。なお、小樽のアイヌは、もとラタルナイ(現在の新川河口)にいたが場所請負制下に鯨漁のために今の小樽に移されたのである。
- (56) このような「豊富にある物といえども乱獲を慎み、それによって神=自然とアイヌとの間に相互信頼が確立したのです」とされるようなアイヌの生活慣習については、前掲萱野『アイヌの里 二風谷に生きて』、206~217頁、などを参照。
- (57) 十勝川中・上流のアイヌの状況。『北海道晩成社第三回報告』、高倉『アイヌ政策史』507頁より重引。
- (58) 沙流川沿いのアイヌの状況。阿部正己編『札幌県旧土人沿革調査』(河野編『アイヌ史資料集』第2期第4巻所収)3~4頁。
- (59) 「救済方法」の条文は、河野本道編『対アイヌ政策法規類集』、北海道出版企画センター、1981年、によった。
- (60) 以下、「救済方法」の施行の実態については、加藤規子「北海道三県一局時代の対アイヌ政策とその実状」(『北大史学』20、北大史学会、1980年9月)を参照した。
- (61) 「足寄外四郡復命書」根室県御用掛久島重義、1884年12月10日、阿部編『根室県旧土人資料』(河野編『アイヌ史資料集』第2期第4巻所収)、17~18頁。久島の「海辺ノ旧土人」のほうが「亀鑑」となるとの判断は、そちらの方が山あい比べて場所請負制のころから支配が及んでいてアイヌの掌握が容易であり、またコタンの解体も進行している、ということをもふまえてのものだろう。
- (62) 「開墾教授ノ為釧路旧土人ヲ移転セシムル儀伺」釧路郡長宮本千万樹より根室県令宛て、1885年5月11日、前掲阿部編『根室県旧土人資料』、25頁。
- (63) 『北海道殖民状況報文 釧路国』、北海道道庁殖民部拓殖課、1900年、96頁。
- (64) 「復命書」根室県御用掛久島重義、1883年11月29日、阿部編『根室県旧土人資料』、7頁。
- (65) 美幌外五ヶ村戸長より網走外三郡郡役所宛て報告、1891年10月。『津別町史』、1949年、74頁。
- (66) 「復命書」根室県御用掛久島重義、阿部編『根室県旧土人資料』7頁。
- (67) 「旧土人救済ノ義ニ付伺」札幌県令より内務、大蔵、農商務卿宛、1884年12月。阿部編『札幌県旧土人沿革調査』(河野編『アイヌ史資料集』第2期第4巻所収)、11頁。
- (68) 「旧土人救済ノ義ニ付伺」根室県令より内務、農商務卿宛、1882年12月、前掲阿部編『根室県旧土人資料』、4頁。
- (69) 「足寄外四郡復命書」、根室県御用掛久島重義、前掲阿部編『根室県旧土人資料』16頁。
- (70) 「部内川上阿寒足寄三郡各村ニ扱所設置ノ件上申」釧路郡長代理宮本千万樹、1885年1月26日、前掲阿部編『根室県旧土人資料』、21~22頁。
- (71) 前掲伊サベラ・バード『日本奥地紀行』、317頁。
- (72) 松本・秋間・館『コタンに生きる——アイヌ民衆の歴史と教育』、現代史出版会、1977年、152頁。
- (73) 「素直なアイヌ人ノ江戸っ児を田舎者と見る」『新聞雑誌』52、1872年7月(『新聞集成明治編年史』第1巻所収)。
- (74) ひろたまさは、一般移民の精神状況を調べる中で、「圧倒的な自然力を目の前にして」の「人間のささやかな防御の例」として熊などを神として祭っている場合を紹介している(「北海道開拓民衆精神史研究序説」、ひろた『文明開化と民衆意識』、青木書店、1980年、所収)。一般移民の熊神信仰は筆者の知る限りでも小樽奥沢村に見ることができる(「熊神と崇らる」『北海道毎日新聞』1887年7月5日付)。またイギリス人ランドーは1890年頃の北海道旅行の記録の中で、厚岸から根室にかけて

の移住民の言葉が「アイヌの言葉をたくさん採りいれているばかりでなく、…抑揚や発音がアイヌのそれとよく似通って」いる、と述べている（『エゾ地一周ひとり旅——思い出のアイヌ・カントリー——』、戸田祐子訳、未来社、1985年、154～155頁）。一般移民の中には、アイヌの生活慣習や更には自然観にもごく僅かではあるが接近した部分があったのではないか。

- (75) この点について、「和人の迫害は、けっして一対一の差別や迫害ではない。かならず国家権力を背にしている」（花崎皋平『民衆主体への転生への思想』、七つ森書館、1989年、7頁）、「『差別』は…原理的には三者の関係を示す概念となるだろう。AがBとは差をつけてCを取り扱う、あるいはAとBがCをわけへだてする関係である。AがCを差別するという場合でも、そこにはかならずBなる存在が指定されているのである」（ひろたまさき「日本近代社会の差別構造」、『日本近代思想大系22 差別の諸相』、岩波書店、1990年、所収、437頁）などの指摘は示唆的である。

また時期は近世にずれるが、東北・北陸からの蝦夷地への出稼ぎ層もまた、困窮の度合いから見ればアイヌより厳しいものがあつたにもかかわらずアイヌを蔑視した。それは、彼らがたとえ本州や和人地では零細民であっても蝦夷地へ行けばアイヌを使役する立場に立つという構造があつた、言い換えればそういう出稼ぎが幕藩制国家の蝦夷地支配に位置付けられているという国内統治の“完成度”の反映であつて、しばしば論点とされる「和人民衆とアイヌの連帯」も和人がかかる統治構造の下にあつたのではおおよそあり得ない、とする田端宏の指摘（「クナシリ・メナシの戦い——寛政アイヌの蜂起200年 根室シンポジウム」における発言。1989年10月14日、根室市公民館にて）も重要である。

- (76) 例えば沙流川はアイヌ語でシシリムカ（シ=本当に、シリ=辺り、ム=ふさがる、カ=させる）、その東隣の鵜川もアイヌ語でムカ、どちらも大雨が降り水嵩が増すと上流から土砂が流れてきて河口が詰まる川という意味であり、沙流側の門別川はアイヌ語でモベツ、静かな川という意味である（萱野茂『沙流川沿いの地名』、二風谷アイヌ文化資料館、1984年）ということは漢字の地名からはおおよそ都知ることが出来ない。

- (77) 川上勇次『サルウングル物語』、すすさわ書店、1976年、158頁。

- (78) 貝沢正の、祖父に関する回想、「アイヌ教育史——教育史学会コロキウム『アイヌ教育史』の記録——」『北海道大学教育学部紀要』51号、131頁。

第2節 「初期アイヌ学校」の設置と、その実態

(1) アイヌ居住地における学校設置の始まり

開拓使は、1877年に樺太アイヌの強制移住地・対雁に教育所（翌年対雁学校と改称）を設置した。その後、1880年前後にかけて、いくつかのアイヌ学校の設置を見る。[表1]からその設置状況を見ると、11（白糠）のあと12（岡田）までおおよそ5年間は学校の設置はない（この点の考察は後述）。そこでひとまず1880年代までを一つの区切り——この時期のアイヌ学校をかりに「初期アイヌ学校」と呼ぶことにする——とし、表に掲げた学校を中心に、その設置の経緯と学校の実態をこの節での検討の対象とする。

「初期アイヌ学校」は、行政側及びそれに類する立場の和人による設置が多い。対雁は上述の通り開拓使が、遊楽府、白糠は函館、根室の各県が、それぞれその地のアイヌ児童の教育を目的として設置⁽¹⁾、色丹では役場の筆生が子どもを教えた⁽²⁾。有珠、虻田も郡の役人の「誘導」によって設置した学校であり⁽³⁾、平取も「郡村吏」の同様な関与があつての設置であろう⁽⁴⁾。

このほか、広尾と大津は共に旧請負人らが中心となつての設置⁽⁵⁾であり、白老、室蘭も戸長らの出資による設置である⁽⁶⁾。

他方、アイヌの関わりは、平取でアイヌの家屋を校舎に借用した⁽⁷⁾とか、有珠、虻田でアイヌが創立費として「若干の金員」を寄付した⁽⁸⁾という程度で、この頃はあまり見ることがない。

設置された地域について見ると、大津と広尾は既に和人が多く居住していたし、虻田、有珠、白老も室蘭という比較的「開拓」の進行を見ていた地域の近くである。平取、遊楽府、白糠は、そうした地域に比較的近い、県内における代表的なアイヌ居住地であり（例えば平取は和人の間でしばしば「土人の旧都」と称された）、かつこの時期は住民の殆どがアイヌであったという点で共通している。学校がコタンに初めて設置された日本の施設であった場合が少なくないのである。なお、後述するように平取、遊楽府は札幌、函館の各県にとってアイヌ教育のモデルケース的な学校として位置付けられていたのであり、恐らく白糠も根室県が同様の位置付けで設置したものだろう。

そして対雁、色丹は、それぞれ樺太、北千島から強制移住させた樺太アイヌと千島アイヌを居住させていた土地である⁽⁹⁾。また時期はやや下るが、13の春採は聖公会がキリスト教伝道の一環として設置した私立学校であるが、ここは「救済方法」によってセツリへ移され、更に春採へと移住（離散）を余儀なくされたアイヌが多く住んでいた地域である⁽¹⁰⁾。12の岡田の場合は「救済方法」実施に伴う「土人保護監督ノ任務」を帯びて当地に赴いていた山村矩平の「熱心尽力」によって開校に至っている⁽¹¹⁾。

他方で、この頃既にアイヌ人口が減少し、ないしは和人の中で圧倒的な少数者となっていた場合は、特にアイヌ学校を設置するということとはなかった。例えば余市や岩内等におけるアイヌ教育についての札幌県学務課員の復命書が「普通教育ニテ充分」「学校ヲ興スベキ程ニモ有之間敷為メ普通教育ニ入レシメンコト」と述べ⁽¹²⁾、既設の和人児童の通う学校へ就学すればよいとした如くである。また、一定のアイヌ人口があっても、このころ開拓の進行がみられず、アイヌが散在して居住していた場合にも、学校は作られなかった。同じく札幌県の学務課員の復命書に、天塩川沿岸のアイヌについて、「所々ニ散在シテ一ノ部落ヲナシ且年々水草ヲ逐テ移転スルカ故今年ノ居所以テ明年ヲ期スル能ハス是ヲ以テ如何ナル方法ヲ施スト雖モ之ヲ教育スル甚タ難シトス」⁽¹³⁾と記載されているのはこの例である。

このように、アイヌ学校の設置は、開拓政策、とりわけアイヌ居住地の変容＝破壊ひいては生活破壊を進行させたアイヌ「保護」「救済」政策の展開と強く関わっている。アイヌ学校は、開拓政策の推進に際しその地の先住民族アイヌの排除・管理の上に設置され、かつ、更なる管理・掌握そして生活慣習の改変＝破壊の施設として位置付けられていた。

(2) 「初期アイヌ学校」の実態

① 就学督励とアイヌの対応

アイヌの子どもを学校へ通わせる為に、まず就学させるべき学齢児童の掌握が課題となった。例えば、函館県学務課御用係であった永田方正がアイヌ学校設置のため遊楽府（ユーラップ・現八雲町内）に赴いた時の様子を報じた新聞記事の中に、次のような記録がある。

「…アイノにして事を解する者二人ありオベクス、シツクスと云ふ此の二人を招く即ち来る

因て調査簿を以て二人に問ふ二人此の如き姓名を知らずと是れ調査簿はシシャを工東円吉と記しチチヤイを松前一二三と記載せるを以てなり戸籍中に源兵衛太郎兵衛の名を記するも彼等自ら知らず尚仍は其父の名けたる原名即ちクヤケ、シビラ等を呼称するが故に籍中記載する所の名は何人なるを弁明する能はず…且調査簿の死亡を除却せず学齡内外加除せず其粗略なる実に笑ふ可し…」⁽¹⁴⁾

この頃のアイヌはアイヌ名を名のっているなど、アイヌ社会と戸籍に基づく学齡児童の「調査簿」との間の乖離が大きかったことがわかる。また「事を解する」とは日本語がわかり役人に協力的であるというほどの意味であろうが、このようなアイヌを介さなければコタンの概況の把握もおぼつかなかったのであろう。

学齡児童の人数や氏名が把握出来たとしても、「折節粟稗栽付ニ際シ、子女ハ各其母ニ従ヒ山中ニ芾宿中ニ付キ…」⁽¹⁵⁾といった場合は、就学させることはおろか役人が直接子供に会うことも出来ない。ここでの「粟稗栽付」はアイヌが以前から行なっていた農法によるものであろうし、「土人を召集せんとす大漁なるにより来らず」⁽¹⁶⁾という場合もあった。これを逆に見れば、民族固有の生活を営むアイヌに対し「救済方法」等によって様々な面での管理を強化することが、就学督励をもより「容易」にする条件を提供していたろうことが想像できる。

また、高静学校（静内）では1880年に近くのコタンからアイヌ児童17名を「選抜」して寄宿入学させている⁽¹⁷⁾。同様のことは大津でも計画されたく⁽¹⁸⁾、これをコタンが散在し学校の数も少ないこの時期に特徴的なアイヌの就学策と見ることができる。

就学督励における中心的な方策の一つは、アイヌに対し、子どもを就学させることが如何に「有益」であり、かつ「必要」なことかを「説得」することであった。

学務課の役人、郡長、戸長、学務委員や教員がコタンに赴いてアイヌに「説諭」したほか、既に就学しているアイヌ児童を他のコタンへ連れてゆき、その子らに読み書き等を「実演」させてみせたり⁽¹⁹⁾、また創成学校（札幌）に設置されていた師範速成科にまで進学したアイヌ・金成太郎を呼び、彼に「教育の必要」を話させているところもある⁽²⁰⁾。さらに札幌県は、1883（明治16）年に宮内省が「旧土人教育資金」として千円を「下賜」した（これについては後述）際に、その「聖旨」をアイヌに徹底すべく県令名による「口述書」を作成し、これを金成太郎に持たせて県内のコタンを巡回させる計画を立てている⁽²¹⁾。

なお、「説諭」は多くの場合、アイヌに伝える為にはアイヌ語を介さざるを得なかった。例えば函館県における永田の就学督励は「通弁」や「和人の語を通知する者」を伴って行なわれており、長万部での「説諭」の「告文」はアイヌ語に翻訳して読み上げられた⁽²²⁾。金成太郎が用いられたのもアイヌ語による「説諭」を考えてのことでもあったろう。

こうした就学督励において、行政側は、アイヌに対して、日本の教育を受けるよう如何に「説得」したのだろうか。上述した「説諭」の内容からこれを見ると、教育それ自体については、「教育なるものは衣食火水の欠くべからざるが如く人間世界最も要用なる」⁽²³⁾といった抽象的な説明の繰り返しに留まっている。「説諭」の中心をなしたのは、例えば次のような言辞だった。

「シャモノ内ニモ上等等下等ノ人物アリテ下等ノシャモノハ学問ナキ故少シク牛馬ニ勝リタルマテナリ汝等アイノ其下等ノシャモスラ尚酷役虐使セラル、ニアラズヤ…然レトモ汝等ヲ虐使スルハ独リシャモノ尤モ下等社会ノ者ノミナリシャモノ上等等下等ノ人ハ汝等ノ頑迷無識ヲ憫

ミ…汝等ノ為ニ学校ヲ設ケ…各子孫學問シテ知識ヲ増サバ汝等アイノハ反テシャモノ下等人物ヲ使役スルニ至ルヘシ豈ニ幸福ニアラズヤ」⁽²⁴⁾

そこにあるのは、アイヌの窮乏をアイヌ自身の「頑迷」「無知」と一般移民や場所請負人などの所業のせいだとし、天皇や政府や県はそんなアイヌに救済の手を差し伸べる存在であり、教育によってアイヌは和人に「愚昧視」される境遇から脱却出来るのだ、という誘導であった。

中心的な方策のもう一つは、アイヌ児童の授業料や学用品などの金品を「補助」することであった。

殆どの学校で、紙・筆・墨などを給与している⁽²⁵⁾。室蘭、千歳では「生徒ハ書籍ヲ自弁スルニ苦シム為メ試業ノ節賞品トシテ後学期ニ修ムヘキモノヲ給与」している⁽²⁶⁾。函館県は「貧民子女学資給与規程」をアイヌ児童に適用して授業料や学用品を支給し⁽²⁷⁾、根室県も「貧困児童学資給与規程」を「概ネ旧土人ノ子弟ヲ就学セシムルノ便路」としている⁽²⁸⁾。さらに、昼食を与えた学校（千歳、対雁）⁽²⁹⁾や、菓子を与えた例（対雁、色丹）⁽³⁰⁾もある。強制移住地である対雁・色丹で給与品が多い。

このほか、遊楽府において永田は、コタンの子どもの「容貌何れも同じ」に見えて就学児童の判別がつかないことから、「就学牌」を作成したという。この「就学牌」は、紅白の布を表裏に縫い合わせ、紅地に「就学牌」と記し白地に日本語名とアイヌ名とを併記したもので、就学児童には「美麗なる耳牌を與へん」と述べて「左肩に帯ばしめ」、子どもが付けていた「紅色の片布」の「耳牌」を外させた。永田は、これによって耳環という「悪習を除き」、かつ「不就学の徒をして羨むの心を生ぜしめ入学を欲せしめん」との意図を述べている⁽³¹⁾。

これらの金品の「補助」は、アイヌが貧困であることがその理由とされたが、そもそも非文字文化であるアイヌの生活にとっては日本の学用品などは不要であったし、この時期においても、貧困さからいえば零細な一般移民のほうがアイヌよりも厳しい状態にあったと見るべきだろう。例えば千歳では和人児童も筆、墨、紙、昼食の給与を受けていたのであり、こうした和人児童を県の役人は「旧土人ノ如シ」と見下していた⁽³²⁾。

また、衣類の給付（高静、対雁）⁽³³⁾や長万部における風呂の設置⁽³⁴⁾のような例は、就学上の「補助」であると同時に、アイヌの生活慣習を「不潔」と見做すアイヌ観に基づき、これを改変しようとした方策の一環である。

ではこうした就学督励にアイヌはどう対応しただろうか。

結果から先に見ると、一部で「積極的」に学校へ通いだすアイヌもいたものの、このころ就学したアイヌ児童は極く僅かだった。アイヌ児童の就学率は、全道では1886年で9.2%、1888年でも8.6%といった有様で、同じ時期の和人児童を含めた全道平均（1886年37.1%、1888年43.3%）に比べてかなり低い⁽³⁵⁾。アイヌ学校の設置されている村に限っても、1885年の調査⁽³⁶⁾におけるアイヌ児童就学率は、虻田村43.5%、有珠村28.6%、室蘭村17.0%、函館、札幌の各県が御用掛を派遣して力を入れた遊楽府で68.4%、平取でも50%程度といった数値にとどまっている。まして、「就学ノ者七名ニシテ、日々出席スルモノ僅カニ一、二名ニ過ギズ」（長万部、1882年頃か）⁽³⁷⁾といった実態は各地で見られ、出席率は低かった。

実際の就学督励の記録を見ても、例えば長万部のアイヌは永田の前では何度か子どもを就学させる旨を答えながら、実際には殆ど就学者はいなかった⁽³⁸⁾のであり、高静学校でも、「折々旧土人ヲ集合シ説諭ヲ加フルモ、頑トシテ応ゼズ」⁽³⁹⁾という状態であった。

アイヌが「頑迷」に就学を拒否した場合、行政側の対応は極めて威圧的なものになった。例えば長万部において永田は、再三の督励にもかかわらず就学しないアイヌに業を煮やして「恩ヲ知ラサル者ニモテ、牛馬ニ劣ル獸類ト異ナランヤ。此後ハ県庁ヨリ汝等ノ如キハ御世話ナサラズ右様心得ベシ。」と言ひ渡し、アイヌたちは「一同黙然」となったのち「恐れ入りマシタ」と述べて、口頭とはいえ子どもの就学を約束している⁽⁴⁰⁾。このような例は就学督励に限らない。1887年に道庁（1886年に3県廃止、北海道庁設置）長官が上川地方を巡視したさい、現地のアイヌに農耕に従事するよう「懇ろに奨励」したが、アイヌが即座には従う様子を見せなかったのち、「長官公には顔色を正ふして曰く然らば汝等は何時まで野蠻の俗を廃する事能はざるか是れ又是非もなし此の上は汝等を一日たりとも当郡に住居ことかなはされば今より山奥に退く可し最早汝等を顧みずとてその座を起たんとせし」との態度に出、アイヌに長官の意に従うことを承諾させたという⁽⁴¹⁾。「御世話ナサラス」にせよ「最早汝等を顧みず」にせよ、それはアイヌに対する日本国家の圧倒的な支配力にモノを言わせた恫喝である。一見微温的な就学督励や種々の「保護」「救済」の施行は、こうした支配の上であって初めて可能だったことなのである。

就学をみた場合でも、それは金品の「補助」によるところが大きかった。例えば函館県では、前述したとおりアイヌ児童の就学「補助」に「貧民子女学資給与規程」を適用していたが、道庁設置後これが廃止されるや、それまで就学者の多かった遊樂府でもアイヌ児童が激減している⁽⁴²⁾。さらに対雁では、就学したアイヌ児童への米の給付が廃止されるや就学者が減少し、そこで出席一日につき金二銭を与えるようにしたところ再び就学者を増したという有様で、この様子を視た札幌県学務課員は、復命書で「実ニ学校ニ出ルハ官ノ為メ賦役人足ニ出ルカ如キ有様ニシテ少シモ自己ノ為メ幸福ヲ招クノ器械ト云フコトニアラザルニ似タリ」と述べている⁽⁴³⁾。

アイヌは、生活の窮乏化の中にあっても、なおかつ自らの言語と文化のもとに（従ってそのかぎりでは「豊かに」）暮らしていたのであって、こうした文化とは異質の、しかも自分たちの窮乏化と文化の否定・破壊をもたらしてきた諸政策とともに設置された学校に、子どもを通わせようとはしなかったのである。

② 学校経営や授業の実態

〈授業料と学校経営〉

アイヌ児童の授業料には、前述の如く、函館県や根室県における「貧困」児童用の学資給与規程の適用などによる「補助」があった。虻田では和人が月に十銭（「貧民」は五銭）のところをアイヌは「五銭ニ相当スル力役」で支払うこととしたり⁽⁴⁴⁾、白老では和人が月に二五銭のところをアイヌは鯨漁場における「給料ノ二分五厘ノ手数料ヲ取り之ヲ媒介者ヨリ学校へ寄付セシメ」る⁽⁴⁵⁾、といった方策を採っている。またアイヌ学校では経費に対する授業料収入の割合が低く、学校維持のため県などからの補助金を要した。例えば札幌県では虻田へ当初月60円⁽⁴⁶⁾、函館県では遊樂府へ教員給料等⁽⁴⁷⁾の補助金を拠出している。

それでも学校経営は容易ではなかったとみえ、虻田では教員の給料が数か月にわたって未払いになっていたり⁽⁴⁸⁾、千歳や大津は一時的にはあるが休校を余儀なくされている⁽⁴⁹⁾。アイヌ学校のこのような経営状態は、補助金が廃止されれば、それがアイヌに対する更なる負担増となつて、アイヌ児童の就学を減退させることを容易に予想させるものだった。

札幌県が作成していた「旧土人学事規則」案は、このようなアイヌ学校の設置・維持の実態を

ふまえた制度構想である⁽⁵⁰⁾。この案は全8条で、アイヌへの就学の「勧誘」(第1章)、「学校設立」(第2章)、「維持」(第3章)という構成になっている。「各部落ヲ巡回シテ父兄ヲ召集懇諭」(第1条)する就学督励や、「土地ノ都合ニヨリ生徒ヲ校内ニ寄留セシムル」就学(第4条)を考え、また学費について「金円ニテ徴収ノ難キ場合ニ於テハ漁獵収獲ノ現ヲ以テスルモ妨ゲナシ」(第7条)と定めた点などは、この間の就学督励と学校経営の実態の反映である。学校の設立・維持については、通常の県財政ではこれを賄えないので、前述の「旧土人教育資金」を活用するとしている。

これより先、三県の中で最もアイヌ人口が多い札幌県は、県の財政だけではアイヌ学校の設置・維持は困難だとして、学校の設置費や教員給料補助など合わせて年4千円の「旧土人学費補助」を文部省に稟請した(1882年10月)。文部省はこの時すぐには裁可せず、翌1883年に改めて三県が合同で宮内省に「旧土人教育資金」を上請し、宮内省は千円を下賜、のち文部省からも三県に二千円の「補助」が出ている⁽⁵¹⁾。これが上述した「旧土人教育資金」と呼ばれるものである。前述したように札幌県は早速この「恩賜」をアイヌに喧伝する「口述書」を作成して「天恩」の喧伝をはかった⁽⁵²⁾。ただ、三県あわせて3千円きりの額では「資金」としては少なすぎるので、三県はこの「資金」の活用・増殖の方法をめぐる協議を重ねたが、まとまらぬままに年月が過ぎ、道庁設置前後には「旧土人・愛乃教育義会」の設置の動きへと繋がったが、これも実現には至らなかった⁽⁵³⁾。その後この「恩賜金」は道庁が管理し1930年に至って「旧土人奨学資金」の財源に充てられ、政府・道庁がアイヌ教育を天皇の「恩沢」のたまものと喧伝する“論拠”となりつづけることになる。

〈教員と授業〉

この時期の教員はすべて和人であり、“和人がアイヌを教える”という関係がアイヌ学校の前提となっていた。また、当時は北海道の特に村落における学校の教員は殆どが授業生⁽⁵⁴⁾であり、アイヌ学校もその例外ではなかった。遊楽府に赴任した永田方正(函館県御用係)や平取に赴任した遠藤正明(札幌県師範学校一等助教諭、札幌県御用係)はそんな中では例外的であるが、両者は何れもアイヌ児童に対する「教授方法」の調査研究のための一時的な赴任であり、こうした教員の赴任はこの時期のアイヌ教育の特徴である。

また、この頃のアイヌ学校の教員は、ある程度アイヌ語を理解できることが“要件”だった。例えば以下の記録から、その様子を窺うことが出来る。

「教員ハ土語ノ事情ニ明ルキモノニアラサレハ誘導困難ナル事情アランヲ恐レ元ノ駅通扱某ヲ仮教員ニ充テタリ」(有珠)⁽⁵⁵⁾

「(教員は——筆者注)粗土語ヲ知り得タル故教授方ハ充全ナラサルモ土人ニ於テハ却テ抄取ルナラン」(虻田)⁽⁵⁶⁾

同じく対雁でも、当初は樺太アイヌ語のできる者が教員を務めた。

「学校の先生は、といふと、以前樺太に医者をしてゐた大河内宗三郎といふ人で、永く土人の中にゐた人であるから、土人の言葉も出来た。最初の先生は、やはり、土人語の出来る人であつたら、善からうといふので此人を先生にしたのであつた…先生が医者であるから、病人が

出来ると授業が休みになる。」⁽⁵⁷⁾

色丹では役場の筆生が仕事の傍ら授業を行なったが、この筆生——鈴木七郎——が色丹に赴任させられた理由は、彼はロシア語が出来たからであった⁽⁵⁸⁾。

こうした中で、当然に授業はアイヌ語を用いつつ行なわれた。ただし、それは教授上の止むを得ない「便法」としてアイヌ語を用いたにすぎなかった。子どもがアイヌ語で生活する状態は、「開校以来旧土人生徒ニ語学ヲ教ユル為メ多ク時日ヲ消費」⁽⁵⁹⁾するとして、教授上の「障害」と見做された。この場合の「語学」とは、アイヌ語を使う子どもに対し、日本語を用いるよう「指導」することであった。また函館県は、遊楽府学校に派遣していた御用係永田方正に命じて、「旧土人言語ノ大略ヲ知ルノ便」のためアイヌ語の辞典『北海小文典』を編纂させている⁽⁶⁰⁾。

教授内容についても、修身では、平取に赴任した遠藤が「特ニハ邦人ノ風儀ハ其正否ニモ関ハラス生徒之ニ倣フノ觀念ナク亦之ヲ觀察スルノ識力ナシ」⁽⁶¹⁾と観察したように、アイヌの生活文化から見れば日本の「修身」はそれが教授されるべきものとして成り立つ基盤を欠いていた。このため遠藤は、「唯普通人民間ニ行ハルハ尋常ノ作法心得」の教授を「第一歩」とし、「(シャモ)ノ(セカチ)男児ハ皆之ヲナセリ」などと述べて誘導にこれ努めることとしている⁽⁶²⁾。同じく遠藤の報告によれば、算術でもアイヌ語の数詞を日本語に置き換えるという言葉の教授から始めねばならなかった⁽⁶³⁾。

また平取や遊楽府では農耕の教授も行っており⁽⁶⁴⁾、この間のアイヌの農耕民化との連続面を見ることが出来る。札幌県学務課員が復命書に「旧土人ヲ教育セントスレハ第一耕作ヲ父兄ニ教ヘ第二教育ヲ子弟ニ施ストキハ巨大ノ費用ヲ要セスシテ著シキ効果ヲ見ントス」「先ニ父兄実地耕作ヲ教ヘ然後子弟ヲ教授スル事」との意見を記載した⁽⁶⁵⁾ごとく、農耕と学校教育はアイヌの「習俗改良」を目指すことにおいて一体の施策と位置付けられていた。

授業の実態について遠藤は、札幌県あてに「平取分校生徒ノ修学年限増加之義ニ付伺」を提出し、

「…其ノ父母ヨリシテ未タ本邦ノ風体ニ倣ハス其言語ヲ異ニシ其風俗ヲ異ニシ礼容ハナシ暦日ハナシ一殊蒙昧ナル人民ニ之有候」

と報告し、さらに続けてアイヌ児童の教授課程について

「倭児同一ノ教育法ヲ以テ養成スルハ蓋シ望ヲ帰シ難キ事ニ有之候得共可成の本県御制定ノ小学規則ニ因テ養成仕度ソレ々々探求仕候得共何分其初歩即チ小学初等科第六級ニ至テハ一学期即チ十八週日ノ修業ニテハ到底其学科ヲ卒ヘシムルノ目途無之ニ付右初歩ニ尚一学期即チ十八週日ノ年限ヲ増加シ都合三十六週日ノ修業年限トシ…」⁽⁶⁶⁾

との意見を述べている⁽⁶⁶⁾。

札幌県が前述の「旧土人学事規則」と共に作成した「旧土人学校規則」は、このような実態認識をふまえたアイヌ児童の教育課程である。その内容は、札幌県「小学校規則」(1883年5月2日、甲17号布達)における初等科(修業年限3年、当時の県内の村落の学校は殆どがこれであった)に準じながらも、アイヌ「教育方法」としての幾つの特徴を見せている。

先ず教科目には、「小学校規則」では中等科以上にしか課されない農業を含んでいる。そして修業年限は4年と定めている。それは単に初等科3か年の各級——初等科は第6級から始まって半年毎に「試業」を経て「昇級」し第1級で修了する——を延長したのではなく、その中の第6級と第5級のみをそれぞれ1年間に延長するというものであった。つまりこの課程構成は、

「第六級第五級ニ於テハ邦語對話ヲ授ケ兼テ養生ノ緊要ナルコトヲ授クル」というように、アイヌ児童に対してまずアイヌ語とアイヌの生活慣習の改変から学校教育を始めることを意味していた。これはおそらく上記の遠藤の意見の反映であり、アイヌの言語と生活慣習を教授上の「障害」と見做し、それを就学当初に先ず破壊するためにアイヌの修業年限は一年“余計”に設定されたのである。またこのことは、「試業」の成績によって賞品を与える際の基準の点数を「小学校規則」よりも低くしたように、アイヌ児童の「学力」を「低く」見做すことにもつながっていた。

第1章第2節 註

- (1) 『函館県学事第一年報』、『根室県学事第四年報』、および阿部正己「函館県土人教育史調査」（阿部『三県時代旧土人教育史』、『アイヌ史資料集』第2期第5巻所収）。
- (2) 高倉『アイヌ政策史』、523頁。
- (3) 「土人学校」『函館教育協会雑誌』19号、1884年12月。
- (4) 『開拓使事業報告 第四編』、495頁。
- (5) 『開拓使事業報告 第四編』、497頁、および『新広尾町史』第1巻、1978年、272～4頁、『豊頃町史』、1971年、983～6頁。
- (6) 『白老町史』、1980年、792頁、および『開拓使事業報告 第四編』498～9頁。
- (7) 『北海道教育史』地方編1、820頁。
- (8) 「土人学校」『函館教育協会雑誌』19号。
- (9) 本文に必要な限りで強制移住の経過を略述しておく。

幕末いらい続いていた日本・ロシア間の国境問題は、1875年締結の「樺太千島交換条約」によって、日本は樺太を「放棄」し千島列島を「獲得」として決着した。このさい、両地の先住民族については3年以内に所属の国家を選ばせ、かつその領内に移住させることを定めた。

樺太の場合、開拓使は日本への帰属を希望するアイヌ841名を集め、まず一時的に樺太の対岸になる宗谷へ移住させた。移住の勧誘・実施はアイヌにとって急迫的であり、樺太に家族や親戚を残して連れてこられた者も少なくなかった。さらに開拓使は彼らを札幌に近い対雁へ移住させ農耕に従事させる方針を固め、翌年、アイヌの猛反対にも関わらず遂には警官まで動員してこれを強行した。宗谷では樺太に近いので彼らが帰郷する可能性が高かったからである。対雁は、石狩川の河口近くとはいえ樺太のコタンとは全く異なる環境であり、何より1000人近くを一箇所に集めたのはアイヌのほんらいの居住形態にはありえない状態だった（田崎努「対雁強制移住樺太アイヌ顛末記」上、『北海道史研究』39、1987年5月、が詳しい）。

北千島の場合、1876年に役人が同地に出向いて条約締結を通告、先住民族のうちアリウトらは千島を去ったが、千島アイヌは漁猟のため現地にとどまるうちに3年の「期限」がきてしまい、日本に属することとなった。政府は、彼らが長くロシアの影響下にあったため言語・宗教ともにロシア化していたうえ、彼らの住む占守島などがロシア領に近接していたため、これを北海道の近くへ移住させようとの「説得」を再三行い、遂に1884年彼らの色丹島への移住を強行した。色丹においては、千島アイヌの生業である海獣猟を禁じ、かつ「逃亡」を防ぐため柵をめぐらせたという（高倉『アイヌ政策史』511～530頁、およびランドー『エゾ地一周ひとり旅』、171頁、参照）。

- (10) 中村一枝「春採コタンの土地・教育問題」、『北海道史研究』7、1975年6月、3～4頁。
- (11) 『学校沿革誌』岡二尋常小学校。表紙に「明治三四年十一月調整」とあり、和綴じ、墨書。様似小学校所蔵。

- (12) 「復命書」札幌県学務課督学係大野四郎五郎, 1884年3月, 『復命書 札幌県学務課』(北海道立図書館北方資料室所蔵開拓使及び三県一局文書173) 所収。
- (13) 「復命書」, 1884年, 『復命書 札幌県学務課』所収。
- (14) 「旧土人教育」, 『函館新聞』1883年6月13日付。
- (15) 「旧土人教育取調ニ付復命書」函館県御用係永田方正, 1885年9月, 阿部「函館県土人教育史調査」所収。引用部分は1882年における長万部の状況である。
- (16) 「旧土人教育」, 『函館新聞』1883年6月13日付。
- (17) 『開拓使事業報告 第四編』436頁, 『北海道殖民状況報文 日高国』129頁, 及び河野常吉編『アイヌ聞取書』(『アイヌ史資料集』第2期第7巻, 所収。恐らく前記『殖民状況報文』の原稿と考えられる), 105頁以下。
- (18) 阿部正己編『三県時代旧土人教育史』, 59頁。
- (19) 前掲永田「旧土人教育取調ニ付復命書」。1882年冬に遊楽府の生徒を長万部に連れていった。
- (20) 「復命書」札幌県学務課督学係三吉笑吾, 1885年2月, 『復命書 札幌県学務課』所収。有珠学校が行なっている。金成太郎のような「学歴」を持ったアイヌは, 当時は極めて稀であった。
- (21) 『札幌県公文録 請願伺指令之部』1883年7月2日, 『札幌県 教育』(北海道大学付属図書館北方資料室所蔵北海道庁寄託北海道史資料, 写本の部111) 所収, および阿部編『三県時代旧土人教育史』, 14頁。但し実施の状況については不明。
- (22) 「雑報旧土人教育」『北海道学事新報』15号, 1882年6月。
- (23) 札幌県令「口述書」。1883年6月9日, 札幌県無号達。『明治一六年 札幌県布令全書』, 907頁以下。阿部編『三県時代旧土人教育史』等にも掲載されている。
- (24) 「雑報旧土人教育」『北海道学事新報』15号。
- (25) 『開拓使事業報告 第四編』中の各校の記録, 阿部編『三県時代旧土人教育史』のほか, 札幌県内の学校について『復命書 札幌県学務課』所収の諸「復命書」, 同じく函館県内について『北海道教育史』地方編1, 283, 364頁。
- (26) 「復命書」札幌県学務課督学係志村恒敬, 1885年11月, 『復命書 札幌県学務課』所収。引用部分は室蘭学校についての記述である。
- (27) 1883年からこの規則の第4条を適用している(『明治十六年 函館県布達々全書』816~7頁)。関係部分の条文は次の通り。

貧民子女学資給与規則 (1881年4月2日, 開拓使函館支庁22号布達)

第三条 生徒ヲ分テ無謝修学給資修学ノ二種トシ無謝修学ハ授業料ノ収納ヲ免シ給資修学ハ兼テ書籍器械筆墨紙等ヲ給与スヘシ

第四条 給資生徒ニ給与スルハ左ノ品目ニ由リ総テ現品ヲ以テ支給スヘシ

一 該級教科書

一 筆墨紙但半紙ハ一ヵ月一帖筆ハ一ヵ月一本墨ハ三ヵ月一挺ノ目的ヲ以テ之ヲ支給ス

一 石盤及硯箱並付属品但初テ入校ノ節ニ限ル

(『開拓使事業報告 付録布令類聚』下編, 188~191頁による)

- (28) 給与される物品は, 筆の本数が二本である以外は函館県と同じである(『根室県第四学事年報』6~8頁)。
- (29) 千歳については「復命書」札幌県学務課志村恒敬, 1885年11月, 『復命書 札幌県学務課』所収。対雁については『対雁村史』, 1928年, 30~31頁。

- (30) 高倉「旧土人教育」205, 216, 217頁。
- (31) 「旧土人教育〔前号の続き〕」『函館新聞』1882年6月12日付。
- (32) 「復命書」札幌県学務課志村恒敬,『復命書 札幌県学務課』所収。
- (33) 『開拓使事業報告』第四編, 435~6, 485~6頁。
- (34) 前掲永田「旧土人教育取調ニ付復命書」。
- (35) 数字は各年度の『北海道庁統計書』による。また「積極的」な就学の例としては、本文に述べた金成太郎のほか、対雁の生徒で2名が師範学校にまで進んでいる例(山辺安之助『あいぬ物語』1913年, 20~23頁)が挙げられる。
- (36) 虻田・有珠・室蘭については遠藤正明「復命書」(『旧土人教育ニ関スル書類』, 北海道立図書館北方資料室所蔵北海道庁文書2, 所収)中の「函館街道沿道筋旧土人ノ情況調査書」, 遊樂府・平取については阿部『三県時代旧土人教育史』, 31, 53頁による。
- (37) 前掲永田「旧土人教育取調ニ付復命書」。
- (38) 同前。また遊樂府における同様の実態につき, 「旧土人教育」『函館新聞』1882年6月13, 15, 17日付。
- (39) 阿部『三県時代旧土人教育史』, 55頁。
- (40) 前掲永田「旧土人教育取調ニ付復命書」。
- (41) 「長官の一言土人を感じしむ」『北海道毎日新聞』1887年2月10日。
- (42) 『北海道教育史』地方編1, 283~4頁。
- (43) 「復命書」札幌県学務課督学係安田貞謹, 1885年2月, 『札幌県 教育』所収。
- (44) 「復命書」札幌県師範学校二等助教諭藤井秀, 1885年8月, 『復命書 札幌県学務課』所収。
- (45) 同前。
- (46) 同前。
- (47) 各年度『函館県布達々全書』, および『明治十九年 北海道庁函館支庁布達々全書』。ただし, 役所の怠慢によって執行されていない場合がある(落部村, 前掲永田「旧土人教育取調ニ付復命書」)。
- (48) 「復命書」札幌県師範学校二等助教諭藤井秀, 『復命書 札幌県学務課』所収。
- (49) 千歳について「復命書」札幌県学務課志村恒敬, 『復命書 札幌県学務課』所収, 大津について『大津尋常高等小学校学校沿革史』(『豊頃町史』, 1040頁より重引)。
- (50) この規則案は, 後述する「旧土人学校規則」案とともに, 『旧土人教育ニ関スル書類』中に含まれており, 札幌県罫紙を使用, 墨書である。目次や本文に「参考用」「修正按」といった字句が見られることから, 県内部で検討途中の規則案だったと推定できる。作成者やその時期は明記されていないが, 条文内容からみて, 宮内省からの「恩賜金」や県の「小学校規則」制定のあった1883年以降のものであることは確実で, また平取のアイヌ学校に在勤した遠藤からの報告内容と類似する点から, それらの報告を受けて1885年に作成されたものと筆者は推測する。この規則案を初めて紹介したのは竹ヶ原幸朗である(『近代日本のアイヌ教育』461頁)。また, 以下, 遠藤の教育実践については, 竹ヶ原「遠藤正明のアイヌ教授実践と開発主義教授法——札幌県のアイヌ教育をめぐる——」(『アイヌ文化』15号, 1990年6月)を参照した。
- (51) この一連の経過については, 国立公文書館所蔵『公文類聚』第七編, 第五四巻, 文書番号26, 27。またこの間の文部省に対する札幌県の働きかけの一部につき『札幌県 教育』(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)。なお, 札幌県の「上請」のち改めて3県が宮内省に「稟請」するに至った理由については今のところ筆者には不明である。

- 52) 本節註21および23を参照。ただしこのような喧伝を県が実際にどの程度実施し得たか、また当時のアイヌにこのような「口述書」の内容が「理解」されたのか等のことを考えれば、「口述書」を「思想よりの内民化」(海保嶺夫「北海道の『開拓』と経営」196頁以下)や「臣民化教育」(海保洋子「近代北海道の形成と民族問題」340頁以下)の一環に位置付けるのは過大な評価なのではないか。
- 53) 関係資料が阿部正己編『アイヌ叢誌(一)』(『アイヌ史資料集』第二期第五巻)に収録されている。また、「アイノ人教育会社」(『教育時論』44号、1886年7月5日)等の記事でその経過の一部を知ることが出来る。
- 54) 後の代用教員に相当するもので、教員免許状は有していない。
- 55) 「復命書」札幌県学務課三吉笑吾、『復命書 札幌県学務課』所収。
- 56) 「復命書」札幌県学務課志村恒敬、『復命書 札幌県学務課』所収。
- 57) 山辺安之助『あいぬ物語』、1913年、16～17頁。但し原著にあるアイヌ語訳のルビは省略した。
- 58) 「鈴木七郎氏」、『函館新聞』1886年3月7日。
- 59) 「復命書」札幌県師範学校二等助教諭藤井秀、『復命書 札幌県学務課』所収。
- 60) 「旧土人撫育及戸口増減ノ事」(「巡察使へ差出書原稿」)、1883年6月、北海道大学北方資料室所蔵『函館県旧土人』所収。『北海小文典』は1883年刊、アイヌ・日本語の辞典としては最も早いものであるが、それを教員が教授上の必要から著したという点に、法令などの一方的伝達より以上にアイヌ対して踏み込んだ関わりを要するという教員のアイヌ政策上での位置が窺える。
- 61) 遠藤正明「平取学校生徒ノ情況」、「平取分校生徒ノ修学年限増加之儀ニ付伺」(札幌県令宛て、1885年2月)の添書、『旧土人教育ニ関スル書類』所収。なお、この伺の一部は『平取町史』にも掲載されている。
- 62) 遠藤「小学初等修身科教授方法書」、「平取分校生徒ノ修学年限増加之儀ニ付伺」の添書。
- 63) 遠藤「小学初等算術科教授方法書」、「平取分校生徒ノ修学年限増加之儀ニ付伺」の添書。
- 64) 阿部正己編『三県時代旧土人教育史』、48～9、54頁、及び「土人」『函館教育協会雑誌』25号、1885年6月、など。
- 65) 「復命書」札幌県学務課志村恒敬、『復命書 札幌県』所収。
- 66) 前掲遠藤「平取分校生徒ノ修学年限増加之儀ニ付伺」。

第2章 「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」の成立と「旧土人小学校」の設置

第1節 「アイヌ問題」の発生

(1) アイヌの窮乏化の進行と「アイヌ問題」の認識の成立

① アイヌの窮乏化の進行

北海道庁設置前後における北海道開拓政策は、官営事業や移民の「保護」を中心とした開拓から資本への「自由解放」へという転換をへて、更に資本への優遇の下での団体移住奨励などによる移民の大量誘致へと展開した⁽¹⁾。

道庁は、1886年に殖民地撰定事業に着手し、1888・89両年までにはほぼ全道に——とりわけそれまで開拓の進行をみなかった石狩川上流域・天塩川流域・十勝平野等の各地で撰定を行なうに至り、これと並行して大規模な土地払下げを各地で行なった。1886年制定の「北海道土地払下

規則」は「官有未開地」を一人につき10万坪まで（「盛大ノ事業」の場合はそれ以上）を払い下げることを定め、同法によって1896年までの11年間に42万6800町歩余りが「処分」されている。更に1897年に同法に代って制定された「北海道国有未開地処分法」は、一人あたり最大150万（開墾の場合）～250万（牧畜の場合）坪、会社・組合組織へはその2倍を貸し付け、「成功」の場合はこれを無償下付すると定め、制定後僅か2年間で20万町歩以上の土地が「処分」されている。1900年までに撰定された殖民地は総計131万町歩余りであるから、ここまでで既にその半分が「処分」されたことになる⁽²⁾。北海道への移民も特に1890年以降急激に増加し、撰定された各殖民地への大規模な流入をみた（〔表3－b〕および〔図3〕参照）。

それは、アイヌ居住地の殆ど総て、とりわけそれ以前には和人の大規模な流入の無かった内陸部や道北の地域にも、開拓政策が直接に、以前にも増して大規模な土地処分と移民の流入という事態を伴って及ぶことを意味した。

表3－b 北海道アイヌ人口の推移(1883～1903年、国別)

国 名	1883年		1888年		1893年		1898年		1903年	
石 狩	1,269 27,395	4.6	944 48,968	1.9	910 112,590	0.8	958 238,238	0.4	1,028 329,885	0.3
後 志	790 58,649	1.4	713 83,060	0.9	713 131,933	0.5	659 176,573	0.4	631 221,783	0.3
渡 島	190 123,297	0.2	296 151,700	0.1	222 185,439	0.1	217 221,409	0.1	175 224,770	0.1
胆 振	3,392 10,526	32.2	3,772 15,703	24.0	3,768 30,339	12.4	3,902 49,857	7.8	3,966 77,514	5.1
日 高	5,909 9,601	61.6	5,919 11,991	49.4	6,065 16,625	36.5	6,333 21,552	29.4	6,312 26,225	24.1
十 勝	1,603 2,739	67.4	1,512 2,559	59.1	1,677 3,985	42.1	1,660 19,540	8.5	1,705 35,270	4.8
釧 路	1,612 5,173	31.2	1,578 11,670	13.5	1,622 15,808	10.3	1,604 22,189	7.2	1,701 28,963	5.9
根 室	444 5,495	8.1	452 11,909	3.8	440 22,442	2.0	438 20,321	2.2	381 21,100	1.8
千 島	480 1,328	36.1	509 1,552	32.8	516 4,166	12.4	555 4,415	12.6	607 4,536	13.2
北 見	1,240 2,984	41.2	1,162 7,262	16.0	1,081 17,859	6.1	981 43,085	2.3	1,023 57,561	1.8
天 塩	303 6,125	5.0	295 8,717	3.0	266 18,773	1.4	266 36,060	0.7	254 49,633	0.5
計	17,232 252,952	6.8	17,062 354,821	4.8	17,280 559,959	3.1	17,573 853,239	2.1	17,783 1,077,280	1.7

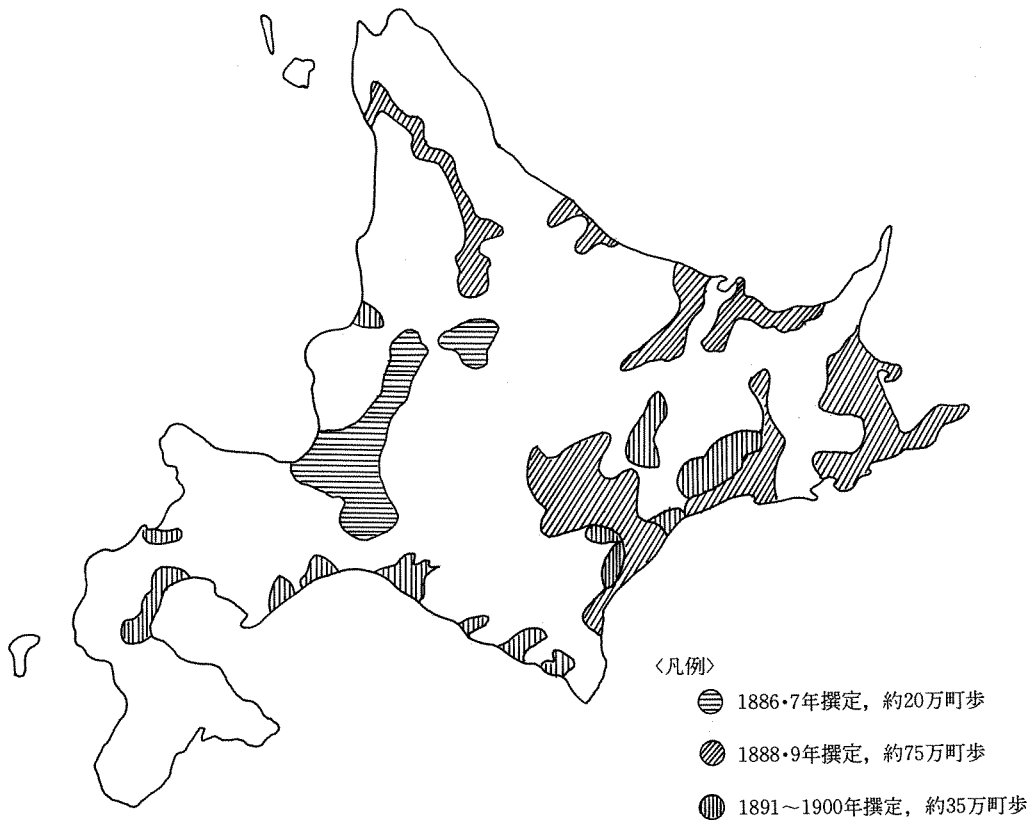
〈凡例〉・左上段 アイヌ人口 (a)

左下段 全人口 (b)

右 側 a/b (%) 網かけしたのは10%未満の部分である。

〈出典〉・榎森進『アイヌの歴史』127頁、原出典は『新北海道史』第9巻

図4 殖民地撰定事業の進行状況の概略



〈出典〉『新北海道史』第4巻通説3,

原出典は『第二拓地殖民要録』, 北海道庁, 1906年および『新撰北海道史』第4巻。

表5 聖公会が設置したおもなアイヌ学校

設置場所	設置年
幌別	1888
春採	1891
茂尻矢	1891
頓化(トンケシ)	1891
白糠	
姉去	
谷地頭	1893
白人(チロット)	1896

〈凡例〉・設置年の空白は不明であることを表す。

〈注〉・茂尻矢, 頓化は釧路, 谷地頭は函館にある。

・各学校の正確な設置・廃止の沿革についてはなお不明な点が多い。

〈出典〉・『北海道キリスト教史』212～213頁。

道庁は, 殖民地を撰定しそこに移民を入植させるに際して, その地域に居住しているアイヌに対しては, 「保護地」を設定しそこへ移住させ農耕を奨励する, という施策をとった。

その最初の事例は, 樺戸郡における十津川移民の入植に際してトック原野の殖民地撰定が行なわれた時で, 道庁は付近のアイヌを石狩川沿いのウスシベツに集めた⁽³⁾。上川盆地では, 1894年,

チカプニ（近文，現旭川市西部）のほかチュクベツ（忠別），キンクシベツ（現永山），ピオア（比布）などにいたアイヌ36戸を近文に集め⁽⁴⁾，同年に天塩川流域においてもナヨロ（名寄）盆地のアイヌをナイプチ（内淵，現名寄市街近傍）に集めた⁽⁵⁾。十勝平野でも各地でアイヌ「保護地」を設定し，アイヌを順次ここへ移住させている⁽⁶⁾（〔表4〕を参照）。

そして1894年に千歳においてアイヌ「保護地」7.5万坪を設定した際，道庁は「他ノ原野ニ於テハ同類ノ者有之時ハ，本文同様取扱」うことを本庁決議とし⁽⁷⁾，更に1896年制定の「殖民地選定及区画施設規程」において，殖民地撰定のさい予定存置すべき土地の一つに「旧土人開墾地一戸ニ付一万五千坪」と定め⁽⁸⁾，この間の施策を制度化するに至った（なお一万五千坪は北海道の殖民地地区画の基本＝最小単位である）。

だが，「保護地」の多くは耕作し居住するには劣悪な土地であった。例えばウスシベツは本来アイヌが居住地に選ばない石狩川の氾濫原であり，このため農耕の実はずがらず，給与地の多くは数年のうちに和人の手に移り，雨竜や近文などへ離散するアイヌや同郡の山奥にあるワッカウエンベツへ再移住を余儀なくされるアイヌが相次いだ⁽⁹⁾。内淵の「保護地」も天塩川の氾濫原にあった。

また「保護地」はあくまでアイヌへの給与予定地として存置され，道庁がこれを管理した。だが道庁の管理はすこぶる放漫で，近文給与地問題を始めとしてアイヌへの給与予定地を和人に払い下げようとする事態をしばしば引き起こした⁽¹⁰⁾。

道庁は「保護地」の所有権をアイヌに与えない理由として「（アイヌは——筆者注）該地方雑居市人ニ不相劣知識発達進歩帰化ノ義トモ不被考」⁽¹¹⁾ことを挙げていた。「雑居市人」すなわち移民に「不相劣」ように「知識発達進歩帰化」するということは，文字の読み書きにはじまる日本の教育を身につけることを当然にも含んでいた。

このように，「保護地」の設定とは，「救済方法」以来のアイヌ政策に相通じる性格を帯びつつ，より大規模かつ全道的に展開されたものと言うことができる。アイヌ「保護地」が設定されるということは，そこのアイヌが移民に「包囲」されることを意味した⁽¹²⁾。しかも，例えば近文に居住するに至ったアイヌの「家系」を見ると，上川盆地のみならず，石狩，新十津川，深川などから移転してきた者がいる⁽¹³⁾。この中には婚姻などによる移住も含まれようが，彼等が住んでいたのはより早くから和人の流入が進行した地域であることから，多くはこれらの地域からの「後退」を余儀なくされたアイヌが，他のアイヌを頼って移住してきたものだろう。かかる事例は他のアイヌ居住地にも多くあったと予想できるから，「保護地」は，一面で「まさにアイヌに残された最後の，しかも唯一の生活の場という性格が濃厚」⁽¹⁴⁾にならざるを得なかったと言えるだろう。にもかかわらず，道庁はそのようなものとして「保護地」を設定したのではなかった。開拓政策の進行にとって，アイヌの存在は排除する対象以上のものではなかったのである。

このためアイヌの生活破壊も一段と進行した。例えば『北海道殖民状況報文』は，1890年代末から1900年頃にかけての各地のアイヌの生活状況について，以下の如く揃ってその窮状を伝えている⁽¹⁵⁾。

「『アイヌ』ハ皆僅少ノ給料ニテ漁場ノ雇ヲナシ其他雑漁拾ヒ昆布等ヲ為シ冬期ハ獣獵ヲ為スモノアリト雖モ究困ノ状甚シキモノアリ」（石狩国，浜益郡，川下村，1900年）

「『アイヌ』ハ多く出稼ヲナシ實際現住スルハ三四人（統計上は「四戸十四人」——筆者注）ニシテ甚タ貧困ナリ」（後志国，忍路郡，塩谷村，1899年）

『アイヌ』ノ壮男ハ仲春ヨリ晩春ニ至ルマテノ間網走斜里常呂等ニ出稼ヲナシ漁夫或ハ馬追等トナリ雇役セラレ冬ニ至レハ帰り来リテ獣獵ヲナス其全ク出稼ヲナス周歲此地ニ在ルハ僅ニ六戸（アイヌは全体で27戸——筆者注）ノミ茅屋粗食其生活ノ程度甚低シ」（北見国，網走郡，美幌外六箇村，1896年）

『アイヌ』ハ……漁場ノ雇ヲ主トシ傍ラ少許ノ農作ヲナス貧困ノ状甚ダシ」（日高国，様似郡概況，1898年）

『アイヌ』ハ生計ノ度最モ低ク漁夫測量人夫等トナリテ出稼ヲナシ残り居ル者ハ和人ニ雇役セラレ傍ラ少許ノ畑ヲ耕シ纔ニ生活セリ」（十勝国，河西郡，伏古村，1898年）

「和人ハ専ラ開墾ニ従事シ冬期伐木ヲナス甚ダ不自由ナレドモ生計ニ困スル者ナシ『アイヌ』ノ壮男ハ夏期白糠及ビ大津ニ赴キテ漁場ノ雇ヲナシ漁期終レバ帰りテ獣獵ヲナス然レトモ近年野獸減少シ從テ生計困難ヲ極メリ」（釧路国，足寄郡，足寄村，1898年）

ただに生活が苦しいのみならず，圧倒的に押し寄せてくる和人社会に巻き込まれ，漁夫や人夫として雇用され，コタンに青壮年が不在がちとなるなどの事態が進行していた。

② 「アイヌ問題」の認識の成立

こうしたアイヌの窮状が，やがて「アイヌ問題」として道内はもとより国内に一定の認識を得るに至った。もとより「アイヌ問題」の認識・関心の成立の過程には幾つかの要素があり，またそれらの要素がこの認識・関心の内容を規定することになった。

まず，アイヌの「保護地」や「共有財産」⁽¹⁶⁾が正当に管理されなかったことに対する道庁（ひいては政府）への批判が，その一つである。当時道内にも普及し始めた新聞・雑誌が，道庁の放漫な土地・財産の管理やそれをめぐる疑惑とともに，それらと対照的に窮乏するアイヌの状態を報じた。第8回帝国議会（衆議院）にはこうした件に関する質問書が提出され，道外の新聞もたびたびこの問題を報ずるに至っている⁽¹⁷⁾。

ただこれらの議論は，主として初期帝国議会の頃に道内外のジャーナリズムや政党勢力にひろく見られた道政批判——経費節減の要求，大土地払下をめぐる利権への疑惑の追求など⁽¹⁸⁾——の一環として唱えられた。従ってその限りでは政府・道庁への批判は痛烈であったとしても，アイヌの実態をどれほど踏まえていたものかは留保せねばならない。

もう一つの大きな要素は，人類学・民族学・言語学等の研究において，アイヌへの注目が集まったことである。例えばこれらの学会の機関誌等には早くから数多くのアイヌ関係の論考を見ることができる⁽¹⁹⁾。

これらの「アイヌ研究」は，近年とみに指摘されるごとく，アイヌを専ら「貴重な」ないし「滅びゆく」民族とみなす前提のもとに行なわれた。講演会⁽²⁰⁾・博覧会⁽²¹⁾などを通じて，学界を越えて広く社会的にアイヌへの関心が呼び起こされたのも，ひとえにそうした研究の視点が，和人社会におけるアイヌに対する「未開」「土人」イメージと重なりあい増幅させたことの所産に過ぎないとすら言える。またそれはアイヌにとっては，研究者がコタンに来れば，自分たちの体型や血液，果ては墓の中までが「調査」されることであり（時には窮状ゆえにアイヌはかかる調査の手伝いに雇われるという屈辱すら味わわれた），イオマンテ等を行なえば，和人の「見物人」

が押し寄せて儀式は騒然となる⁽²²⁾ことであった。それはアイヌであることを（たとえ「学問的」にせよ）「好奇」の目に晒されることによって意識させられる体験であり、アイヌとして育つ意欲を蹂躪される出来事となった。

いま一つの要素は、この時期各地に急激に移民が流入し、和人が窮状を極めるアイヌに接する機会が増えたことである。だが開拓政策の下での移住民のアイヌへの関心は、上述した程度の興味・関心か、ないしは「開墾地其他に旧土人を使役するの便あるや」「旧土人の賃金は廉なるや」⁽²³⁾といった点であり、移住後も、開拓社会の「敗者」とみなすか、ないしはそのうえで「同情」を催す程度が圧倒的であった、と見てよからう。移民の子どもが学校でアイヌの子どもと出会うとき、そこにこうした親のアイヌ観が反映することもまた容易に想像することができる。

「アイヌ問題」が論じられ関心と呼ぶに伴い、同時にそうしたアイヌを「保護」「救済」すべしとの議論——これをアイヌ「保護」論と呼んでおく——が唱えられる⁽²⁴⁾ようになった。

その主なものを著作に即して見ると、土肥克巳『あいぬ問題』（1895年）、梅毒・肺結核・脚気等がアイヌを蝕んでいることを指摘した関場不二彦『あいぬ医事談』（1896年）⁽²⁵⁾、アイヌ迫害の事例を時には自らコタンを訪れつつ報じた伊藤正三（山華）、久松義典、中江兆民らのジャーナリストの著述⁽²⁶⁾、等を挙げることが出来る。だがこれらのアイヌ「保護」論も、概ね上記のような「アイヌ問題」認識にもとづいていたために、次のような特徴を持った。

まず、アイヌ「保護」論も行政批判を伴って論じられたものの、これも「保護地」設定などのアイヌ政策への批判ではなく、むしろその「厳正」と徹底を求めるものであった。従って、多くはアイヌの窮状の因をアイヌ自身の「不潔」「無気力」「無知」などに帰し、これは「優勝劣敗」の理であるとしたうえで、世人の「義侠心」に訴えて「保護」を論じた⁽²⁷⁾。このような認識に基づいて主張された「保護」の方策は、アイヌの「弊習」「無知」を「改善」すべく衛生・医療と教育の「拡充」に求められた。例えば、土肥『あいぬ問題』は、アイヌの「知識の程度進歩せざる限りは独り為政者の保護其宜しきを得るものもあるも未だ全く保護の目的を達したるものと謂ふを得ざるなり」として「保護」は「要するに其教育如何にあり」と述べている⁽²⁸⁾。

このほか、この時期に「アイヌ問題」が関心と呼びアイヌ「保護」論が唱えられた原因として、後述するキリスト教伝道師によるアイヌ「保護」活動の広範な展開に対する当局らの警戒心・危機感を挙げなければならない。また何より、この「アイヌ問題」は少なくとも直接的には当事者たるアイヌの声によって認識されたのでは無かった。また「アイヌ問題」への関心の成立後もこの傾向は大勢としては変わらなかったのである。

(2) アイヌ教育への関心の高まり

① 「官製」アイヌ教育の「不振」

〈就学率の“停滞”〉

アイヌの更なる窮状をもたらした「資本移住」による「安上がりな開拓」政策による財政緊縮は、教育費とりわけ初等教育費の削減にも及んだ⁽²⁹⁾。

既に札幌県は、1885年に従来の小学校への補助を改めて新たに「補助金配等概則」を定めている⁽³⁰⁾。これに対し例えば虻田学校は、「是迄本県ヨリ六十円ツゝ補助金ヲ仰キ居候所今般ノ御布達ニ依リ計算スレハ僅二十九円ニ過キサルヲ以テ特別補助ヲ受クルニアラサレハ閉校スルノ外無

之」⁽³¹⁾という実状を訴えている。そして1887年に道庁は、それまで町村立学校に配当していた補助金を打ち切った⁽³²⁾。補助金の削減・廃止により、学校の維持を図るために更なる授業料の徴収が必要になり、アイヌの負担は増大した。

また、特に1890年代に入って各地で移民が急増したため、アイヌ児童が多数を占めていた学校へも和人児童の入校者が増えた。こうしてつくり出された和人児童との「共学」のもとで、アイヌ児童は和人児童からの迫害を受けることになった。

その一端を当時の資料にみれば、次の如くである。

「(アイヌ児童は——筆者注) 和人より常に大に蔑視せられ互いに争論等を生じアイヌに理あることにても大勢の和人の力により毎に圧服せらるゝの弊あり…又輕蔑される為め遂に畏縮するの傾きあるを以て一般に入学を厭ふに至るなり…和人の苦情は、彼は非常に不潔なり臭気甚だし無行儀なり言語宜しからず…其(和人の——筆者注) 父兄頗ふる之を嫌厭し特に中人以上の者は頗ふる之を忌むの風ある」⁽³³⁾

和人児童のアイヌ蔑視は「父兄」のそれに由来していた。こうした迫害に加え、教員も二つの民族の生活慣習の差異をもっぱらアイヌ児童の「学力」が「劣」というところへ帰着させ、アイヌ児童が居ては「授業困難」だとしていたのであった。ただ、引用文中、アイヌ差別が甚だしいのは「中人以上」の和人であるという点には留意したい。前章にも述べたような、少なくない一般移民がアイヌに劣らぬ厳しい生活状況のもとにあるという実態は、この時期もなお存在していた。例えば春採の私立アイヌ学校へは、授業料を徴収しなかったこともあって近くの炭坑の坑夫も子どもの入学を希望し、アイヌ児童との「共学」が成り立っていたという⁽³⁴⁾。

だが全体として見れば、授業料等の負担の増大に加え、和人からの迫害のもとで、この間のアイヌ児童の就学率は10～20%前後で“停滞”していた⁽³⁵⁾し、出席率も1898年でも31%と低かった⁽³⁶⁾。遊樂府において補助金の廃止と共にアイヌ児童が激減したことは前述したが、同校への和人の入学はこれに拍車をかけ、1892年頃にはアイヌ児童の在籍は僅か1、2名となり⁽³⁷⁾、白糠では1896年には学校からアイヌ児童の姿が消え、「其近因は和童の入学に在りとす」⁽³⁸⁾とされたように、それまでアイヌ児童が多数就学していた学校からもアイヌ児童が減っていくという事態が起こっていた。とくに強制移住地とりわけ対雁と色丹では死病者の続出による人口の減少にまで至っていた。対雁ではコレラが流行し、アイヌは石狩川河口などへ移動・離散したため、1886年には対雁学校のアイヌ児童は一人もいなくなった。色丹でも漸次アイヌ児童の減少と和人児童の増加を見ている⁽³⁹⁾。更には、警察に拘引されたアイヌ少年が、学校に行くくらいなら牢獄に入ったほうがましだと述べたとすら報道されるに至っている⁽⁴⁰⁾。統計をみても、学校設置は1891年以降徐々にではあるが進行しているにもかかわらず、就学者の総数は微増ないし停滞しているし、卒業者は極めて少ない（[表1] [表2]を参照）。

〈キリスト教伝道者によるアイヌ教育活動〉

「官製」アイヌ教育の「不振」を特に行政側に強く意識させた大きな要因として、キリスト教伝道者によるアイヌ教育活動を挙げねばならない。

その中心を占めたのは、ジョン・パチュラーによる聖公会の活動である。この頃までに聖公会によって設置されたアイヌ学校は[表6]の如く各地に及んでおり、平取などの教会では日曜学

校も開かれていた。このほかにも、例えば北千島アイヌは早くからギリシャ正教の影響下にあり、色丹島への強制移住後も宣教師の派遣を受けていた。

キリスト教者の活動がこの時期のようにアイヌを広範に引き付けたことは、次の二つの点で行政側（をはじめとする和人）に「危機感」を抱かせた。即ち一つは、ただにキリスト教のアイヌ学校が普及したに止まらず、アイヌ自身が「官製」アイヌ学校よりも——勿論あくまで“よりました”ではあるが、しかしそれだけに為政者にとって痛烈な意味を持ったとも言える——キリスト教のそれを志向したこと、少なくとも行政側の目にはそう映ったことである。それは、これらの教育活動が、一般の和人や行政とは異なった伝道者という立場による「救済」活動の一環であったことと、ローマ字を介してにせよアイヌ語による授業を行なったことによるだろう⁽⁴¹⁾。もう一つは、特にパチェラーの活動は、それが彼のアイヌに対する「同情」に基づいていた面が強く、このためそれはともすれば当時のアイヌ政策に対する批判の様相を帯びかねないこと、これまた少なくとも行政にはそう感じられたことである。

第一の点は、例えば白糠で公立小学校のアイヌ児童が皆無となった一方で、聖公会のアイヌ学校には1900年に27名の生徒が居た⁽⁴²⁾ことに端的に表れた。第二の点については、パチェラーは各地で講演しアイヌの窮状を訴えたほか、1892年にはアイヌを伴って京浜・阪神地方を廻り、また札幌に「アイヌ施病療室」を設置した。彼は「一般には、日本人は、この人々（アイヌをさす——筆者注）に対して親切で、民族の残りの人たちの存続を心配し考えていると…理屈の上ではそうでしょうが、実体的なことは何もしていません…アイヌはまだ、恐怖をもって統治されています」という認識を持ち、意識的に、アイヌの窮状について「日本人に関心を持たせるよう尽力」していた⁽⁴³⁾のだった。しかもこれに対し、和人の教育関係者からも「其ノ教法ノ如何ハ免モアレ外国伝教師カ其布教ニ勉強シ智愚ヲ問ハス何人ニモアレ同等ニ其教法ニ誘導セントスルノ親切ハ誠ニ驚クヘク」⁽⁴⁴⁾「称赞スヘキノ良模範ナリ之ヲ彼ノ道庁ヨリ補助セラルヘ処ノ白糠学校ニ対照セハ月亀只ナラス当局者ノ最モ注意スヘキ処トス」⁽⁴⁵⁾というように当局を叱咤する意見が続出した。

行政側は早くも1883年の三県による「旧土人教育資金」の上請文で、「今日ノ勢外国伝教師等、年々巡回誘導候ニ付、実ニ忽ニスベカラザルノ时会ニ立至リ居リ候」⁽⁴⁶⁾と警戒感を顕わにし、じっさい当局側が密偵まがいの妨害を行なったらしい⁽⁴⁷⁾。パチェラー自身、「日本人」がアイヌの窮状を放置しながら（むしろそれゆえに）パチェラーらの活動には「非常に敏感」であって、「貧しきアイヌに対する如何なる干渉にも、たいへん嫉妬深い」ことを報告している⁽⁴⁸⁾。

その後条約改正に伴ういわゆる内地雑居の問題が時論となるにつれ、キリスト教伝道者の活動に対する危機感・警戒感は和人の論者を包み込んでいった。道内でかかる事態を「傍観シテ知ラズト為スハ国家ノ恥辱」⁽⁴⁹⁾と論じられたのみならず、全国的な教育雑誌も「我等は既に東京府に於て、幾多の貧民に、慰斗を附けて彼等に進呈するの不可を云へり。今又アイヌの教育に於ても、此感慨を同じくせざるを得ず」⁽⁵⁰⁾と述べるに至り、“対抗措置”としてのアイヌ教育政策を求める議論が相次いだ。

② アイヌ教育論の台頭

この間、三県は学事年報に「旧土人教育」を当面する政策課題として掲げていたのだが、道庁設置以後は暫らくこれを見出だすことができないのであり、[表1]にも明らかのように公立の

アイヌ学校の設置も1885年以降1891年の様似小学校岡二分校までしばしば“中断”している。道庁が、「旧土人教育」を学事年報における「将来学事上須要ノ件」の一項目に掲げたのは1892年のことであり、同年からアイヌ児童が多数就学している学校へ教員給料の補助を復活させ⁽⁵¹⁾、1897年には、「旧土人部落若くは旧土人多数居住の町村」における公立小学校の設置に対して建築費の半額を補助する、とした⁽⁵²⁾。これら一連の経過から、アイヌ教育の「不振」は開拓政策上必然の所産であり、その開拓がひとまず軌道に乗り始める⁽⁵³⁾時期に至って道庁はアイヌ教育をいちおうの政策課題に上せるに至ったことがわかるのである。

1891年4月に道庁の肝入りのもとに道内の教育関係者を組織して発足した北海道教育会は、翌年2月に「旧土人教育取調委員」を任命し、アイヌ教育の施設・方法の調査研究を会の事業に位置付けた⁽⁵⁴⁾。これとあい前後して、北海道教育会の機関誌を始めとする全道的な教育ジャーナリズムも、アイヌ教育に関する議論の場を提供することになった⁽⁵⁵⁾。これら教育ジャーナリズムの成立の背景にも、大規模な移民の流入に伴い増加した学齢児童の教育が、移民たち自身にとってはもとより、道庁にとっても、ようやく軌道に乗った開拓政策における次なる課題の一つとして位置付けられるに至ったことが挙げられよう。

アイヌ教育論の担い手となったのは、アイヌ学校の教員や道庁の視学、地方教育行政担当者たちである。アイヌ教育が政策課題となったことを反映して、その施設・方法に関する調査研究を含んだ論が展開されたことが特徴である。

上記の「旧土人教育取調委員」は、翌年その報告を提出し、「アイヌ教育ノ方法」と題して『北海道教育雑誌』に掲載した。また、道庁長官にも提出したようである。この報告は、その作成の中心的役割を担った岩谷英太郎⁽⁵⁶⁾によって同名同内容の論文や類似した内容の論文が全国的な教育雑誌にも掲載される⁽⁵⁷⁾など、その前後のアイヌ教育に関する調査研究の中で主要な位置を占めた。道庁も、1895年にアイヌ教育の施設・方法について7項目の「諮問」を発している。その内容もこの間の調査研究の展開を反映して、教授程度や日本語の教授方法についてなど、かなり具体的になっていた⁽⁵⁸⁾。

他方で道庁はこの間、最も「簡易」な学校制度のもとにアイヌ教育を位置付け続けた。1895年に制定した「小学校教則」（3月8日、北海道庁令第10号）は小学校を第1類・第2類の2種に分け、教育費負担に限界のある「開拓地」などに対し修業年限が短く授業時間も少ない第2類の小学校をあてがって学校の普及を図った。かかる政策意志は、同時に定めた「小学修業年限指定標準」（3月8日、北海道庁訓令第8号）によって当該地域の「戸数」によって学校の種類や規格を決めるとしたことに端的に表れている。そしてこの学校種別の中で最も簡易で「全国に類を見ない」⁽⁵⁹⁾第2類の修業年限2年の課程は、「明文にては表せざるも其の実アイヌ部落に限り適用するもの」と構想されていたのである⁽⁶⁰⁾。また1898年制定の「簡易教育規程」（2月15日、北海道庁令第11号）は、学校を設置せずとも「出張教育及委託教育」によって就学「義務」を果たし得ることを定めたものだが、この規程の適用対象には「成立五年以内ノ町村」「戸数百戸未満ノ町村」と並んで「旧土人部落ノ町村」が含まれていた。

アイヌ教育にこのような「簡易」な制度をあてはめることに対して、当時のアイヌ教育研究の議論は批判的であった。その詳細は後述するが、批判点は明確で、「普通教育年限に比し二分の一に足らざる時数を以てして而も愚昧なるアイヌ人種を教育し其目的を達せんと欲す。是れ豈に至難中の至難にあらずして何ぞ」⁽⁶¹⁾というように、アイヌ児童にはむしろ和人児童以上に徹

底した教育を施さねばその言語や慣習の改変は達成できない、とするものであった。道庁が当時のアイヌ教育論の動向を関知していない筈はない⁽⁶²⁾だろうから、かかるアイヌ教育論を実施するに足る財源の確保のない中では、「簡易」な学校をあてがい幾分か補助金を支給するというのが制度上での“現実的な”道庁のアイヌ教育の施策だったということであろう。

第2章第1節 註

- (1) 道庁設置前後の北海道開拓政策については、永井秀夫「北海道開拓政策の転換——道庁の設置を中心として——」（『北海道の研究』5近・現代編Ⅰ，清文堂，1983年，所収），『新北海道史』第4巻通説3（3～44頁），奥山亮『北海道史概説』（みやま書房，1958年）110～174頁，を参照した。
- (2) 『新北海道史』第9巻統計，757，760頁。
- (3) 『新十津川町史』，1966年，83～92頁。
- (4) 『旭川市史』第1巻，1959年，179頁以下。
- (5) 『天塩川沿岸状況調査復命書』北海道庁増毛郡役所，1895年，北海道立文書館所蔵（複製），「天塩川土人に対する将来の方針」『北海道毎日新聞』1894年12月30日付，『下川町史』56～57頁，など。
- (6) 『北海道殖民状況報文 十勝国』，北海道庁殖民部拓殖課，1901年，「十勝旧土人ノ沿革ト互助組合ノ現状」，北海道庁河西支庁，刊行年不明（喜多章明『アイヌ沿革史——北海道旧土人保護法をめぐって——』，北海道出版企画センター，1987年，所収）。
- (7) 『北海道農地改革史』上，北海道，1954年，99～100頁。
- (8) 同前。規程の条文は『対アイヌ政策法規類集』497頁以下。
- (9) 『新十津川町史』，83～92頁。なお，十津川移民は，川から1町程は家を建てないほうが良いとの助言を他ならぬアイヌから受けているのである（川村たかし『十津川出国記』，北海道新聞社，1987年，150頁）。
- (10) 旭川では当初，上川離宮の設置構想とあわせて市街地の設定が計画され，アイヌ「保護地」はその段階では市街予定地からは離れた場所に設定されていた。だがこの計画が変更になってアイヌ「保護地」の西隣に市街地が設定され，1899年には第七師団が「保護地」のごく近くに設置されるに至り，「保護地」がしばしば道庁によって一方的に削られたばかりか，アイヌを天塩に移転させようとする動きが起こり，道庁もまたこれを許可してしまうに至った。これが近文給与地事件の発端であり，アイヌはこれに強く反対し，後には政府・議会においても問題となるに至る（事態の概略は『旭川市史』第1巻，245頁以下，および榎森『アイヌの歴史』，190頁以下，を参照）。

道庁の殖民状況調査や北海道史編纂の中心を担った河野常吉は，後に「官吏の更送の頻繁なる所から，此地（アイヌ「保護地」をさす——筆者注）の来歴の如きは全く之を知らざるに至り，其単に官有地名義たるに依り，之が使用を以て無願開墾，官地侵墾なりとなし，或は之を叱責し，或は手続書を徴し，或は使用を出願せしめ，甚だしきは官に於て勝手に其地を取上げ或は換地を与えて移転せしめたものもあった」と記している（「旧土人の土地に就て」『道民』84巻8号，『北海道農地改革史』上，100頁より重引）。

- (11) 1886年，余市のアイヌの宅地に地券を渡すことを却下した際の道庁の見解。『北海道農地改革史』上，99～100頁より重引。
- (12) アメリカ合衆国では，いわゆるアメリカ・インディアンへの土地割り当てに対し，当時このような批判が出ている。W. E. ウォッシュバーン「ドーズ法とアメリカ・インディアン」，鶴月・西出訳，『札幌学院大学人文学会紀要』45号，1989年8月，所収，参照。

- (13) 「近文アイヌ家系図と出身地」,『旭川市史』第1巻,161頁以下。
- (14) 榎森『アイヌの歴史』,120頁。
- (15) 各国の『北海道殖民状況報文』のほか,榎森『アイヌの歴史』119~123頁を参照した。
- (16) ここにいうアイヌの「共有財産」とは,大別して,アイヌ「保護」の名目で宮内省等から「下賜」されたものと,アイヌの「共同事業」の収益との2種である。前者には,1883年の宮内省・文部省からの「旧土人教育資金」などがあり,前章に述べたごとく,「活用」されることなくただ道庁が保管し続けていた一方で,しばしば「天恩」の喧伝の具体的な素材となった。後者は,十勝や対雁などでアイヌに対し「保護」の名目をもって共同組合を組織させ,漁場を与えるなどして漁業等を行なわせその収益を保管してきたものである。このうち,例えば十勝アイヌの共同組合の収益金は,これを保管した開拓使が企業の株に投資し,その企業が業績不振に陥ったため財産の大半が失われる,といった事態に至っている(阿部正己「十勝アイヌの保護沿革」,『アイヌ史資料集』第2期第4巻所収)。協同組合も,その幹部が概ね旧請負人や官吏等の和人であることに示される如く,アイヌの生活・生産の管理を主要な機能としていたのであって,「財産」になりうる「収益」があった組合も限られていた。「共有財産」もまた,そもそもアイヌ「保護」のためにあったものとは言えないだろう。
- (17) この「質問」には「賛成者」として34名の議員が名を連ねており(「北海道土人二関スル質問ノ件」『明治二十八年 公文雑纂』二十四,第八回帝国議会二),議会における一定の関心の存在が知れる。また,質問者がアイヌを上京させその請願を受ける形で活動したこともあって,世間の関心はかなり高まった。道外でも「アイヌ滅亡の叫び」(『国民新聞』1月27日付),「北海道土人保護法案の審議」(『時事新報』,2月27日付)など,幾多の記事を目にすることができる。
- (18) このような道政批判・開拓政策批判の動向については,註1に挙げた文献のほか,『新北海道史』第4巻通説3,44~52頁,を参照。また更には,この時期興隆をみるに至った北海道における自由民権運動を視野に入れる必要があるだろうが,今回はそうした面への検討には及べなかった。
- (19) このようなアイヌ研究の展開については高倉『アイヌ政策史』578頁以下を参照。また,これらの学術雑誌におけるアイヌ関係の記事・論考の概況については松下亘・君尹彦『アイヌ文献目録 和文編』,みやま書房,1978年,184頁以下。
- (20) 例えば1894年7月14日の札幌史学会の内容は,関場不二彦による「アイヌの病名」,新渡稲造による「アイヌの沈淪」に関する演説と,アメリカ合衆国人ハルツホルンによる諸外国の先住民族についての講演であった。
- (21) 博覧会は,とりわけそれを「見物」する民衆に世界観を始めとする様々な観念を植え付けるという点で象徴的な契機であると言える。アイヌについては,国内における「異民族」として早くから内国勧業博覧会などでその産物や「伝統的」生活の描写が展示され,後には人類学者の指導のもとで「人類館」などが企画され,そこにアイヌを住まわせて「見物」に供している。
- (22) 「小樽の熊祭り」(『北海道毎日新聞』1889年12月11日付)等の新聞記事が,そうした事態の様子を伝えている。また,「当時対雁コタンは開拓使管内における唯一の名所」(阿部『北海道旧土人保護沿革史』,119頁。海保『北海道の『開拓』と経営』193頁の指摘による)というように,コタンは和人の「名所」見物の対象とすらなつた。
- (23) 『北海道移住問答』北海道庁第二部殖民課,1891年,110,170頁。同書は,移民勧誘および入殖の手引きとして刊行されたものである。
- (24) アイヌの窮状の認識がすべていちようなアイヌ「保護」論を産んだわけでは無く,数の上ではきわめて少ないが,例えば「非アイヌ部矯風部」(『北海道毎日新聞』1890年2月18日付),「北海道旧土人

- 保護論を読む」(『札幌毎日新聞』1899年)のように、アイヌ「保護」には拓殖上の利益が無くまた「アイヌ問題」以外にも懸案の時事問題がある等の理由からアイヌ「保護」に消極的な意見や、アイヌの「保護区」を設けてそこにアイヌを「保存」すればよい、といった論があった。
- (25) アイヌに疾病が蔓延した背景として、その多くが和人が持ち込んだ伝染病であったことのほか、開拓政策によるアイヌの生活条件の破壊、即ち食生活の変化(動物性蛋白質の欠乏)、衣類の変化(保温性にすぐれた獣皮の欠乏)、居住地の変化(低湿地に追いやられたことによる固有のチセ=家屋の衛生状態の劣悪化)などを指摘することが出来る(高倉『アイヌ政策史』549頁以下)。
- (26) 伊東山華については佐藤忠雄『新聞にみる北海道の明治・大正——報道と論説の功罪——』(北海道新聞社、1980年)274頁以下を、久松義典と中江兆民については、永井秀夫編『北海道民権資料集』(北海道大学図書刊行会、1986年)中の「解説」及び掲載資料を参照。但し海保嶺夫も指摘するように(『北海道の「開拓」と経営』198~9頁)、久松はアイヌの「保護奨励」法として、対露軍備を意識したアイヌによる「屯田騎兵」の編成を提言している(『北海道新策』174~8頁)。彼が「北海道の旧土人アイヌ種族は、我が帝国の臣民にして、府県人民と同じくの立憲王化の徳沢に浴すべきなり」と述べる中には、アイヌが「我が帝国」の為に恰もロシアのコサックの如くに兵役に従事させられることも含まれていたことは併記されねばならないだろう。
- (27) 第5回帝国議会議院において「北海道土人保護法案」を提案した加藤正之助の発言。『第五回帝国議会議院議事速記録』第五号、1893年12月4日。
- (28) 『あいぬ問題』39頁。
- (29) 註1に挙げた文献、および第1~6回『北海道庁統計書』の教育関係統計による。
端的には、就学児童総数の増加にもかかわらず、初等教育の予算額は減少している。なお、『北海道教育史』に代表される如く、こうした「簡易」な教育制度を「開拓地の実態に適合させたもの」と理解するのは、因果関係を逆にした把握だと思う。
- (30) 4月8日、乙第51・52号達。
- (31) 「復命書」札幌県学務課督学係藤井秀、1885年8月、『復命書 札幌県学務課』所収。
- (32) 4月7日、北海道庁令第22号。
- (33) 御子柴五百彦「土人教育方法ニ就テ」『北海道教育雑誌』3号、1892年12月。御子柴はこのとき浦河郡役所書記。
- (34) 中村一枝「私立春採尋常小学校の軌跡」、4頁以下。
- (35) [表1]を参照。
- (36) 「土人教育に関する調査」『北海道教育雑誌』85号、1900年2月。
- (37) 岩谷英太郎「亀田外二郡学事視察ノ状況」『北海道教育会雑誌』10号、1895年2月。
- (38) 「蝦和共学の弊 二」『北海道教育雑誌』13号、1893年11月。
- (39) 対雁ではコレラの流行に遇い、死者は1886・7の両年だけで365名に及んだ。色丹でも強制移住後五年間で49名の死者(食生活の悪化による脚気などによる)を出している。田崎勇「対雁移住樺太アイヌ顛末記」(上)(中)(下)(『北海道史研究』39, 40号, 1987年5月, 88年2月)、及び喜多『北海道旧土人保護沿革史』98~174頁、参照。
- (40) 「蝦和共学の弊 一」『北海道教育雑誌』13号、1893年11月。
- (41) ただし、その民族の言語による教育活動はキリスト教の植民地伝道一般にあったことであり、またパッチェラーにあってすらアイヌを「貴重」な人種とみなしアイヌ固有の信仰を「野蛮」視して、例えばそこに込められた教育的価値を汲み取ることは出来なかった。

キリスト教者のアイヌ教育については、『北海道キリスト教史』（日本基督教団出版局，1982年），『北海道私学教育史』（北海道私学協会，1963年）203頁以下等が詳しいが，何れもその「意義と限界」を解明するには至っていない。

- (42) 『北海道教育史』地方編1，934頁。
 - (43) 仁多見巖編訳『ジョン・パチェラーの手紙』，山本書店，1965年，154～160頁。
 - (44) 「土人教育」『北海道学事新報』5号，1881年11月。
 - (45) 下野熊太郎「日高外四国学事視察ノ状況」『北海道教育会雑誌』11号，1892年3月。下野はこのとき北海道教育会の「旧土人教育取調委員」であった。
 - (46) 「旧土人基本金下付ノ儀ニ付上請」，三県県令より内務卿宛て，1883年2月。『公文類聚』第七編，第五十四卷，文書番号27，による。
 - (47) 『ジョン・パチェラー自叙伝 我が記憶をたどりて』，1928年，197頁以下。
 - (48) 前掲『ジョン・パチェラーの手紙』，154～160頁。
 - (49) 岩谷英太郎・永田方正「あいぬ教育ノ方法」『北海道教育雑誌』9号，1893年7月。
 - (50) 「糧を外人に餽るのみ」『教育時論』314号，1894年1月5日。
 - (51) 『明治二十五年 北海道庁学事年報』。
 - (52) 「建築費補助の場合」，『北海道教育週報』168号，1897年12月20日。
 - (53) 註1の文献を参照。例えば永井秀夫「北海道開拓政策の転換」は，1890年代に入っの，流入人口の増大，資本が次第に北海道進出を試み始めること，また日清戦争勝利によって政府が北海道開拓に多少の経費を割き得るようになったこと，をその指標及び要因として挙げている（63頁）。
 - (54) 「本会記事」『北海道教育会雑誌』10号，1892年2月。
 - (55) 北海道教育会の機関誌は1891年3月創刊（『北海道教育会雑誌』，この後1892年9月より『北海道教育雑誌』と改題），また1893年には『北海道毎日新聞』が付録の形で『北海道教育新報』を創刊，翌年これを週刊の『北海道教育週報』とした。
- のみならずこの時期は，『教育時論』『教育報知』などの全国的な教育雑誌もまたアイヌ教育の記事や論説を掲載したのであり，アイヌ教育への一定の関心が全国的に存在したことが知れる。
- (56) 岩谷英太郎は，長く北海道教育会の役員をつとめ，アイヌ教育の制度・方法の研究において大きな役割を果たした。竹ヶ原「近代日本のアイヌ教育」468～470頁を参照。
 - (57) 『東京茗溪会雑誌』128号（1893年9月）に「あいぬ教育の方法」が，『教育時論』311～313号（1893年12月5，15，25日）に「アイヌの教育」が，それぞれ掲載されている。『東京茗溪会雑誌』は，岩谷が学んだ東京高等師範学校の同窓会の機関誌である。
 - (58) 『北海道教育雑誌』32号，1895年6月。
 - (59) 佐藤秀夫「小学校の編成」，『日本近代教育百年史』4巻，国立教育研究所，1974年，123頁。
 - (60) 「新小学教育規程の説明」『北海道教育雑誌』31号，1895年5月。
 - (61) 「新小学教育規程を論ず（第七）」『北海道教育週報』48号，1895年5月19日。
 - (62) 後に道庁の役人も，ただ和人と一律に「簡易」な規程をアイヌ教育に適用したことの失敗を認めている。「折戸属の巡視談（続き）」『北海道教育週報』58号，1895年8月18日。

第2節 「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」の制定

(1) 「北海道旧土人保護法」の制定

アイヌ「保護」論の高まりは、アイヌ「保護」を立法化しようとする動きを産むに至った。1893年・第5回帝国議会における加藤政之助（改進黨）による「北海道土人保護法案」と、1895年・第8回帝国議会における鈴木充美（自由党）・千葉胤昌（国民協會）らによる同名の法案の提出がそれである。

それぞれの提案に至る経過は不明だが、加藤は函館の新聞『北海』の主幹を務めたことがあり、また鈴木らは法案と同時に前述した「北海道土人ニ関スル質問」を提出しており、共に「アイヌ問題」について一定の見識を有していたことは確かである。また加藤は同時に「北海道議会法案」も提出しており、当時の政党勢力の北海道経営への問題関心も、その背景にあっただろう。提案理由の説明の中では、両者ともに、それまでの政府・道庁のアイヌ「保護」が不十分であり、役人らは給与地の巻き上げなどアイヌの虐待に加担している、との批判を個々の事例を挙げつつ展開している。何より両者がアイヌ「保護」政策の立法化を要求すること自体に、それまでのアイヌ「保護」が全て行政の手によって行なわれてきたことへの批判を含んでいた。

なお、提案理由の中で看過出来ないのは、アイヌに「保護」を施す理由として、アイヌが「強暴ニシテ内地ノ人ニ抵抗スル所ノ悪ルイ人種暴悪ナル人種デゴザイマスレバ兎も角、彼等ハ至ッテ従順ナル人種、至ッテ温良ナル人種デアル」⁽¹⁾ことを挙げている点である。アイヌがすぐれて寛容な「分かちあう」精神で移民に接したことは前述したが、ここで「保護」論者達が言うアイヌの「従順」「温良」さとは、寧ろ日本国家による近世以来の徹底した政治的経済的支配がアイヌに及んでいる状態を指すものと見るべきだろう。こうした認識は多くのアイヌ「保護」論に共通していたのであって⁽²⁾、慈恵的な「保護」の提唱は武力による徹底した支配の上でこそ可能になったことなのである。

次に両法案を概観しておく。何れの法案もアイヌへ土地を下付して農耕に従事させることを中心に、学校教育・衛生・救療等の内容を盛り込んでおり、当時「アイヌ問題」として関心と呼んでいたものがいちおう出揃っている。鈴木らの案は、提案者が「別ニむつかしいコトモ何モノナイ、僅ニ土地ノ是マデ開拓シタモノヲ奪ハレスト云フ唯一事ニ止マリマシタ議案デゴザイマス」と述べるように、土地の「付与」とその所有権の確保以外は第6条に於いて全て行政に委ねており、「北海道土人ニ関スル質問」の抱き合わせとして提出された観が強い⁽³⁾。加藤の案は、いちおう各々の施策の方針が条文に盛り込まれており「保護」法案としてより網羅的であること、アイヌを農耕に従事させようとする志向を強く持っていること、が特徴である。教育については、政府・提案者ともに「保護」の要目として位置付ける点で一致していたが、提案者はもとより議会に於いても議論の中心にはならず、アイヌ教育の内容・方法等について政府と提案者の間にあまり見解の相違が無かったことが窺える。

これらの法案に対して政府は、双方の場合とも「施政上絶対的ニ不同意ヲ表セサルノミナラス若シ施行上好結果ヲ見ルコトヲ得ヘクンハ賛同スル」⁽⁴⁾として「保護」の趣旨は否定しなかったものの、法案の内容に不備があるとして反対した。議会内での意見もまた同様の傾向となり、加藤の案は、委員会こそ加藤自身が委員長として尽力し修正を受けながら可決されたものの本会議で否決され、鈴木らの案は、難癖に近い質問が繰り返された末に議会の閉会を見越して委員会に付託され廃案となった。もっとも、その後両者とも再提案を行なうことは無かった（但し加藤は、この後に北海道旧土人教育会⁽⁵⁾に参加している）から、その立法化とりわけ政府批判への熱意の程には、留保を付けねばならないだろう。

この間道庁は、1894ないし95年に「北海道旧土人保護規則案」を作成し、勅令として制定すべ

く内務省に上申したが、同省はこれを採用しなかった⁽⁶⁾。規則案の内容は、やはりアイヌに土地を下付し農耕に従事させることを中心に教育・救済等について定めているが、共有財産管理を道庁長官に一任する点が議員提出の法案とは異なっていた。また国費によるアイヌ学校の設置を明記したことは上記の両法案には見られないもので、アイヌ教育に関する道庁の方針が窺えるが、ことアイヌ「保護」の内容に関する限り、官「民」にさしたる違いはなかった。

政府がこの時道庁の上申を採用しなかった理由は不明であるが、ただここで注目されるのは加藤・千葉の両法案に対する政府の反対理由である。即ち政府は、「雑種人ハ土人ノ範圍ニ属スルモノナルヤ否ヤ之ヲ弁別スルハ決シテ容易ノ業ニアラサル」として“混血”の場合アイヌと和人の判別が困難だとするのに始まって、アイヌは「其性質上ヨリ農業ニ適セス」従って「今日彼等天然固有ノ業務ヲ変セシメ農事ニ従事セシムルモ決シテ好結果ヲ期スル能ハス」⁽⁷⁾として勸農のみへの「保護」に疑問を呈し、「却テ其利益ヲ他人ニ占メラル、ノ結果ナキヲ保スヘカラス」⁽⁸⁾として土地や金品の給与という「保護」にも躊躇を見せ、更には「土人ハ土人テフ称名ヲ嫌フヲ以テ本案ノ如ク土人ナル名称ノ下ニ置クハ進化上ニ障害」⁽⁹⁾とまで述べたのである。政府がこれらの点について本当に考慮していたのなら、この後の政府のアイヌ政策はかかる諸点を踏まえたものでなければならない筈である。逆にこれらは反対の為の方便だったのであれば、アイヌ「保護」が議員提案により立法化されるのを回避したいという政府の頑なな姿勢を窺い知ることが出来るのである⁽¹⁰⁾。

こうした経過の後、1898年末に政府提案として「北海道旧土人保護法案」が第13回議会上程され、僅かの修正をみたのみで可決された。これが1899年3月1日、法律第27号として公布された「北海道旧土人保護法」（以下「旧土人保護法」とする）である。

「旧土人保護法」の立案・制定過程の詳細は今のところ殆どわからない。1897年10月10日付『北海道毎日新聞』は、道庁が「数年前」に、道庁参事官だった白仁武や農学士の新渡戸稲造らに巡視・調査を行なわせ「遂に土人保護法を設けんとするに至りたる」との記事を掲載しており、この頃には既に道庁が作成に着手していたろうことが推測できる。また『明治三十一年公文雑纂』巻一から、第11回議会上に内務省が「北海道旧土人保護ニ関スル法律案」の提出を用意していたことを確認できる。11、12回議会は会期が短かったため同法案の提出には至らず、13回議会上に持ち越されたものだろう。『公文類聚』第二十三編三十五によれば、「旧土人保護法」案を内務省が閣議に提出したのが1898年7月22日、10月20日に閣議を通過し、12月3日に衆議院に提出されている。この間法制局の修正を受けているが、修正は字句上のもので内容に重大な変更はない。13回議会上において「旧土人保護法」審議に政府委員として答弁にたったのはこの時内務大臣官房北海道課長を務めていた白仁武で、彼が当時の新進気鋭の官僚として同法の立案・制定に重要な役割を果たしたと見てよいだろう⁽¹¹⁾。

政府委員は、「旧土人保護法」の提案理由として、「北海道旧土人ノ保護ニ関シテハ一視同仁ノ教旨ヲ奉シ明治初年ヨリ之カ方法ヲ講シタリト雖モ未タ充分ニ其目的ヲ達スルニ至ラス」としたうえで、アイヌの窮状は「所謂優勝劣敗ノ理勢」即ちアイヌが「劣等」であることによる止むを得ない必然の事態であるとし、政府は「保護」を行なってはきたがそれが不十分だった、との見方を示した。政府はアイヌ「保護」を「国家ノ義務」と述べるが、勿論こうして示される「義務」は「一視同仁」なる言葉に象徴されるような天皇制国家の「恩恵」をより強調するものであった⁽¹²⁾。

「旧土人保護法」は、先ず1～4条でアイヌへの土地の下付と農耕の奨励を、5条以下で「救助」・教育・共有財産管理等を定めている。こうした「保護」内容の要目に関しては、前出の議

員提案や道庁の規則案と同法との間に大差はない。条文の内容を見ていくと、第1条により土地は農耕に従事する場合にのみ下付するとされ、第2条に於いて、その土地が譲渡や抵当によって和人の手に移るのを防ぐ、という理由から下付した土地の所有権に制限が設けられた。また第3条で下付から15年以内に開墾しなければ土地を没収すると定め、土地の下付と併せてアイヌに農耕を強制した。教育に関しては、第7条で授業料の給付を、第9条で「国庫ノ費用」によるアイヌ学校の設置を定めている。但し第8条において授業料を始めとする第4～7条の費用はアイヌの「共有財産」の収益を充当するとしており、アイヌ「保護」に対する政府・道庁の財政負担は提案理由における仰々しい「保護」の喧伝に比べれば僅かなものであった。また同法の制定後その「施行規則」等の下位令規が相次いで制定されている⁽¹³⁾。

制定当時の「旧土人保護法」に対する世論の評価は、漸くアイヌ「保護」が立法化をみたという点で概ねこれを歓迎するものであった。そうした中で、伊東山華「北海道旧土人保護論」が、議会がさしたる審議もなく可決したのは「空々易々」に過ぎると憂慮し、「本案は絶対的の規定少なく、且つ施行に関する細則は之を内務大臣の命令に委任」している点などを挙げて懸念を表明するとともに同法の厳密な施行を要望したこと⁽¹⁴⁾、また『北海道毎日新聞』は、「救恤的の施設は第二」であり、アイヌに「独立自営の精神を發揮せしむるを保護法の主眼」とすべきと主張した⁽¹⁵⁾ことなどが主要な論点であった。教育が直接に議論の中心になることは少なかったが、例えば『北海道毎日新聞』記事は「独立自営」のための方法として教育を位置付けていたのであり、教育は「旧土人保護法」の要点をなすという認識は共通していた。

「旧土人保護法」の性格規定については、これまでに多くの先行研究がある。それらは、同法が従来のアイヌ政策の「集大成」であること、その骨子が勸農と教育にあること、の認識において一致する。と同時に、同法の評価については大きく2つに分かれる。

即ち、後世の当局者が「農業を教えて自活の道を講ぜしむと共に、教育を施して同化向上を図らしむるにあった…之を以て兎も角、時代の要求に応ずることが出来た」⁽¹⁶⁾と述べ、また高倉『アイヌ政策史』が「略々当時の要求に応じたものであった」⁽¹⁷⁾としたように、同法を積極的に評価する立場の研究がある。高倉らの論旨は、・アイヌの窮状と政策の関係について開拓使以来の「保護」政策が不徹底だったことに理由を求め、・同法はそうした事態に対し勸農と教育で「保護」の徹底を図ろうとしたものであり、・同法の問題点は（強いて挙げるならば）施行上運用上のものである、と概括できる。

これに対し近年の研究は揃ってこれに否定的である。代表的なものとして榎森進の所説を紹介する⁽¹⁸⁾。榎森は、同法の内容について「農業の強制とそれのみへの援助であって、それ以外の産業や職種（漁業や商業、日雇い人夫など）については何ひとつ援助策は講じられていなかった」こと、医療や救療も僅かな金品の支給にとどまること、4～7条の費用は全てアイヌの共有財産で賄うことを原則としていること、従って同法において国が新たに負担するのは土地の下付と農耕の強制およびアイヌ学校の設置のみであること、等を挙げ「その内容は、本来的なアイヌの救済策というものからはほど遠いものであった」とする。更に土地の下付について「地味の肥えた肥沃な土地の多くはすでに和人の手に渡っており、またそうした土地が残っていたにしても、和人への払下を最優先させたから、結局、給与地の多くは地味のわるい土地にならざるを得なかった」⁽¹⁹⁾こと、アイヌが土地の下付を申請するには願書受付の窓口（原則として戸長役場）で「吏員の無理解や差別意識」のなかで書類を整えねばならぬという障害があったこと等を挙げ、施行の実際にも問題が多かったとする。筆者も以上の指摘には概ね同意するが、これら近年の研究に

においても、土地の下付じたいには一定の積極的な意味があると評価するものが少なくないこと、また従って高倉らへの批判が専らその「同化史観」「拓殖史観」に対するイデオロギー的なそれに終始しがちである⁽²⁰⁾など、なお徹底を欠いていると考える。

この点では、加藤規子が、三県によるアイヌ「救済」の実態の把握から、「アイヌ問題」が発生するのは「政策上当然」であるとして、「アイヌ問題」の発生を「政策の不徹底」に求める高倉の所説を実証的に覆すに至った成果が有益である⁽²¹⁾。更に加藤が、この「アイヌ救済」の実態はアイヌの排除であり為政者が移民とアイヌを同じ範疇に組みこんではいけないことをふまえ、従来の研究がこれらのアイヌ政策を「同化」「内民化」と規定したのは「適切でない」としたのも的確な指摘であると考ええる。

また、海保嶺夫が「大切なことは、海外植民地を有しない日清戦争前にあつては否決された同法が、対清戦勝により最初の海外植民地である台湾を領有し、対露戦争準備が進行する渦中で政府主導によりにわかに立法化されたことである」として、議員立法の動きと否決という過程に着目して同法の性格規定に及んだ提起は重要である。彼は、同法の制定は「日清戦争後、北海道の置かれた諸条件の変化と密接に結びついている」とし、日清戦争後の北海道開拓の性格を「ロシアに対する軍備増強と資本による辺境特有の未占有の土地・資源の開発の二点」に纏めたとうえで、同法の「本質は…戦争準備体制強化をめざした新たな民衆支配強化の装置の一つということができる」とした⁽²²⁾。

この論文における考察は、以上の先行研究にさらに次のことを付け加えることになる。即ち、同法をこの間のアイヌ政策をふまえて検討するならば、第1～3条の定める土地1万5千坪の下付は、直接的には前述した「殖民地撰定及区画施設規程」を引き継いだもので、前述した「保護地」設定政策の延長であるとするべきだろう。第4、9条というアイヌの就学策についても、アイヌ児童の就学率の「低迷」を始めとするアイヌ教育の「不振」は、開拓の推進に伴う教育政策によってもたらされたことを指摘できる。また、アイヌ学校の設置はアイヌに生活破壊をもたらした諸政策と不可分であったこと、その中で教育はアイヌの「性情ヲ改良」するものとして位置づいていたことを考えれば、同法による教育をアイヌ「保護」と見ることはできない。同法は、政策自体が引き起こしたアイヌの窮乏を政府は放置ないしはいっそう推進していた中で、新たな拓殖政策の展開と政府批判への対応から制定されたというべきであり、そこにアイヌの生活・生産の確保を図る意図はうかがえない⁽²³⁾。

従って、同法にアイヌの「生活擁護」の性格をたとえ「僅かに」や「部分的に」でも認めることにも、筆者は賛成出来ない。さらに、同法の性格を「同化」(或いは「内民化」)と規定するのは、確かにアイヌに日本語や「日本の」生活慣習を強制したという面を捉えてはいるが、しかし、政策の実態を把握するうえでは不十分である。先住民族に対する抑圧・排除が同法の本質的機能だと先ず規定すべきではないだろうか。

なおこのほかに、同法に関しては、高倉が成立の背景に「我が国明治維新後に於ける社会事業にたいする関心の増大」⁽²⁴⁾を挙げ、またとくに近年になって指摘されている日本の植民地政策やアメリカ・オーストラリア等における先住民族政策との類似・関連⁽²⁵⁾などの論点がある。とりわけ後者は教育の問題についても重要な課題を提起していると思うが、今回は検討を及ばせない。ここでは、前者についてそうした「社会事業にたいする関心」はむしろ「保護」のあり方を消極的に規定する要因として見るべきであろう⁽²⁶⁾こと、後者については当局や関係者の間に

はこうした他の植民地での政策への関心と一定の情報があったことは確かであるが、さりとて同法の制定に際して何らかの体系的な研究・摂取が行なわれたとの確証はなお得られていないこと、を述べるに止めておく。

(2) 「旧土人児童教育規程」の制定

「旧土人保護法」の制定作業と並行して、道庁はアイヌ教育の施設・方法の制度化にも着手していた。

道庁内におけるこれらの立案過程の詳細は不明である。『北海道教育雑誌』等から知り得る限りでは、アイヌ教育研究の展開を受ける形で、1898年頃に視学の中から「旧土人教育調査委員」を任命し、彼等ないしはその依頼を受けたアイヌ学校教員が調査・検討を行なったようである。そして、1900年12月6日にアイヌ教育の「施設案」を、翌1901年1月29日には「普通教育要旨」を、道庁長官に上申した。前者は「土人学校設置の位置並に経費」、後者は「土人学校の種類校科目並に学科課程教授要旨管理訓練要旨教員の任用待遇等」について述べたものだという⁽²⁷⁾。

こうした作業の後、道庁は1901年3月31日に「旧土人児童教育規程」（北海道庁令第42号、以下「規程」と略す）を、同年5月7日に「旧土人児童教育規程施行上注意要項」（北海道庁訓令第43号、以下「注意要項」と略す）を、それぞれ公布した。「規程」の公布は、その月日からみて「旧土人保護法」による学校設置の始まる新年度に間に合わせたという感が強いが、その内容はこれまでの度重なる調査・研究を経て既におおよその確定をみていたと考えてよいだろう。

以下、「旧土人児童教育規程」および「旧土人児童教育規程施行上注意要項」について、この間のアイヌ教育に関する論説や、上記委員らによる調査報告と併せて検討する。

〈学校制度——徹底した「別学」原則〉

当時のアイヌ教育論の全てに共通していたのは、アイヌ児童を和人児童と区別して教育すべきとする意見であった。

浦河郡役所の書記であった御子柴五百彦は、「和夷混同する時は一アイヌの入学少なき情実、二和人の苦情、三授業の困難」があると言う。「授業の困難」とは、「アイヌは…特に家庭教育の素更になきか為め和人と共に競争する能はさるを以て毎に不都合を覚ゆるのみならず修身に至ては日常動作の大に異なるの損あり且つ算術及び文章等の例題に於ても読本に於ても多くは一回も実物を見たることなく又談話にも聞きたることなき故に之を想像すること能はさるを以て特別に教授を要するもの少なからざる」ということを意味したのである⁽²⁸⁾。また遊樂府では実際に1892年に和人児童を八雲へ移し、同校を「純然たる土人学校」としたところ、アイヌは「遊樂府学校は己れのもの」と「満足」した、との報道がある⁽²⁹⁾。

こうした考えを受けて、「あいぬ教育ノ方法」は「あいぬ密集ノ部落ニ特別ナルあいぬ学校ヲ設け、アイヌ人口や財政上の都合で学校の新設が無理なところでも二部教授を行なうなどしてなるべくアイヌ児童を分けて教授するよう提言し⁽³⁰⁾、様似小学校教員山本直次郎の調査報告もアイヌ児童と和人児童の「共学」は「情交宜しからず」「寧ろ教育法として視るへからず」とまで述べてこれを退けた⁽³¹⁾。これもアイヌ児童を「和人児童に比し愚鈍にして言語動作は野鄙粗暴に破廉恥の性あり」等と見做すことに基づいていたのであり、かかる考え方から導かれる「別学」

の原則は、彼が「和土両童ある学校」においては教室を「土壁」で仕切って「旧土児教室の悪臭の透入を防ぐへし」と提言することにおいて極まったと言えよう。

そして「規程」第1条は、その適用の対象をアイヌ児童のみを区別して教授する場合だと限定した。これを受けて、規程の4条と「注意要項」の第1は、学級編成上可能な限りアイヌ児童を区別して教授することを定めた。即ち、1学級を編成し得る数のアイヌ児童が居る学校ではアイヌ児童の学級を別にすること、別学級の編成が困難な場合でも生徒を和人とアイヌで2部に分けて半日授業を実施して「別学」させること、としたのである。従って複数の学級をもつ学校では、普通は学年別に行なわれる学級編成においてアイヌと和人で分けることを優先したと思われる。更に1904年8月30日の道庁訓令第92号は、アイヌ児童を和人児童と同じ学級に入れた場合でも、アイヌ児童のみは「旧土人児童教育規程」により教授するよう定めた。アイヌ居住地に多かった単級の小学校や、アイヌ児童数のごく少ない学校においても、アイヌ児童にのみ規程を適用するという“特別”扱いが原則とされたのである。このように、規程はアイヌ児童の徹底した「別学」を原則としていた。「旧土人保護法」第9条による学校の設置も、単にアイヌ居住地への学校の普及を図るのみならず、こうした「別学」原則の一環でもあった。つまりこうして打ちたてられた「別学」原則とは、言語・生活慣習といったアイヌの文化は教育上の「障害」であり先ずこれを「改め」ることからアイヌ教育は始まる、との考えに基づいていた。

〈教科目・教授内容と修業年限〉

「規程」は第2・3条において、修業年限を4年とすること、教科目は修身・国語・算術・体操・裁縫（女子のみ）・農業（男子のみ）であること、を定めた。それはおおむね第3次小学校令（1900年）に準じたものではあるが、各教科の教授内容や全体の課程の構造についてはアイヌ教育としての特徴を持っていた。

・国語 二風谷の教員を努めていた阿部喜代次は、「主として観念を先にし言語の能く熟せし後に於て文字を教ふべし」と述べる⁽³²⁾。言語より以前に、アイヌ児童には日本の事物に対する概念を植え付けねばならなかったということだろう。「あいぬ教育ノ方法」は、「仮名文ヲ用ヒ」「日本語ヲ授ケ日常交際上不便ナカラシム」「口上書類日用文題ヲ採リ…反復習熟ヲ旨トシ以テ実用ニ適セシメンコト」と述べて、その教授程度をごく「簡易」にし、日本語による「日常生活」を達成させることに重点を置くべきとした。これらを受けて「注意要項」は、和人児童におけるような「読ミ方、書方、綴方」の区別は第3学年までこれを行なわずに、「文体ハ言文一致」で「主トシテ仮名ニ習熟セシメ」る教授を徹底し、就学当初にまず日本語を習得させアイヌ語を排除することを目指している。

また、他の教科目を始め学校でのありとあらゆることは日本語で行なわれたのであるから、そうした全てのことがアイヌ児童にとっての「国語」の教授だったのであり、少なくとも日本語の「談話」と「仮名文字」の読み書きを習得させることが、他の教科目においても必須の前提であった。この意味で「国語」は「規程」の「別表」に定められた教授時数以上の位置を占めたと見るべきだろう。山本は、アイヌ児童は「言語談話等教育の補助となるべき観念に乏しく言語の練習其他の見習いに一年の大半を要する」と報告している⁽³³⁾。「注意要項」は唱歌も国語の時間に課すよう定め、「音楽」としてよりも日本語の教授手段として位置付けていた。

・算術 論者たちの、アイヌの知力を劣ったものと見做す意識が最も露骨に反映した。アイヌ語の数詞や計算法を日本語によるそれに置き換えさせることから始めねばならなかったからであ

る。「あいぬ教育ノ方法」は、この教科が「最モ困難」と述べて「簡易ナル度量衡貨幣ノ計算法ニ習熟セシム」程度でよいとし、山本はアイヌ児童を「脳力不完全」と見做すことから算術を教授の困難な教科目であるとした⁽³⁴⁾。

「注意要項」もまた、「初歩ノ教授ニ注意」することを述べ、「数ノ観念」等から始まる「実物」を用いた「簡易」な教授を求めた。また算術は特にいわゆる積み上げの必要な教科目だから、こうした「簡易」な課程の習得上級学校・学年へ進学した場合には、「算術でも三年生のやつを半分ぐらいやったところでそのまま高等小学校へ行った…基礎が出来ていないから一番困ったのは、算数だったわけです」⁽³⁵⁾と、アイヌ教育が「簡易」であること（＝アイヌが「劣等」視されていること）を露骨に感じさせることになった。後年コタンに「青年会」などが結成されていくとき、組織の中心を担ったアイヌには高等小学校まで進学した者もあり、彼等がこうした体験を経たことはアイヌに教育の「必要」を感じさせる上で少なからぬ意味を持っただろう。

・修身 阿部は、修身の教授もまた「困難」なものの一つであると述べ、その理由に「アイヌは別種の民」であることを挙げ⁽³⁶⁾、「日常の作法に重きを置」き、教員室などで「実地作法」の練習も行なわせ、「級を追ふに従ひ国民の美風及篤実勤儉の徳行を涵養すべし」との意見を述べた⁽³⁷⁾。

「注意要項」は、「小学校令施行規則」に「準」じるほか「特ニ」修養すべき徳目として先ず「清潔」「秩序」を、その後に「忠君」「愛国」を挙げた。このこと自体は単に条文上の順番に過ぎないが、しかしそれはアイヌ児童に対する修身教授の構造を象徴していたと言える。即ち、先ず「日常ノ作法」「善良ナル習慣」「衛生法ニ関スル事項」を重視し、就学当初に（「別種の民」たる）アイヌの生活慣習を徹底して排しこれを変えること、それはアイヌの生活慣習を「不潔」「劣等」と規定することによって推進されること、その上に「忠君」「愛国」といった徳目が課せられること、という仕組みである。

このことは、道庁が、アイヌには「皇室を尊び国家を愛する等の観念に至っては全く絶無」であることに強い危機感を持ち、「皇室国家の尊愛すべきを教ゆるは彼等に対する修身教授の最大要事」とまで述べている⁽³⁸⁾事実を併せ見ると、より明確になる。即ち、政府・道庁にとっては、統治の軸ともいうべき皇室・国家等に関して、アイヌはその「観念」すら「幼稚」であること⁽³⁹⁾が統治上の重大な「障害」になっていた。かつて平取のアイヌが皇族を「ニシパ」（日本語で“旦那”というほどの意味）と呼んだという⁽⁴⁰⁾のは、後日譚としては一片のエピソードで済むとはいえ、アイヌ語にはかかる身分秩序を表す言葉がそもそも無いことを端的に示している。国家、皇室などの「観念」をアイヌに受容させる基盤を形成する為にも、先ずごく日常的生活慣習の面から「劣等」「不潔」等のレッテルを貼ってそれを変えていく必要があった。言い換えるなら、アイヌに対する「忠君」「愛国」の教授は、始めからそれ自体が徹底されたというよりは、先ず極めて具体的にアイヌの生活慣習を和人のそれに「改め」させることを土台として始められたのである。

・農業、裁縫 実業科目を2年ないし3年次以降に課すこと、それはアイヌの「風儀改良」のうえで重視すべき科目であるということで殆どの論者が一致した。その中には、「あいぬ教育ノ方法」のように「技芸ヲ好ミ能ク熟達ヲ得ルハあいぬノ特性」だと述べてこれを教育に「利用」しかつ「職業ノ補助」とする見地から、農業を課す（冬は「彫刻」等を教授）ことを提案したものもあるが、多くは「節約利用勤儉の習慣を養う」⁽⁴¹⁾ためや「間接に其の性行を修めしむる最良手段」⁽⁴²⁾として教授する科目を農業に限定した。この点で、実業科目はアイヌが「身を立てる」ためのも

のというよりも、むしろこの間のアイヌに対する勸農政策とその性格を同じくしたと言える。

「規程」もまた男子に農業、女子に裁縫を課した。これらは、尋常小学校では和人児童には課されない教科目である。何れも「農事」や「家事」に関する「談話」を混ぜての教授が奨励されており、この間のアイヌ教育研究における実業科目の位置付けを受けついでいた。

・体操 「注意要項」は、この教科目において「姿勢ヲ正シク」等の「習慣ヲ養ハム」ことを重視した。それはアイヌの生活慣習を「怠惰放逸」と見做したことの反映と考えられるのであって、「規律」「協同」を課したのもただに和人児童に対するものと同様の意味とは言い難い。また、「適宜軍歌ヲ授クヘシ」としている。

・教授方法 各教科の教授にあたっては「実物」「図画」を用いて「実感」「観念」に訴える方法を採用すべきことを、論者たちは揃って主張した。それはたびたび述べてきたように、アイヌ語・アイヌ文化のもとに生きるアイヌ児童に日本の教育を施すために必要な手法だったのである。

従って「規程」と「注意要項」は、「学科ニ対スル興味ヲ起サシメ」ること、即ち学校が就学児童を掌握出来るように、「務メテ急進ヲ避ケ」て、1・2年次の過当たり授業時数を和人児童より少なくする等の「漸進主義」を採用し、「実物教授法」「反復練習」による「最も卑近ニシテ生活ニ必須」な程度の「簡易ヲ旨」とした教授を要請した。

また、このような観点から、和人児童が使用している教科書ではアイヌ児童の教授には不十分である、という意見も多かった。更に進んで、阿部は「修身に読書に作文に皆挿絵多くして簡易なる用書を選定して各自に持たしむるを最良の法なりとす」⁽⁴³⁾と述べ、日高教育会は「修身、読方、作文、綴方四科の目的を兼ねたる読本を編集」することを提案した⁽⁴⁴⁾ように、いわばアイヌ児童用の教科書が特に就学当初においては有効だとする意見も少なくなかった。だが、「規程」の施行に際して道庁がかかる教科書の編纂を試みたようすはなく、またこの後も遂に実現することはなかった。それは、道庁がその必要を認めなかったためというよりは、道庁はそうした施策を行なうような“手間”と費用をアイヌ教育に割く意志を持ち合わせてはいなかった、と言うべきだろう。

・修業年限と教授程度 元室蘭の教員を務めた泉致広は、「余か本校に奉職以来茲に十有五年間の比例を以て見れば入学初の一年は言語の練習及び教員に馴れ親ましむるに要する日数となり二年は和人生徒の第一学年後半期より二年の学科を稍入りて止む三年に至り漸く和人生徒の第二学年に相当する学力を有す」⁽⁴⁵⁾と言い、日高教育会も「従来の実験によれば旧土人は言語風俗共に大に異なるを以て入学初年は専ら言語の練習作法の実習など所謂教育の予備の如きものに殆んど一年を費やさざるを得ず」と述べる⁽⁴⁶⁾。このように多くの論は実際の経験に基づいて具体的な課程の編成を提言したのであって、それは先の札幌県「旧土人学校規則」案と同様、就学当初にアイヌ児童に日本語など「教育の予備」を習得させる必要から、和人児童以上に徹底した就学期間を要求するものだった。「規程」が修業年限を4年としつつ、「注意要項」でその内容を「普通ノ尋常小学校ノ凡ソ第三学年迄ノ程度」としたのは、こうした構造に基づく教育課程の表れであった。

このような考え方は、道庁の役人が「土人をして第一学年と第二学年とを卒へしめ第三学年に至りて之れを和人の第二学年に合併せば学力略等しきを得ん」⁽⁴⁷⁾と述べ、或いは「あいぬ教育ノ方法」が「規程」と同様の教育課程を提言しつつ更にアイヌ児童の就学年令の標準を7歳からとした点などに、その含むところが端的に示されている。アイヌ語・アイヌ文化の排除が、課程上は和人児童に対する1年の「遅れ」として表わされたのである。事実、1916年に再度制定され

た「旧土人児童教育規程」(1901年制定の「規程」は、1908年の「特別教育規程」制定に従い廃止された)は、アイヌ児童の就学年令を原則として和人より一年遅く定めている。

また道庁は、アイヌ教育に高等小学校(以上)の課程も不要としていた⁽⁴⁸⁾。

・アイヌ語の使用 「規程」や「注意要項」はこの点について触れてはいないが、教員がアイヌ語を若干なりとも知っていなければ実際の授業が成り立たないことは多くの報告に共通していた。もとよりアイヌ語の使用はあくまで就学当初のアイヌ児童に対する教授上の「方便」であり、それ以外ではアイヌ語を禁じるべきとされた。例えば阿部は明確に「アイヌ語を交へ教授するは二年生迄にして三年生よりは教師学校内にてアイヌ語の談話を禁ずる様注意すべし」と言い切っている⁽⁴⁹⁾。

また「アイヌ教育の方法」は、「教師ノあいぬ語ニ通ゼザルヲ(アイヌ児童が——筆者注)知ルトキハ頗ル之ヲ輕侮シ甚シキニ至リテハ面前ニ於テ自国語(アイヌ語のこと——筆者注)ヲ用ヒ互ニ嘲笑罵詈ヲ試ムル」ことを防ぐため、いわば教員の「威厳」を保つ為にもアイヌ語を知っておくべきだとしている。恐らくそのような「嘲笑罵詈」をアイヌ児童がやってくるのがしばしばあったのだろうし、“まつろわぬ”異民族に対しては教員の「威厳」が必要とされたこととみえ、「教台を高く設け」て「教師之れに登れば恰も演説者の演壇に登るか如くならしめ」よ⁽⁵⁰⁾、という意見も見かけられる。

〈教員とその待遇〉

「あいぬ教育ノ方法」が「あいぬ学校ニ於テハ特ニ教師ヲ優待スヘシ」とし、「俸給ヲ豊カニ」する等の優遇措置によって教員を確保しその「労苦」に報いるべきことを提案したような意見は少なくなかったが、他方で多くの議論を貫いていたのは、御子柴の言う如く「篤志の教員を採用する事」という考え方だった。例えば彼は「愚鈍」で「貧家の子弟にして随分見苦しき者もあらん」ようなアイヌ児童の教育に「堪忍して一意以て任を負」い従事しようという「熱心の者」が必要とした⁽⁵¹⁾のであり、阿部もまた「親切丁寧にして慈愛心に富む者」がよいとした⁽⁵²⁾。これらは裏を返せばこうした教員の「人徳」に依拠してアイヌに教育の普及を図ろうとする考えでもあった。例えば「あいぬ教育ノ方法」は、アイヌは「無智ナリト雖モ信仰心ニ富メリタヒ人心ヲ収攬スルトキハ百事意ノ欲スル所ニ従フヘシ」と述べて、教員の「篤志」に重きを置いた。

ただし、教員の優遇措置については上述した教科書の作成と同様、制定された規程等の中には盛り込まれなかった。しかも道庁は、1904年1月に「旧土人教育施設ニ関スル手続」(北海道庁訓令4号)を定め、アイヌ学校の教員の給与を徹底して節減するとし、日露戦争開始後はアイヌ学校の経費を半額以下に削減したのである⁽⁵³⁾。また教員の「篤志」に期待する考え方は、教員を「人の嫌忌する所、我進んで之に赴く」「一身を犠牲に供し」「最も憐むべき土人の子弟を教育する」ような⁽⁵⁴⁾、きわめて献身的な存在ととらえ称揚することでもあった。確かに当時の和人のアイヌ差別意識からすれば、アイヌ教育に従事しようとする者は例外的な存在であつたろうが、こうした考えには、教員自身にとっても自らをそうした「献身」者であり、更にはアイヌの「指導」者なのだと自己満足的に意識することにつながる可能性があった。

〈学校と地域の関係、その他〉

「注意要項」の第3は、そのほか学校の管理・運営に関することを述べている。児童に対し「洒掃(さいそう——水をまき箒ではなく掃除、筆者注)整頓」に「慣レシメ」ることを課したのは、

アイヌ児童には「清潔」「規律」を教授すべしとした考えの延長だろう。また学校と「家庭との関係」に留意し、「父兄児童ヲシテ共ニ学校ヲ愛スルノ念ヲ起コサシムヘシ」と述べ、併せて学校儀式に「成ルヘク父兄ヲシテ参列セシム」よう定めたことが注目される。即ち、アイヌにとって日本の学校は自分たちへの支配・生活破壊と不可分に持ち込まれたのであり、従ってアイヌが学校を「愛スル」ことなど、少なくとも学校の側にはそうした条件は存在していなかった。こうした事態に対し、学校の側が（具体的には教員らが）アイヌの父母へ働きかけ、またそのさい学校行事を利用して学校への“理解”の浸透を図ることが示されたのである。学校を介し、子どもを通じて、アイヌの掌握を図ろうとする意図をそこに窺うことが出来る。

元室蘭の泉は、いち早くこの方策を提言していた教員であり、「旧土人教育奨励」のための「幻灯器」の下付を受け、室蘭、虻田、有珠のアイヌ学校を巡回して「幻灯会」を開催している⁽⁵⁵⁾。ただ「規程」の制定当時においては、それは彼のようなごく限定的な事例にとどまっていた。

なお、「学校儀式」や上述した「修身」の教授内容・方法などの規定には、教育勅語・帝国憲法の成立、「小学校祝日大祭日儀式規程」の制定、さらに第3次小学校令の制定などの天皇制公教育制度の形成過程が反映しているだろう。札幌県の「旧土人学校規則」案に比べて、「規程」が単に詳細かつ周到な内容だという以上に異なる点もここにあると言ってよく、またこのことゆえに、「規程」は近代日本の公教育制度の一角を占めると言えるのである。

「規程」に対する先行研究の評価も大きく2つに分かれる。高倉『アイヌ政策史』などは同規程を「アイヌの程度に相当し」たものと一応の積極的評価を示す⁽⁵⁶⁾。これに対し近年の研究は揃って規程を批判的に検討している。

後者の代表的なものとして榎森『アイヌの歴史』の記述⁽⁵⁷⁾を紹介すると、彼は「その根幹にかかわる問題点」として「まず第一に、教科内容・修業年限ともに一般の小学校よりはるかに劣っていたこと」「さらに第二に、アイヌ語やアイヌ風俗を禁止し、もっぱら日本語と和風化を強制したうえで、徹底的な『忠君愛国』『臣民』化教育をおしすすめたこと」を挙げている。また竹ヶ原「近代日本のアイヌ教育」は、更に同規程の「簡易」な面は「内国植民地一差別」教育政策を象徴すること、を付け加えている⁽⁵⁸⁾。

筆者も榎森らの指摘に同感であって、この論文における考察からも、高倉の言うような「アイヌの程度」は為政者の示すアイヌ観と相通じる、誤った評価であると考ええる。しかし同時に、榎森らの先行研究にあっても、専ら制定された条文の検討に終始しているため、「一般の小学校」との比較において幾つか誤りがあるなど、各々の論点について徹底を欠いていることを指摘せねばならない⁽⁵⁹⁾。

特に、多くの研究が「旧土人保護法」とともに「規程」の基本的性格も「同化」教育という言葉で説明しようとするのは、確かにアイヌ語を否定し「和人化」を進めたという面を捉えてはいるが、政策の実態の把握としては不十分だと思う。「規程」を「旧土人保護法」と一体のものと捉え、それらの成立過程を含めての性格規定という視野を設定し、また「規程」の定める教育課程を具体的に見てみたならば、北海道開拓に際しての先住民族の抑圧・排除こそがアイヌ「蔑視」や「別学」原則をもたらしたのであり、それがアイヌ語・アイヌ文化の徹底した破壊に始まる「簡易」「卑近」な教育内容・方法・程度に反映した、という構造を把握できる。従って、「旧土人児童教育規程」の定めるアイヌ教育の基本的性格は、アイヌの民族性を排除するという意味で愚民化教育の推進にあると言わねばならない。

第2章第2節 註

- (1) 『第五回帝国議会議事速記録』第五号, 1893年12月4日。
- (2) この点は、とりわけ北アメリカ等における先住民族政策を引き合いにして強調されたのであって、「北米土人の性質は強悍粗剛にして…公明正大なる米国人の憂慮を惹くも、アイヌは温順卑屈にして…真に憐むべし」(岩谷英太郎「北米土人保護法を論じてアイヌ人種保護法に及ぶ(承前)」『北海道教育雑誌』88号, 1900年4月)というような見解をしばしば見受ける。また遡れば、開拓使顧問を務めたケブロンもアイヌを「野蛮なインディアンのような好戦的な気質は全然ない」と見ている(『ケブロン日誌 蝦夷と江戸』西島照男訳, 北海道新聞社, 1985年, 112頁)。
- (3) 引用部分は『第八回帝国議会議事速記録』第四十七号, 1895年3月14日。
- (4) 加藤の法案に対する政府委員渡辺千秋の発言。「北海道土人保護法案審査特別委員会会議録」『第五回帝国議会議事速記録』。本資料は国立国会図書館法令議事資料室に所在の調査と提供の労をとっていただいたものである。
- (5) 1900年5月, 「アイヌを教育し工芸, 技術, 農事の知識を与え自営自活の道を教ゆる」(「会則」第1条)ことを目的に, 政治家(加藤・島田三郎・大隈重信ら), 学者(坪井正五郎ら), 教育関係者(辻新次・湯本武比古ら)を役人に連ねて設立された。アメリカで黒人教育政策等を見聞しアイヌ「保護」の法制化を内務省に意見していた小谷部全一郎が会の中心を担った。
- (6) 『北海道土人陳述書』, 北海道大学付属図書館付属北方資料室所蔵。
今のところこの「規則案」についての直接の資料はこれ以外にはなく, この件の事実関係の確定は困難である。道庁が「規則案」を上申したのは議会にまで及んだアイヌ「保護」論に刺激されてのことだと推測がつくが, これを内務省が却下した理由が掴みにくい。恐らく「規則案」の内容面に不備があったというよりは, この時点では政府はこのような法令の必要を痛切には感じておらず, 引き続き検討するという程度の措置をとったというのが実際ではなかろうか。例えば第九回帝国議会の衆議院予算委員会ではアイヌの「救済」のことが話題となった時, 政府委員として出席した道庁長官北垣国道は, 「土人ハ…余程憐ナ有様ダト云フコトヲ聞イテ居リマシタガ」との質問に答えて, 「札幌近傍ノ土人ニ至リマシテハ内地人ト違ハナイデス」とし, また「天塩ノ奥」や「十勝ノ奥」のような「外ニ交通ノナイ」地域に住むアイヌは「之ヲ今ドウスルト云フコトモ出来ズ」として, いずれについても「自然ニ進メルヨリ仕方ガナイ」と述べて, 今すぐに何らかの「行政上保護」の手を打つつもりはない, と答えている(『第九回帝国議会議事速記録』第一科第四号, 1896年1月16日)。
- (7) 「北海道土人保護法案審査特別委員会会議録」(同註4)。
- (8) 政府委員都築馨六の発言。「北海道土人保護法案審査特別委員会会議録」『第八回帝国議会議事速記録』。本資料も国立国会図書館法令議事資料室の提供による。
- (9) 政府委員都築馨六の発言。「北海道土人保護法案審査特別委員会会議録」(同註4)。
- (10) その後政府提案により制定した「旧土人保護法」において政府は, アイヌの「区別」については「何人カ見ルモ旧土人ト認ムヘキモノ」という程度の基準しか設定しなかった(1900年6月, 内務次官通牒)し, その他の論点は同法にもまた当てはまるのである。このことは, 政府は議員立法による制定はあくまで阻止する姿勢を持ち, その一方で同法の持つ問題点をある程度承知のうえで政府提案に踏み切ったのだとの推測を補強する。
- (11) 白仁武は1863年柳川生まれ, 東京帝大法学部を卒業後内務省に入り, この時期は専ら内務・文部両省の北海道関係の政策に携わっている(「循吏白仁武」, 山本亀城『政界の寧馨児』, 博文館, 1910年, 所収, 及び「白仁武」『日本政財界人物列伝』1巻)。

- (12) この点に関する限り、政党勢力からの議員立法であれば政府の施策への批判を含んで制定されることになるので、(アイヌにとっては国家の「恩恵」として喧伝されるうえで大差は無かつたろうが)政府にとって自らの提案による成立を見たことの意味は大きいのではないか。
- (13) 「旧土人児童教育規程」の他、主なものは次の通り。「北海道旧土人保護法施行規則」(1899年4月8日、内務省令5号)、「北海道旧土人保護法施行細則」(1899年6月13日、北海道庁令51号)、「北海道旧土人保護法施行細則取扱手続」(1899年6月13日、北海道庁訓令37号)、「北海道旧土人共有財産管理規程」(1899年10月31日、北海道庁令94号)。
- (14) 伊東山華「北海道旧土人保護論」、『札幌毎日新聞』連載、1899年。函館市立図書館所蔵。
- (15) 「土人保護法実施の要件」、『北海道毎日新聞』1899年6月25日。
- (16) 喜多『北海道旧土人保護沿革史』、225頁。
- (17) 高倉『アイヌ政策史』、595頁。
- (18) 榎森『アイヌの歴史』138～149頁による。
- (19) 給与地の例について、新谷行『アイヌ民族と天皇制国家』(三一書房、1977年)364～372頁など。また、石狩のアイヌからの給与地下付の出願が「拓殖計画」の優先のため却下された(『北海道庁公文録』第三十六旧土人保護、北海道立文書館所蔵)という事例もある。
- (20) このことは、『アイヌ政策史』などの問題点を専ら「時代的な制約」(榎森『アイヌの歴史』、238頁)に帰してしまうことにも通じている。
- (21) 加藤規子「北海道三県一局時代の対アイヌ政策とその実状」『北大史学』20、1980年9月。
- (22) 海保嶺夫「北海道の『開拓』と経営」199頁以下。
- (23) アイヌがせめてもの拠り所として土地を欲したのは事実だったと考える(例えば幌別の金成喜蔵は伊藤山華に「土地文は是非得度者なり」と語ったという。伊藤「北海道旧土人保護論」)が、政府・道庁が「保護地」設定という施策を継続することはそれに応えるものではなかった。この点、アメリカ合衆国におけるドーズ法(1887年、いわゆるアメリカ・インディアンに対し土地を割り当てるなど条文内容が「旧土人保護法」に類似する点が多い)に対する「本法案は現実的基礎を欠いており法律上の思弁に過ぎないと述べたが、更にそれに加えて言うなら、本法案の提起している実験は既に部分的に試みられてきていて、常に失敗に終わっているのである」(「合衆国下院インディアン問題委員会の少数意見」、前掲W. E. ウォッシュバーン「ドーズ法とアメリカインディアン」、56頁以下)などの反対意見は、「旧土人保護法」においてもまた当てはまるのである。
- (24) 高倉『アイヌ政策史』584～5頁。
- (25) 特に富田虎男「北海道旧土人保護法とドーズ法——比較史的研究の試み——」(『札幌学院大学人文学会紀要』45号、1989年8月)は、ドーズ法と「旧土人保護法」をつなぐ人物を順に見ていく中で新渡戸稲造に着目し、具体的な検証に迫っている。
- (26) 例えば、石田雄「近代日本における『社会福祉』関連概念の変遷」(石田『近代日本の政治文化と言語象徴』東京大学出版会、1983年、所収)は、明治期の「慈善救済事業」に「救貧は惰民を助長するとみる惰民観」「一貫して仁慈的性格」といった特徴が見られることを指摘している(182～190頁)。
- (27) 「土人教育に関する岩谷属巡視談」(2回目以降「岩谷属の巡視談」の表題で計4回連載)『北海道教育週報』183～186号、1898年4月24日～5月15日、「旧土人教育調査事項」(「旧土人教育方法卑見」)『北海道教育雑誌』80号、1899年8月、「土人教育に関する調査」『北海道教育雑誌』85号、1900年2月、「再び旧土人教育に就て」『北海道毎日新聞』1900年12月11、12日付連載、「旧土人教育に関する上申」『北海道教育雑誌』97号、1901年2月。

- (28) 御子柴五百彦「土人教育方法に就て」『北海道教育雑誌』3号, 1892年12月。
- (29) 「公立土人小学校独立」『北海道教育雑誌』4号, 1893年1月。ただしこのときアイヌが「満足」したのはせめて和人の迫害を逃れたことに対してであって、アイヌ蔑視にもとづく「別学」の推進とは距離のあるものだったろう。
- (30) 「あいぬ教育ノ方法」『北海道教育雑誌』9号, 1893年7月。以下、「あいぬ教育ノ方法」からの引用については註記を省略した。
- (31) 山本「旧土人教育方法卑見」。
- (32) 阿部喜代治「アイヌ小学教授の要領(続)」『北海道教育週報』25号, 1894年11月25日。
- (33) 山本「旧土人教育方法卑見」。
- (34) 同前。
- (35) 「アイヌ教育史——教育史学会コロキウム「アイヌ教育史」の記録——」『北海道大学教育学部紀要』51号, 116～7頁。
- なおこの点に関わっては、佐藤秀夫が、日本の植民地教育研究は「植民地教育内容の問題性をイデオロギー的な教科目に限って検討する『安易さ』からの脱却をはかるべきである。修身・国語(日本語)・国史(日本史)などの教科目に視野を限る研究が多いが、むしろ理科・算術・職業科目・芸能科目など一見ニュートラルにみえる教科目においてこそ植民地教育内容の問題構造をとらえることが必要なのではないかと考える。教育課程の構造をトータルに分析・検討する視点の確立が求められている」(『旧植民地・占領地域用教科書の調査・研究について』旗田編『日本は朝鮮で何を教えたか』, あゆみ出版, 1987年, 17頁)と述べたことに賛成したい。
- (36) 阿部「アイヌ小学教授の要領(続)」『北海道教育週報』25号。
- (37) 阿部「アイヌ教育に就て」『北海道教育雑誌』24号, 1894年10月。
- (38) 「再び旧土人教育に就て」(同註27)。
- (39) 「旧土人教育調査結了」『北海道毎日新聞』1900年12月5日付。
- (40) 平取外八ヶ村小学校組合編『平取外八箇村史』, 平取外八箇村戸長役場, 1920年, 92頁。
- (41) 阿部「アイヌ小学教授の要領(続)」『北海道教育週報』26号, 1894年12月2日。
- (42) 道庁の「諮問」に対する日高教育会の答申。「日高教育会総集会」『北海道教育週報』56号, 1895年7月14日。
- (43) 阿部「アイヌ小学教授の要領」『北海道教育週報』22号, 1894年11月3日。
- (44) 「日高教育会総集会」『北海道教育週報』56号。
- (45) 泉致広「愛乃人教育意見」『北海道教育雑誌』78号, 1899年6月。
- (46) 「日高教育会総集会」『北海道教育週報』56号。
- (47) 「折戸属の巡視談(続き)」『北海道教育週報』58号, 1895年8月18日。
- (48) 「旧土人教育調査結了」『北海道毎日新聞』1900年12月5日付。
- (49) 阿部「アイヌ小学教授の要領」。
- (50) 山本「旧土人教育方法卑見」。
- (51) 御子柴五百彦「土人教育方法に就て」。
- (52) 阿部「アイヌ教育に就て」。
- (53) 道庁の経費の推移については喜多『北海道旧土人保護沿革史』267～9頁。
- (54) 岩谷北陰「教育事業の愉快なることを論じて土人教育に及ぶ」『北海道教育雑誌』61号, 1897年12月。「北陰」は恐らく道庁視学岩谷直次郎の筆名だろう。

- ⑤⑤ 「旧土人教育幻灯会」『北海道教育雑誌』93号, 1900年10月。
- ⑤⑥ 高倉『アイヌ政策史』600頁。
- ⑤⑦ 榎森『アイヌの歴史』144～147頁。
- ⑤⑧ 竹ヶ原「近代日本のアイヌ教育」473～475頁。
- ⑤⑨ 榎森をはじめ近年でも多くの研究に見られるが, 規程が定める教科目に「地理・歴史・理科の教育はなかった」ことを「一般の小学校よりも」「劣っていた」例として挙げるのは正確ではない。また竹ヶ原が, 「施行上注意要項」における修身の教授要旨に関して「〈日本人〉児童向けでは記されていた『国家及社会ニ対スル義務』は, 欠落していた」と述べたのも, 「施行上注意要項」は「小学校令施行規則」に「準」じるほかなお「留意」すべきことを記したものだから, 正確な指摘とは言えない。この点は, 本文に述べた教授内容・程度の仕組みによって説明されるべきである。

第3節 「旧土人小学校」の設置

「旧土人保護法」は「明治三十二年四月一日ヨリ施行ス」(第12条)と定めていたが, 政府は当初その予算を計上していなかった。同法の施行に関する予算は, 1901年から実施された「北海道十年計画」の中に組み込まれ, 第9条に基づく小学校についても, この時に7ヵ年で「学齢児童の三十名以上に達する村落二十一箇所」に設置する⁽¹⁾という計画が立てられた。これに基づき, 各地に「旧土人小学校」——「旧土人保護法」第9条によるアイヌ学校について, このように呼び他のアイヌ学校といちおうの区別をする——が設置されていった。なお, 「旧土人小学校」の維持形態は北海道庁立とされた。

道庁はまた, 1904年1月に「旧土人教育施設ニ関スル手続」(北海道庁訓令第4号)を制定し, 「旧土人学校」を「新設スヘキ場所」は「旧土人児童ノ通学シ得ヘキ距離ニ於テ未タ小学校(簡易教育所ヲ含ム以下同シ)ノ設ケナク且旧土人学齢児童凡ソ三十名以上アル土人部落ヲ先ト」する, との条件を明確にした。また同時に, ある程度のアイヌ児童がいても「最寄ニ公私立小学校ノ設アル」場合は「旧土人児童ノ教育事務ヲ該町村又ハ私立学校設置者ニ委託スル」という「委託教育」の制度を定め, 「旧土人小学校」と併せてアイヌに対する学校教育の「普及」を図った。

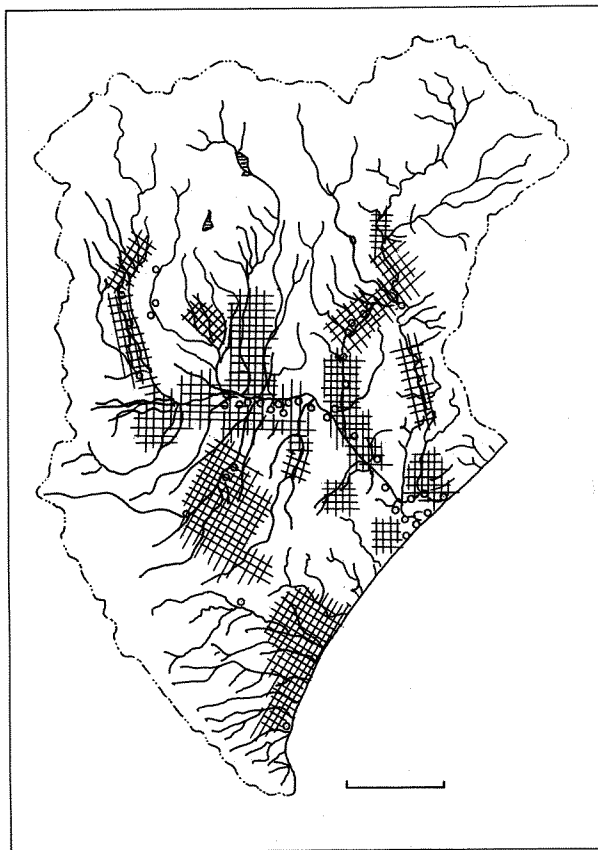
「はじめに」に述べたように, 「旧土人保護法」「旧土人児童教育規程」下のアイヌ教育については次なる課題とし, ここではただ, 「旧土人保護法」制定前後のアイヌ学校の設置状況について, 設置された地域, 私立学校への影響, 学校設置へのアイヌの関わり, の3点からその実態を検討する。

〈学校が設置された地域について〉

〔表1〕から「旧土人保護法」施行下におけるアイヌ学校の設置地域を見てみると, ここでもやはり, 学校とアイヌ政策との強い相関を窺うことが出来る。

この時期新たなアイヌ学校の設置をみたのは, 「旧土人小学校」が芽室太・伏古・音更・近文など, そのほかの簡易教育所などが美幌・内淵などの地域である。これらの殆どが, 特に1890年代に開拓が推進されアイヌに対する「保護地」の設定による強制移住が行なわれた地域である。同じく開拓の進行を反映して日高地方でも三石・浦河といった東部や荷負など山間へ学校の設置が及んだこともこの時期の特徴であるが, 例えば姉茶は元浦河への赤心社の入殖によってアイヌがそこへ逐われて居住するようになった地域であり⁽²⁾, 新平賀のコタンは1898年の沙流川の

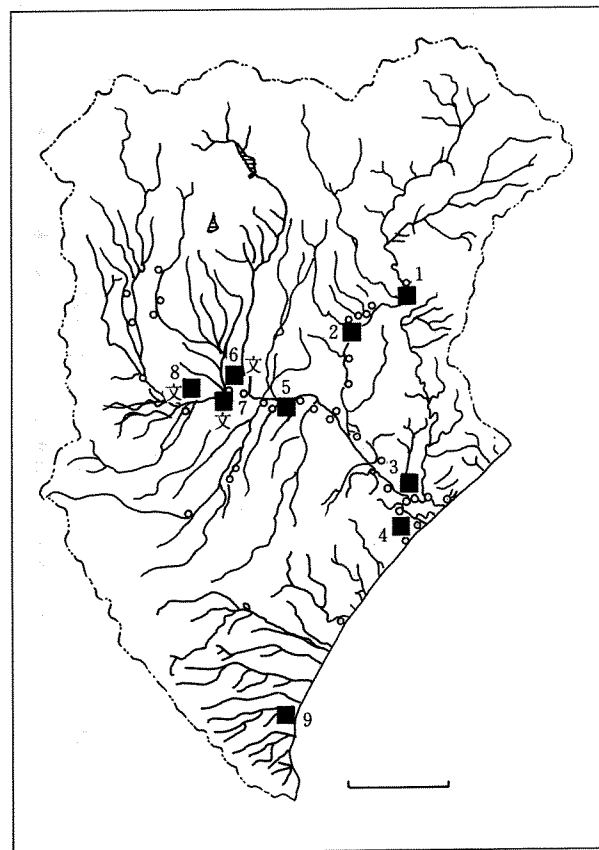
図1-b a+十勝における殖民地区画の概況



〈凡例〉・格子模様の部分が殖民地区画された地域を表す。

〈出典〉『北海道殖民状況報文 十勝国』の付図をもとに作成。

図1-c a+1916年頃における主なコタンの分布



〈凡例〉・■印が主なコタンを表す。その地名と規模(人数)は次の通り。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 本別(143) | 2 信取(225) | 3 愛牛(41) |
| 4 大津(37) | 5 白人(260) | 6 音更(189) |
| 7 伏古(238) | 8 毛根(209) | 9 茂寄(297) |

・文 印はそのコタンに「旧土人小学校」が設置されたことを表す。

〈出典〉『旧土人に関する調査』, 北海道庁, 1919年。

水害による被害を蒙った平賀のアイヌが集団で移り住んでいたものである⁽³⁾。また新冠や静内は御料牧場の経営の「都合」による強制移住が何度か行なわれた地域であるが、上貫別は、表にも注記したように、姉去のアイヌが御料牧場により同地まで強制移住させられた際に、学校も共に移転したものである⁽⁴⁾。

他方で新十津川のように、このとき既に「保護地」が奪われるなどして、アイヌの更なる離散が進んでいた地域には、アイヌ学校を見ることが出来ない。和人口の圧倒的な増加を見た地域も同様であって、大津や広尾はこのころ既にアイヌ学校としての性格を喪い、遊楽府も先に述べたように1892年にいったんアイヌ児童のみの学校となっていながらその後経営難から八雲尋常小学校に統合されており⁽⁵⁾、その後「旧土人小学校」が設置されることはなかった。色丹と対雁では、前述の通り強制移住がアイヌの離散・減少をもたらしたため、そこに「旧土人小学校」の設置をみることが出来ない（但し色丹の教育所には暫らくの間「色丹島旧土人救済費」から補助金が拠出されている）。対雁のアイヌは多く石狩川の河口付近へ移転したため、来札（ライサツ・現石狩町内）に「旧土人小学校」が設置されたが、同校は、日露戦後に樺太が日本領土となるや樺太アイヌが相次いで帰還したため開校後2、3年にして閉校となっている。

このように、学齢児童30名以上という「旧土人小学校」の設置基準を満たすようなアイヌ居住地は、有珠、虻田、平取、二風谷など一部を除けば、それを促すような近代のアイヌ政策によってこそ形成されたものであり、早くから移民の流入のあった地域などでは逆にアイヌの離散・死滅によってかかる居住地は喪われたのである。この時期のアイヌ学校の分布は、そうしたアイヌ居住地の歴史的変遷の結果を如実に反映していた。

〈私立学校について〉

この間、「私立学校令」（1899年）による規制がキリスト教伝道者によるアイヌ学校に及んでいた。例えば春採では、「私立学校令」により宗教教育の制限や道庁・支庁からの干渉・制限を受けるようになり、更に「委託教育」の受託校となるに及んで教授内容や成績評価も「旧土人保護法」「旧土人児童教育規程」に基づく通達等に従うことを余儀なくされた。またそれは、宗教教育の規制や「委託教育」「旧土人小学校」の「普及」によって教会側が学校経営から手を引くことでもあった⁽⁶⁾。こうして同校は1906年に釧路町立となり、更に「旧土人小学校」へと移管されるのである。また本別で仏教僧侶山県良温がアイヌ児童を集めて開いていた私塾は、和人の増加とともに公立の簡易教育所がこれにとって代わることになる⁽⁷⁾。姉去・白糠・塘路等にあった聖公会の私立学校もこれらと同様の事情で順次閉校になり、代って「旧土人小学校」や「簡易教育所」が設置されてゆく。このように、「旧土人保護法」「旧土人児童教育規程」の成立・施行は、それまで一定の独自の教育を行ってきた私立アイヌ学校の全てが「官製」のものになるという過程でもあったのである。

〈学校設置へのアイヌの関わり〉

1890年代以降においては、アイヌ学校の設置に際して費用や物資を寄付ないし負担したアイヌが少なからずいるというのは注目すべきことであり、初期アイヌ学校の場合と比べてきわめて対照的である。

例えば荷負では簡易教育所の設置のさいアイヌが土地を寄付し⁽⁸⁾、向別も敷地の一部をアイヌが寄付している⁽⁹⁾。内淵の教授場もアイヌの土地に建てたのであり⁽¹⁰⁾、井目戸ではコタンが

「金百円」と労力を提供した⁽¹¹⁾。

アイヌが学校の設置へむけて積極的に動いた例も多い。音更では以前から簡易教育所の設置・維持に尽力してきたアイヌ中村要吉が「旧土人小学校」設置に際しても教員住宅を建設・寄付し、芽室太でもアイヌ山村勝太郎が中心となって教員住宅の敷物を寄付し、教員俸給の補助、校舎建設用地の地均し等を行なっている⁽¹²⁾。二風谷も設置に至るまでにアイヌの「奔走」があったのであり⁽¹³⁾、累標と萌生はいずれもアイヌが自宅を教場に提供した⁽¹⁴⁾。更に、伏古はホテネ（伏根弘三）が、姉去でも最初はアイヌ・古川足が自ら私費を投じて学校を設置したのである⁽¹⁵⁾。

そうしたアイヌがコタンの多数を占めたという訳ではなく、「積極的」に学校の誘致に動いたアイヌはむしろごく限られた存在だったと言えるだろう。だがそうしたアイヌは、比較的ではあるが財産を多く持つなど、そのコタンでの指導者的位置にあったのであり⁽¹⁶⁾、かかる蓄財は和人との取引や土地の取得において和人に「劣らぬ」よう文字や勘定を習得することによってようやく為し得たことであった。それは和人との「接触」、それも多くの場合は和人に雇用されるなどの経験を通じてのものであり、同時に和人に騙されるなどして財を失っていくコタンの仲間を見続ける中で、「どうかして我々仲間を改善してやりたい」、その為に学校を設け教育を普及したい、という切実な意欲が彼等をとりえていった⁽¹⁷⁾。言い換えれば、この間に進行した大規模な開拓とアイヌの窮乏化こそが、少なくないアイヌを教育の「普及」に積極的に対応するところへ追い込んだのであり、学校の設置自体が、アイヌが和人を自分たちの「先生」として招くということを伴っていた。

「旧土人小学校」の設置と「委託教育」の制度により、アイヌ児童の就学率は急激に「上昇」した。「北海道十年計画」の最終年度にあたる1910年には、アイヌ児童の就学率は92.2%、就学者数は2072名に及んだが、このうち「旧土人小学校」のアイヌ児童が688名、「委託教育」による就学児童が573名である⁽¹⁸⁾。両者の合計は1261名でアイヌの就学児童の約6割を占め、また1901年当時の全就学児童919名（就学率44.6%）と比べれば、この十年間における就学児童数の増加分がちょうど「旧土人小学校」と「委託教育」によってもたらされた計算になる。個別の事例を見ても、白老第二尋常小の開校時の生徒54名のうち、以前から白老尋常小に在学してたのは僅かに12名であり、残りの42名（うち1年生は28名）は「旧土人小学校」の設置に際し新たに就学した生徒である⁽¹⁹⁾。

かくして、これまで見てきたようにアイヌに対する抑圧・排除を歴史的前提として、教育がアイヌ政策の「主軸」であり学校がコタンの掌握・教化の「センター」となる時代に至るのである。

第2章第3節 註

- (1) 『北海道十年計画ノ大要』（北海道庁、1900年）は「十ヶ年間ニ、土人学校十四箇所ヲ設立スル見込」としていたが、『北海道毎日新聞』は「土人教育調査委員」による道庁長官への調査報告として「学龄児童数の三十名以上に達する村落二十一箇所あるを発見したれば明年度より毎年三校宛を新設し都合七箇所を期して」という計画を伝えており（「再び旧土人教育に就て」、1900年12月11日、本文の引用はこの記事から）、『北海道十年計画実施成績要領』（北海道庁、1910年）でも当初の計画を「全道凡ソ二十一箇所」と述べているから、『計画ノ大要』ののち本文のように修正されたのだろう。なお、計画当初の21箇所とは何処で、実際の設置箇所との異同はどうか、という点については今のところ不明である。

- (2) 「アイヌ教育史——教育史学会コロキウム『アイヌ教育史』の記録——」『北海道大学教育学部紀要』51号, 1988年3月, 92頁以下。
- (3) 『門別町史』, 1961年, 192頁。
- (4) この経過については, 山本融定『日高国新冠御料牧場史』(みやま書房, 1985年) が詳しい。
- (5) 『改訂 八雲町史』下巻, 1984年, 344頁。
- (6) 支庁からは, 「租税等滞納セザル様修身談ニ加へ教授スヘシ」というように為政者の意向を汲んだ通達などが来た。一方教会にとっては, もともと伝道事業の一環として設置した学校において「其教訓(キリスト教教育を指す——筆者注)ヲ施ス事能ハザルモノトスレバ閉鎖ノ外ナシ」というのが実状であった(中村一枝「私立春採尋常小学校の軌跡」『北海道史研究』39号, 1987年5月, 14頁以下。引用部分は『永久保秀二郎日誌』, 中村同論文より重引)。
- (7) 久木幸男「山県良温のアイヌ教育活動」『横浜国立大学教育紀要』20, 1980年, 19頁以下。
- (8) 『郷土史におい』, 荷負自治会, 1988年, 56頁。
- (9) 岩谷英太郎「日高国浦河郡の旧土人」『北海道教育雑誌』116号, 1902年9月。
- (10) 佐藤幸夫『北風磯吉資料集』, 市立名寄図書館, 1985年, 40頁。
- (11) 井目戸については『鷗川町史』, 1968年, 644頁。
- (12) 「奇特なる旧土人」『北海之教育』181号, 1908年2月。
- (13) 『開校百周年記念誌 とんがりぼうし』二風谷小学校開校百周年記念協賛会, 1988年, 13頁以下。
- (14) 『穂別町史』, 1968年, 360頁以下。
- (15) 伏古については吉田巖「伏古の旧土人教育」『北海道教育史』全道編3, 256頁以下。姉去については『北海道殖民状況報文 日高国』北海道庁拓殖部殖民課, 1899年, 114頁。
- (16) 例えば古川は「商店」を営む資産家であり, 荷負で校地を寄付した川上サノウクは「部落部長」を務めている(それぞれ, 註15及び註8の文献による)。
- (17) 音更の中村要吉について『吉田巖日記』第4巻, 帯広市教育委員会, 1981年, 221頁以下(引用部分はこの資料による), 伏根について高倉新一郎「緑陰に語る 伏古村の旧土人ホテネ君談話聞書」『北海道社会事業』51号, 1936年11月。また北風磯吉の場合は軍隊での経験が大きな影響を与えていた(『北風磯吉資料集』, 4頁以下)。
- (18) 『北海道十年計画実施成績要領』。
- (19) 「白老旧土人学校の現状」『殖民公報』11号, 1902年11月。

む す び

この論文における考察とその結果明らかにし得たことは, 以下のようにまとめられる。

第1に, アイヌ学校の設置を開拓政策の展開に位置付けて検討し, 学校の設置したいがアイヌ居住地の破壊と一体となって進化したものであることを明らかにした。またそれはアイヌにとって, 和人との接触=差別・抑圧を契機としつつ「文字」「教育」の「必要」を痛感させるところへ追い込む過程でもあったことを, 「旧土人小学校」の設置とアイヌの関わりに即して結論づけた。

第2に, 「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」の定めるアイヌ教育の制度について, その制定過程の検討から, それらが先住民族に対する言語・生活慣習の改変=破壊を徹底して行なうための教授課程と学校制度であることを, どのような教授内容・方法を採用したかという点からも明らかにした。

先行研究との対比では、その多くが政策の基本的性格を抽象的に「同化」と規定し、或いは制度の字句上の差別性をもっぱら強調するという状態に対し、一步を進み得たと考える。

今後の課題として先ず挙げるべきは、「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」下のアイヌ教育の実態分析である。そのさい、次の2点を具体的な課題として設定したい。

一つは、地域の差異或いはそのコタン内部の差異に留意しつつ、各々のアイヌ学校について、その経営状況等をはじめ、そこでの教育実践やコタンにおける学校・教育の位置・役割を具体的に把握し検討することである。この場合、本稿における考察から次のような留意点を措定することが出来るだろう。

まず、アイヌ教育の内容・方法の問題性の追究の為には、従来の研究が偏りがちだった国語、修身、歴史、農業などの教科目のみならず、算術、理科などの科目においてもアイヌ児童に対する教授内容・方法の問題を解明する態度が必要であり、同様に、字句上では和人児童と「同一」の徳目や教授要旨についてもその実態を検討する必要がある。

また、例えばアイヌ教育の制度が高等小学校（ないしそれ以上の階梯）への接続を予定しない「簡易」なものとなされたことは、日本の教育制度によって「身を立て」ようとすればたちまち突き当たる差別の壁となったことは想像に難くない。このような制度上の差別がアイヌの教育要求とどのような拮抗関係を形成するか、を見る必要がある。即ち、アイヌの教育への要求ないし批判・忌避という、各々の態度における差異と通底するものとをふまえつつ、それらとアイヌ教育政策とはどのように接近しまた乖離するか、の検討が必要だろう。この点については、例えば自ら教員となったアイヌのような存在をひとつの典型例として検討する方法もあるだろう。

これらと並んで、コタンにおける教員の在り方——その活動、コタンにおける地位、を検討することは、学校・教育がアイヌに対して果たした機能を解明するうえで必要である。またとりわけかかる教員のあり方を、その自意識も含めて検討することは、和人にとってアイヌとの関わり方を省察する上で意味のある作業になると考える。

いま一つは、アイヌの統合の具体的な様相を把握しそこにおける学校・教育の問題の位置を検討することである。この場合、「旧土人保護法」の提案理由にもあった「一視同仁」なる言葉に象徴される天皇制の機能にとくに留意したい。この点についてもまた、抽象的な把握でなく具体的な事例・曲面からその実相をとらえることが必要であると考え。それも修身等の学校教育のみでなく、例えば軍隊経験や「行幸」「行啓」などがどのような契機としてアイヌに作用するか、という点の考察を行ないたい。

以上の2点は、アイヌ教育史上の問題を近代日本の教育の問題として把握する上でも必要な回路であると考え。資料的にもこれらの作業を行なう条件は整備されてきている（教員の日誌類の公刊、学校文書の調査の進展など）。

以上の検討を経ることによって、「旧土人児童教育規程」の廃止（1922年）と「旧土人小学校」の廃止（制度上は1937年）に至るアイヌ教育政策の展開過程とこのようなアイヌ教育の制度の廃止の意味を検討することが出来るだろう。アイヌ児童の教育は、これ以降は和人児童と「同一」の制度になったのだが、それは現在に続く制度であることと、かかる「共学」のもとでアイヌ児童への迫害はいっそう激しくなり、学校教育の場に「アイヌ」という言葉が「タブー」となるという空気すら生まれたことからすれば、この点についての考察は現在の教育問題に通じる意味をも持つだろう。

また、この論文においても残された課題には以下のようなものがある。

一つは、アイヌ政策の立案・展開過程をより明らかにすることである。特に「北海道旧土人保護法」の成立過程については、それを為政者に必要ならしめた背景の検討も含めて明らかにする必要がある。この時期の道庁文書は殆ど残存していないため、新聞等の周辺資料や例えばその策定に中心的な役割を果たしたと考えられる官僚白仁武などの資料の検索を進めるなどの手立てが必要だろう。

二つめとして、アイヌ教育の制度が、制度としては和人児童のそのバリエーションとなっていることから、日本の初等教育制度とりわけ北海道における「簡易」な教育制度との包括的な把握が必要だということである。もちろん各々の差異と特質は重視せねばならないが、例えばこの論文では端的にしか触れなかった一般移民の存在形態とアイヌとの関わりを考察する上でも、またそこから和人のアイヌ観・アイヌ差別の問題を考える上でも、このような視点は欠かせない。この点については、北海道教育史研究の蓄積が著しく不足しており、むしろアイヌ教育から見た北海道一般移民教育史というような視野が要請されることになるだろう。

三つめとして、アイヌ統治・アイヌ教化の方策として学校教育を行なうに至った政策主体の模索の過程をより明らかにすることである。これは、アイヌ教育史研究においてアイヌ学校を問題とすることの前提を確定する作業であり、この論文でもいちおうの考察は行なったものの、今後は道立文書館が所蔵する開拓使・三県の公文書などから政策主体の意図をあとづけるなどによっていっそうの検討を進める必要がある。またここから更に、「帰俗」政策が採られるに至ったことの為政者の意図とその意味を検討する必要があるだろう。従来の研究がアイヌ「同化」教育の始まりをここに置く一方で、その背景等について対露関係とアイヌ蔑視に触れる程度であるという状況からすれば、アイヌ教育史研究の基盤を確定する作業がここにあると言っても過言ではないと思う。この点については、近世のアイヌ政策や「華夷主義」に関する近世史研究の成果の摂取からはじめねばならない。

さらには、「はじめに」に述べたように、「アイヌ史」との接点をさぐる努力は欠かせない。例えば、「北からの日本史——弘前シンポジウム」(1987年7月23, 24日, 北海道・東北史研究会主催, 弘前市)における佐々木利和の報告とそれに対する佐々木潤之介の質問は、人が生活するところには必ず文化があるという自明の理からすれば「近代のアイヌ文化」を捕える努力が必要だとの提起に至り、これまでの「近代のアイヌの歴史」が専ら差別と文化の破壊のみを論じてきたことの陥穽を指摘した。「教育史」にはとくにこの課題を追求することが要請されているだろう。

このほかに、日本の他の植民地や諸外国・地域における先住民族教育に関する知見を加え、近代天皇制国家のアイヌ教育の問題性をより明確にすることが挙げられよう。この点については従来のアイヌ教育史研究では専ら他の植民地教育政策との共通点のみが現象的に指摘されてきたにとどまっているが、連関する部分の把握と共にそれらとの差異を明確にし、その背景や条件を考察することが必要だと考える。特に為政者の側にアイヌ「同化」政策は世界に希なほど「成功」したとの自己評価が根強いことを考えれば、かかるアイヌ政策の「徹底」ぶりをこそ相対化する必要があろう。

(1990年8月記)

付 記

- ・ 本論文の作成にあたっては、教育史学会第31回大会(1987年10月, 北海道大学)におけるコロキウム「アイヌ教育史」, および萱野茂氏による大学院集中講義(1988年9月, 北海道大学教育学部)か

ら得る所が大きかった。特にコロキウムの報告の労をとられた貝沢正、伊藤明の両氏ならびに萱野茂氏に感謝したい。

- 本論文の新聞資料については、その多くが北海道ウタリ協会が編集した『アイヌ史』資料編4（1989年）所収の資料を同編集委員会の厚意により使用させていただいたものである。
- そのほか、以下の各機関・個人から、資料の提供、紹介ないし閲覧の便宜を受けた。

北海道大学付属図書館北方資料室 北海道立文書館 函館市立函館図書館

北海道立図書館北方資料室 様似町教育委員会 平取町立二風谷小学校

国立公文書館 国立国会図書館法令議会資料室 衆議院議事部資料課

竹ヶ原幸朗 伊藤明 石原誠 山本融定

- 本稿脱稿後、1990年度歴史学研究会大会の記録は『歴史学研究』613号（1990年11月）として、根室シンポジウムの記録は『三十七本のイナウ』（北海道出版企画センター、1990年）として、弘前シンポジウムの記録は『北からの日本史』第2集（三省堂、1990年）として、それぞれ刊行された。

またこの間、「少数民族を考える歴史シンポジウム——アイヌとアメリカ・インディアン」（北海道歴史研究者協議会・札幌学院大学アメリカ研究会主催、1990年9月5日、於 北海道大学）の開催などにより、本稿に関わる幾つかの問題について少なからぬ知見の進展を得たが、これらについては他日を期したい。